

第二期大和市子ども・子育て支援事業計画

# ハートン プラン



令和2年3月  
大和市



## はじめに

わが国では、未婚化や晩婚化を背景に出生数の減少が予想を上回るペースで進んでおり、少子化の進行、人口減少は深刻さを増しています。また、共働き家庭の増加による保育ニーズの急速な増加をはじめ、核家族化や地域の人間関係の希薄化に伴う子育ての孤立化、児童虐待や子どもの貧困など、子ども・子育てをめぐり私たちが向き合うべき課題は山積しています。

本市においても、婚姻率や合計特殊出生率は県内でみると高い水準にはあるものの、年少人口割合は徐々に減少する見込みです。少子化が進む中にもあっても、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは、市民に寄り添う基礎自治体の重要な役割であると考えています。

このため、本市では、平成27年4月にスタートした子ども・子育て新制度に基づき、「第一期大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画期間内には、保育所等の整備を積極的に進め、4年連続で4月1日時点での待機児童数ゼロを達成するとともに、不妊治療や不育症治療への助成、子育て何でも相談・応援センターの設置など、妊娠を考えた時から、妊娠、出産、子育て期に及ぶ切れ目のない支援を積極的に展開してまいりました。

今般、これまでの取組をより一層充実させるために、令和2年度から5年間の新たな計画として、「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画では、教育・保育の量の確保と質の向上をはじめ、放課後の子どもの居場所の更なる充実、家庭の経済状況に関わらず子どもたちが健やかに育つための支援など、さまざまな子育て支援施策を進めることで、基本理念に掲げた「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に安心して子育て・親育ち～」の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査や市民討議会、意見公募手続き等において貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、長期間にわたり熱心な議論をしていただいた大和市子ども・子育て会議委員の皆様に心より御礼を申し上げます。

令和2年3月

大和市長 大木 哲



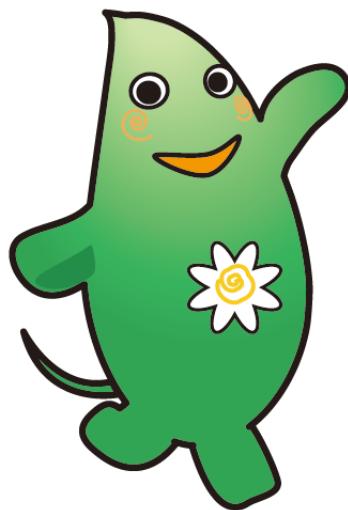
## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定経緯	4
第2章 大和市の子どもと家庭を取り巻く現状	5
1 少子化の動向	5
2 子どもと子育てを取り巻く状況	9
3 第二期子ども・子育て支援事業計画への課題	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 基本理念	15
2 基本目標	16
3 施策の体系	18
4 個別事業一覧	19
第4章 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項	24
1 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業	24
2 教育・保育提供区域の設定	28
3 量の見込み（目標事業量）の算定に用いる児童人口推計	29
4 幼児期の教育・保育	32
5 地域子ども・子育て支援事業	37
6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	54
7 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保の内容	55
8 その他の事項	56
第5章 施策の展開	59
基本目標1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり	60
基本目標2 親育ち・地域の子育て力を育む基盤づくり	66
基本目標3 安心して産み育てやすい環境づくり	75
基本目標4 子どもの生きる力をのばす環境づくり	86
基本目標5 さまざまな家庭の状況に応じた支援体制づくり	92
第6章 計画の推進に向けて	107
1 計画の推進体制及び進行管理	107
2 個別事業の点検・評価	107
3 情報公開	107

附属資料	108
1 本計画の策定経過	108
2 大和市子ども・子育て会議規則	110
3 大和市子ども・子育て会議委員名簿	112
4 大和市子ども・子育て事業計画 50 音順個別事業一覧	113

## 計画の愛称『ハートン プラン』について

ヤマトンの友達のハートンは優しい心を持った妖精です。子どもたちを優しい心（ハート）で守り育てていくこと、子どもたちにも優しい心を持って育つてほしいとの思いを込めました。



大和市イベントキャラクター  
ヤマトン



ハートン

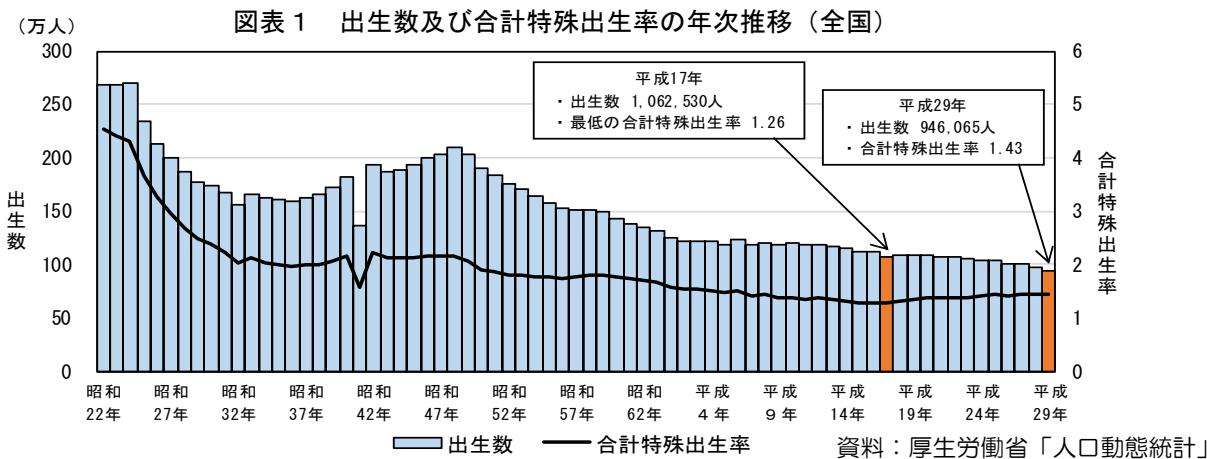




# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

わが国における出生数は減少傾向で推移しており、平成29年には946,065人となっています。また、合計特殊出生率については、平成17年以降、緩やかに増加傾向に転じており、平成29年には1.43まで回復しましたが、人口維持のために必要とされる2.07には依然として大きな隔たりがあります。



地域や家庭では子どもの数が減少するとともに、核家族化の進行や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、質の高い幼児期の教育・保育の確保や子育ての不安に寄り添い孤立をさせないための支援などが求められています。このような中、希望するすべての家庭が子どもを産み育てやすい社会を目指して、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることができます。また、次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長され、子ども・子育て支援法と併せて、より手厚い次世代育成支援対策を推進することとされています。さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを定めています。

大和市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に「大和市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第一期計画」という。）を策定し、計画の基本理念である「子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に子育て・親育ち～」を目指し、子どもが生き生きと育つまちづくりを推進してきました。第一期計画がその計画期間を終えることから、国、県の政策動向や社会情勢・本市の現状を踏まえ、「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。この計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、本市の実情や取り組むべき課題に対応した子ども・子育て支援の計画として策定します。

#### 子ども・子育て支援法 第六十一条

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく「大和市次世代育成支援行動計画」

平成27年3月を期限とする「次世代育成支援対策推進法」が、令和7年3月まで10年間延長され、同法8条第1項に規定される「市町村行動計画」の策定は任意計画となりました。

しかしながら、「大和市次世代育成支援行動計画（後期計画）」により各種の施策・事業が行われてきたことから、「子ども・子育て支援事業計画」は、同計画の取組を引き継ぐ計画として位置づけます。

### (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」

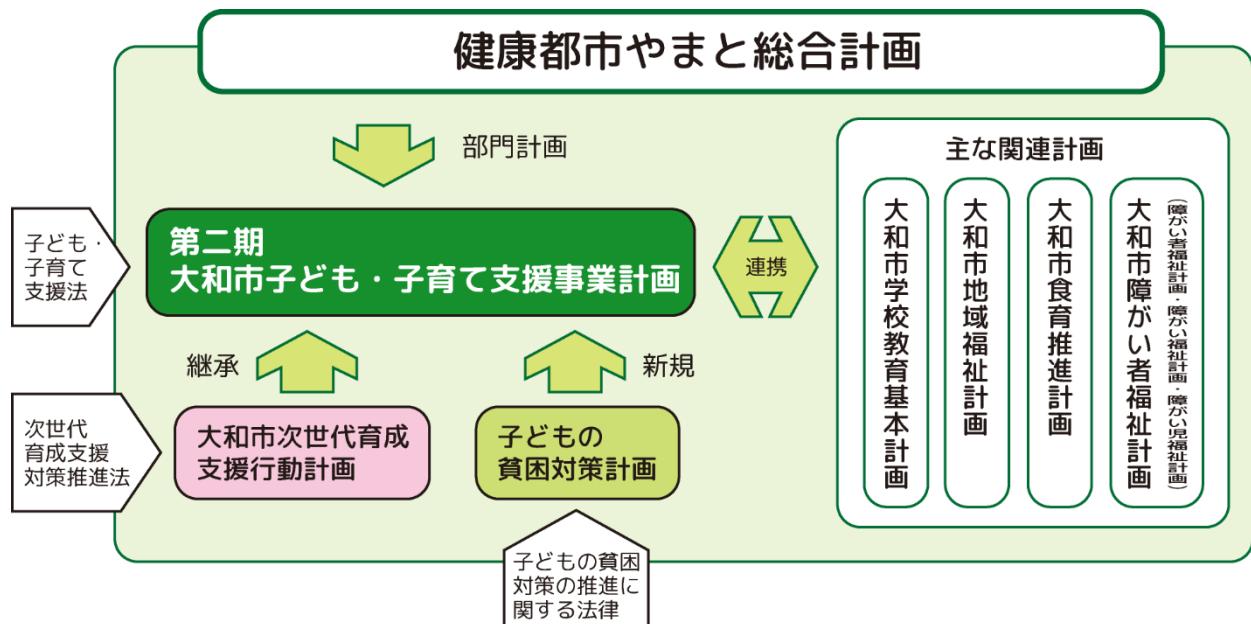
平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。これを受け、国は同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等を定めました。また、令和元年6月に同法が改正され、子どもの貧困対策の計画策定が市町村の努力義務となりました。

本市においても、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもたちのことはもちろん、同時に、子どもたちが今後そのような状態にならないような環境を作っていくため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関連施策の推進を図るために、「子どもの貧困対策計画」を包含した計画として位置づけます。

## (4) 他計画との関係

本計画の推進により、健康都市やまと総合計画の将来都市像「健康都市やまと」の実現を目指します。また、「大和市地域福祉計画」や「大和市学校教育基本計画」など、本市で実施している関連する計画との整合を図ります。

図表2 本市の他計画との関係



## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とします。

図表3 計画の期間



## 計画の策定経緯

子育ての当事者など本計画の対象者、子育て支援事業の関係者、教育・保育関係者などの意見を反映するため、以下の経過を経てこの計画を策定しています。

### (1) 0～5歳の子どもを持つ世帯へのニーズ調査の実施

本市の幼児期の教育・保育等に関するニーズや子育てに関する実態を把握し、計画に反映することを目的に、国が示す調査項目を基本として、0～5歳の就学前児童のいる市内3,000世帯を対象とした大和市子ども・子育て支援に関する調査（以下「本市ニーズ調査」という。）を実施しました。調査については、全体で1,927世帯から回答があり、回収率は64.2%でした。回収後、調査結果を分析し、子ども・子育て支援事業のニーズ量の算定を行いました。

実施期間：平成30年11月9日（金）～11月30日（金）

### (2) 大和市子ども・子育て会議による審議

子ども・子育て支援法に基づき、子育ての当事者や、地域で子育て支援に関わっている支援者、教育・保育関係者、学識経験者などの外部委員から構成される「大和市子ども・子育て会議」を設置し、幼児期の教育・保育の提供体制のあり方等、子ども・子育て支援事業計画の内容について審議し、その意見を計画に反映しました。

### (3) やまと市民討議会及びパブリック・コメントの実施

より広範に市民の意見や提案を聴取するため、さらには計画策定における透明性を確保するために、やまと市民討議会及びパブリック・コメントを実施しました。

やまと市民討議会実施日：令和元年8月3日（土）

パブリック・コメント実施期間：令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）



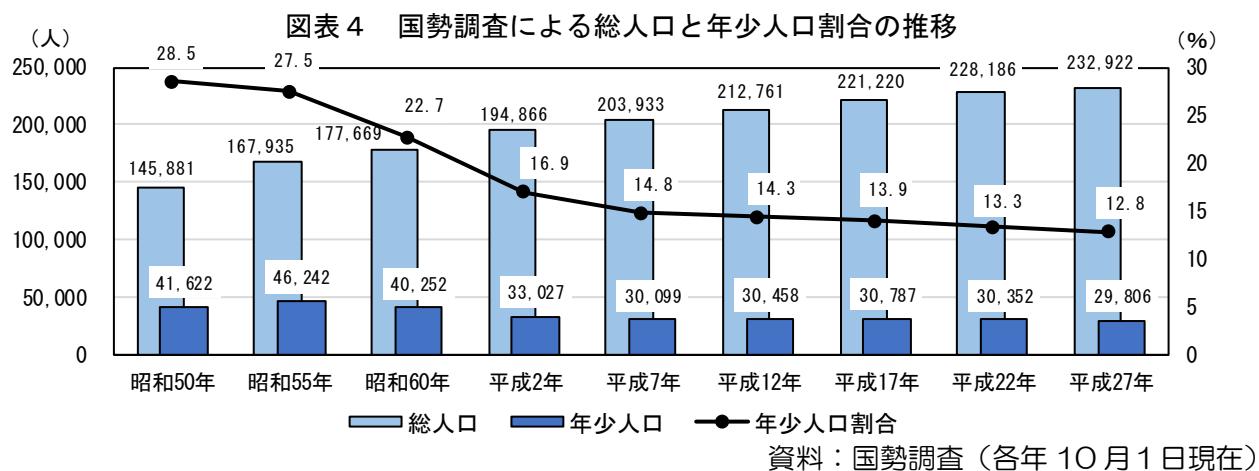
## 第2章

# 大和市の子どもと家庭を取り巻く現状

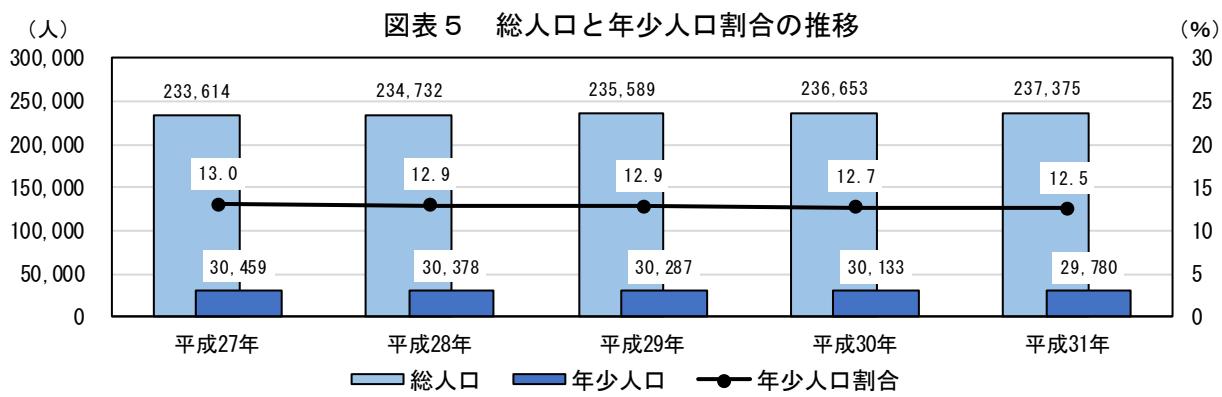
## 1 少子化の動向

### (1) 人口と年少人口割合の推移

国勢調査による本市の総人口は、昭和 50 年の 145,881 人から平成 27 年には 232,922 人と、約 1.6 倍に増加しました。また、年少人口（0 歳から 14 歳）は、昭和 50 年の 41,622 人から平成 27 年には 29,806 人と、約 7 割に減少しました。総人口に占める年少人口の割合は、昭和 50 年以降減少し、平成 27 年には 12.8% となっています。



住民基本台帳に基づく本市の総人口は、緩やかな増加傾向にあります。年少人口は、平成 27 年には 30,459 人でしたが、平成 31 年 4 月時点では 679 人減少し 29,780 人となりました。また、年少人口の割合は、平成 31 年 4 月時点で 12.5% となっています。

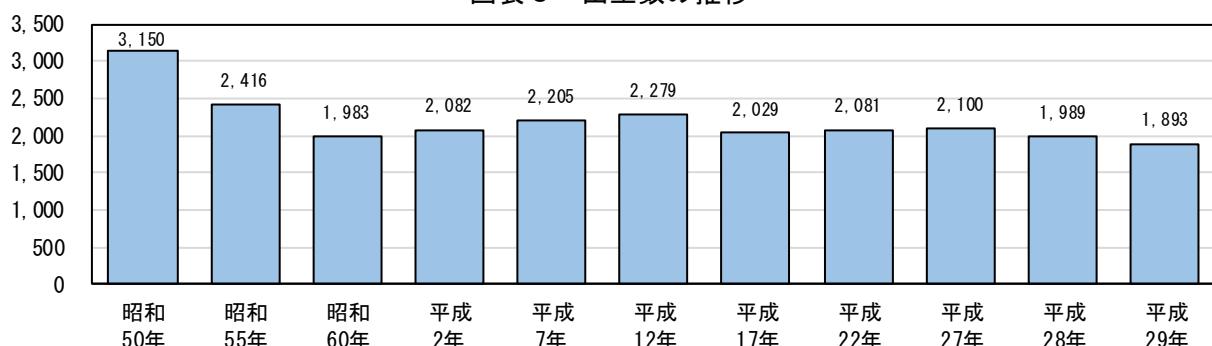


## (2) 出生数・出生率（人口 1,000 人に対する件数）の推移

本市の出生数は、昭和 50 年の 3,150 人から昭和 60 年の 1,983 人まで急激に減少しましたが、その後は横ばいで推移し、平成 29 年には 1,893 人となっています。

(人)

図表 6 出生数の推移

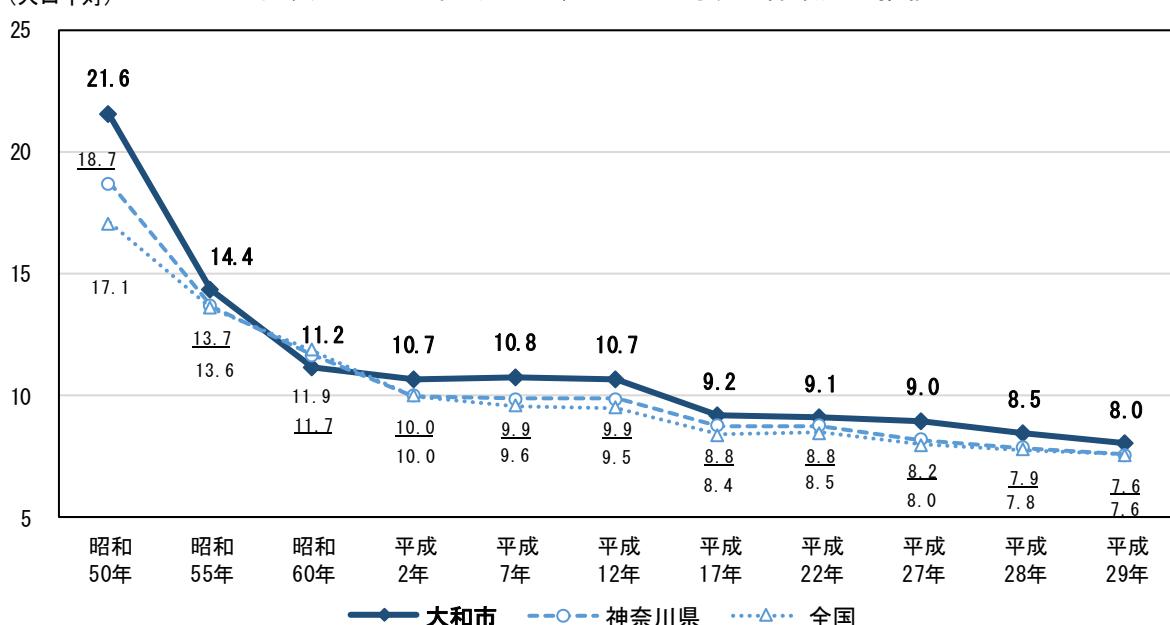


資料：神奈川県衛生統計年報

本市の出生率（人口 1,000 人に対する件数）は、全国や神奈川県を上回る水準にありますか、昭和 50 年の 21.6 から減少傾向で推移しており、平成 29 年には 8.0 となっています。

(人口千対)

図表 7 出生率（人口 1,000 人に対する件数）の推移

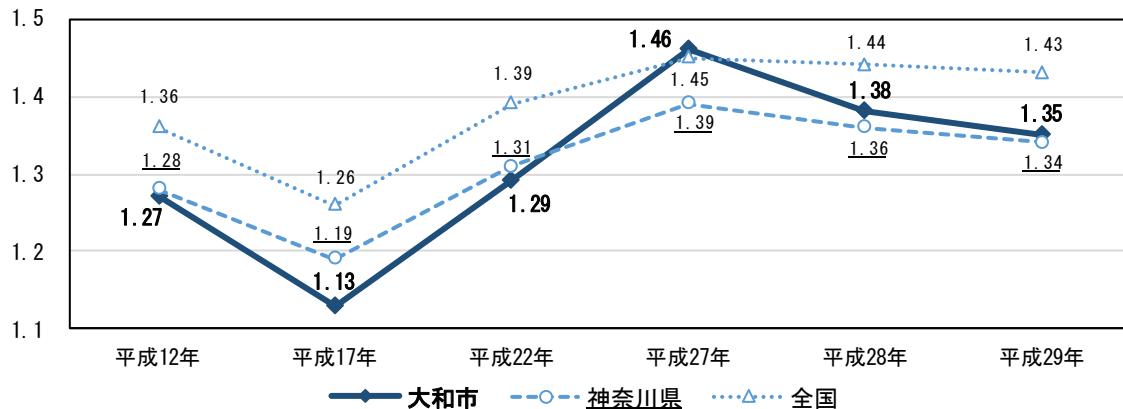


資料：神奈川県衛生統計年報

### (3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に産むと推定される子どもの数）は、平成17年から増加傾向で推移していましたが、平成27年以降は減少しており、平成29年には1.35となっています。

図表8 合計特殊出生率の推移

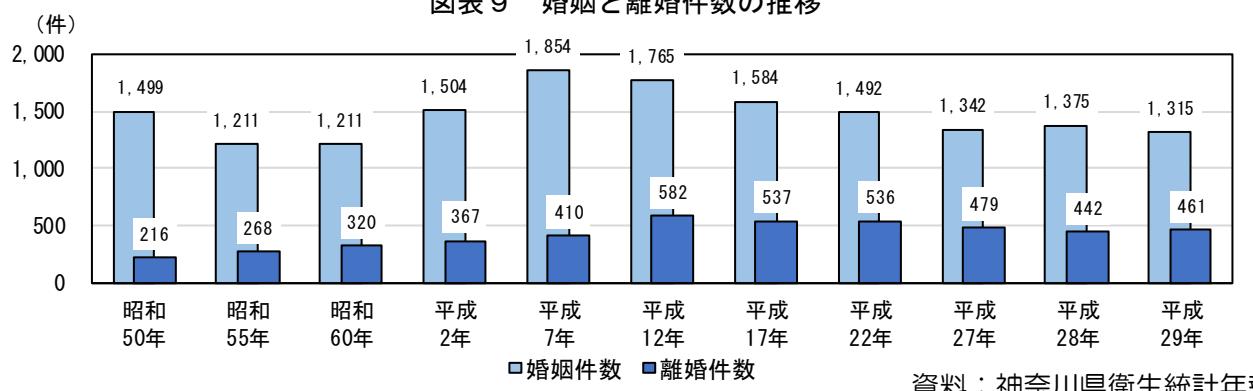


資料：神奈川県衛生統計年報

### (4) 婚姻の動向

本市の婚姻と離婚件数は、平成29年には婚姻件数が1,315件、離婚件数が461件となっています。婚姻率（人口1,000人に対する件数）は、平成7年以降減少傾向にあり、平成29年には5.6となっています。離婚率（人口1,000人に対する件数）は、横ばい傾向にあり、平成29年には2.0となっています。

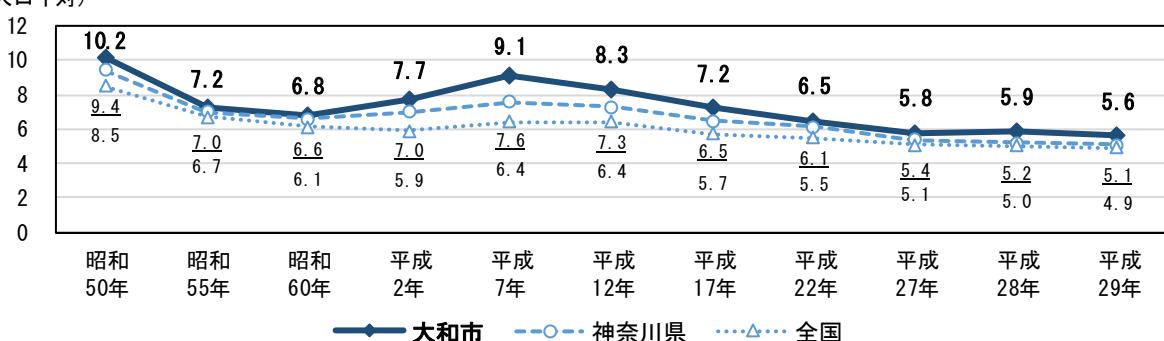
図表9 婚姻と離婚件数の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

(人口千対)

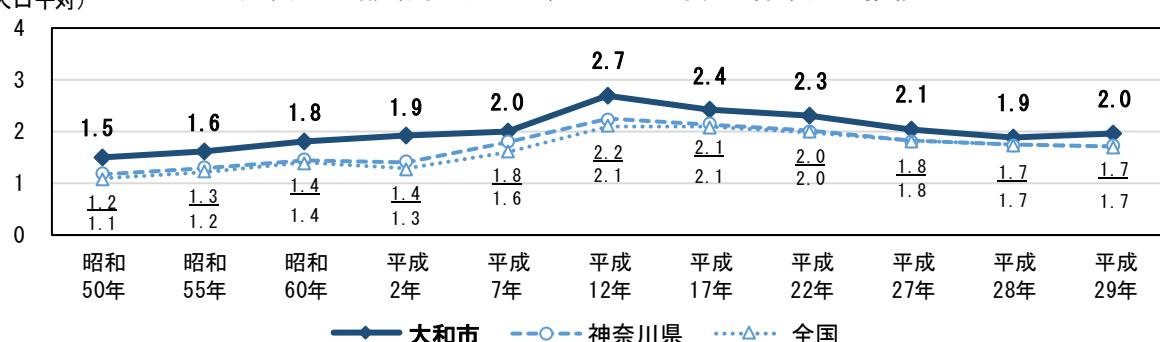
図表 10 婚姻率（人口 1,000 人に対する件数）の推移の推移



資料：神奈川県衛生統計年報

(人口千対)

図表 11 離婚率（人口 1,000 人に対する件数）の推移

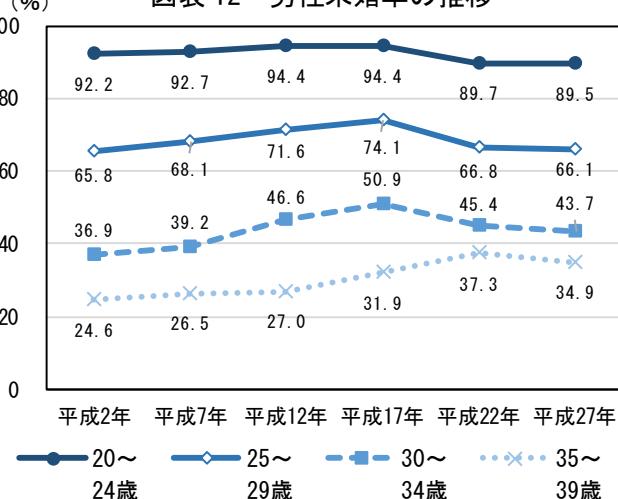


資料：神奈川県衛生統計年報

男女別に 20 歳から 39 歳までの未婚率を 5 歳ごとの階級に分けてみると、平成 22 年から平成 27 年にかけて、男性の 20~39 歳と女性の 30~39 歳の未婚率は減少傾向にあり、女性の 20~29 歳の未婚率は上昇しています。長期的に見ると未婚化や晩婚化が進行していることがうかがえます。

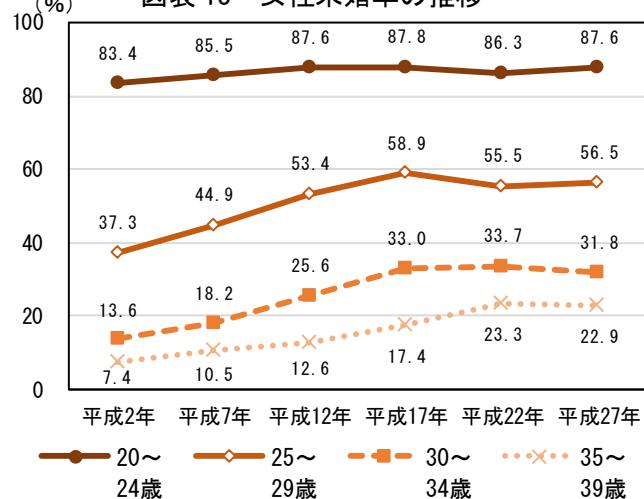
(%)

図表 12 男性未婚率の推移



(%)

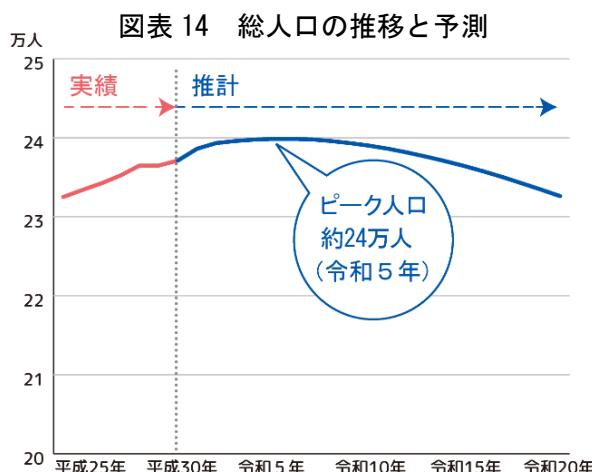
図表 13 女性未婚率の推移



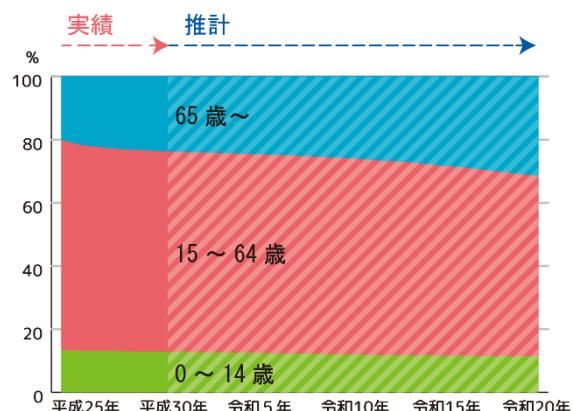
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

## (5) 今後の年少人口の推移

本市の総人口は市制施行以来、増加を続けています。今後もわずかに増加を続けた後、令和5年に約24万人のピークを迎え、その後、緩やかに減少していく見通しです。また、年少人口割合は、平成29年から令和10年にかけて、約13%から12%へ緩やかな減少が予測されます。



## 図表15 年齢構成の推移と予測

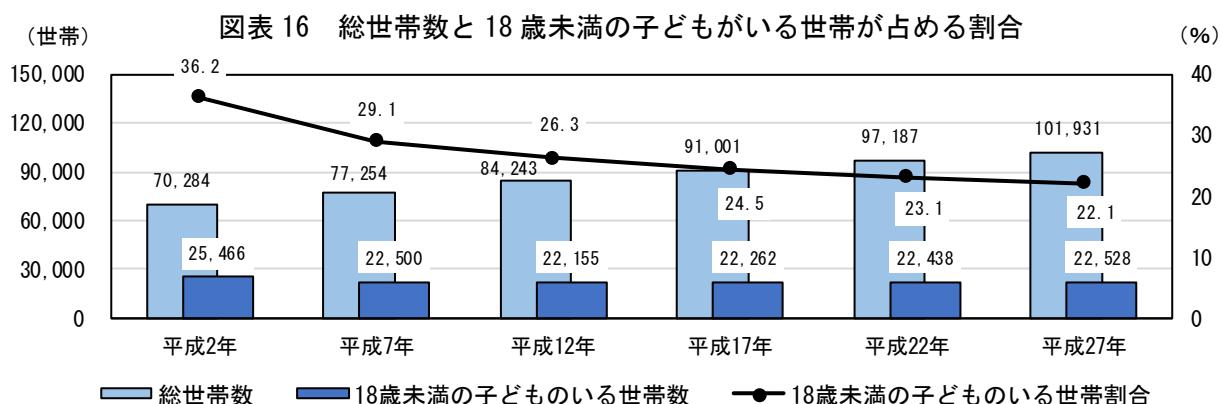


資料：健康都市やまと総合計画

## 2 子どもと子育てを取り巻く状況

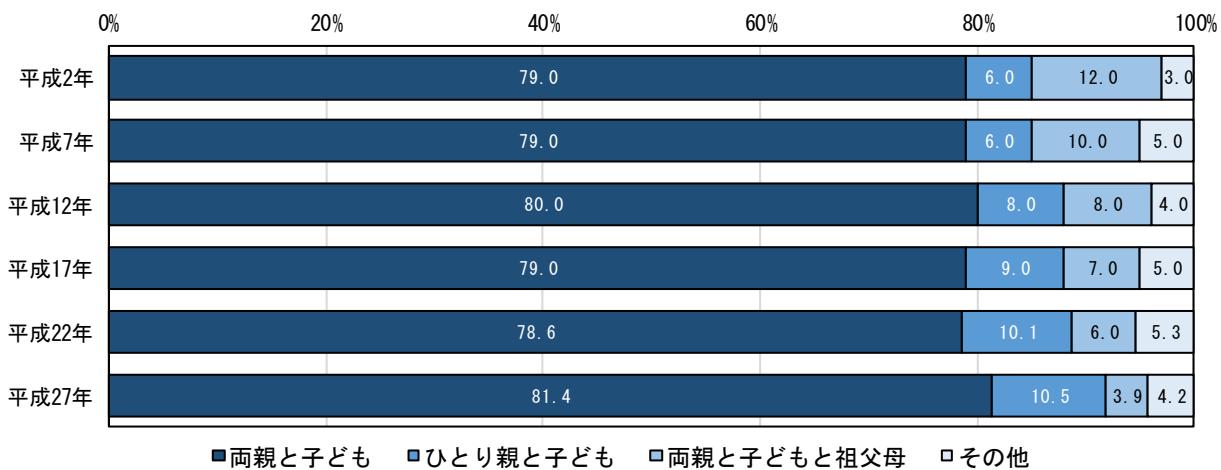
### (1) 子どもがいる世帯数と世帯構造

本市の世帯数は全体として増加傾向にあります。18歳未満の子どものいる世帯数は平成2年から平成12年にかけて減少していましたが、平成12年以降は微増しています。18歳未満の子どものいる世帯の構造をみると、核家族世帯（両親と子どもの世帯、ひとり親と子どもの世帯の合計）が全体の9割以上を占めています。一方で、三世代同居（両親と子どもと祖父母の世帯）の比率は約4%まで減少しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 17 18歳未満の子どもがいる世帯の構造



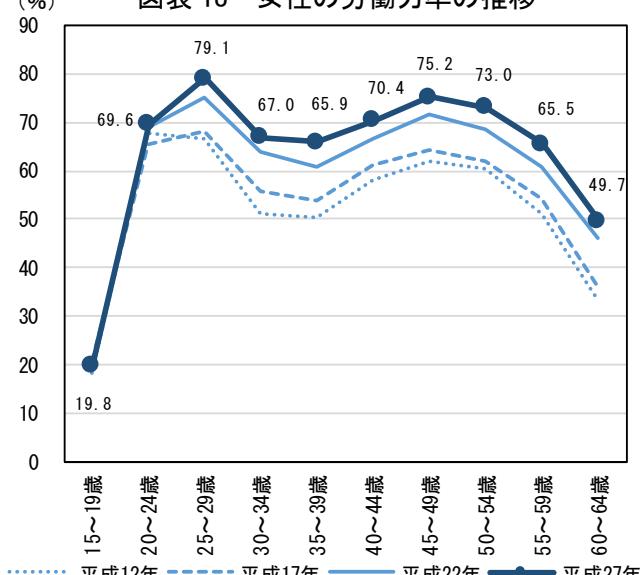
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (2) 女性の労働力率の推移

男女別年齢別に労働力率をみると、女性は20歳代前半で就職し、その後結婚や出産により一時離職し、その後再び就職することから「M字カーブ」を描くことが広く知られています。このM字カーブについては、女性の労働力率の変化に関する全国的な傾向として、未婚化や晩婚化が進んでいること、結婚時の雇用継続が増加していること、育児休業取得率が上昇していることなどから、そのM字型の底が徐々に浅くなっています。本市においても30歳代の女性全体の労働力率は大幅に上昇しています。

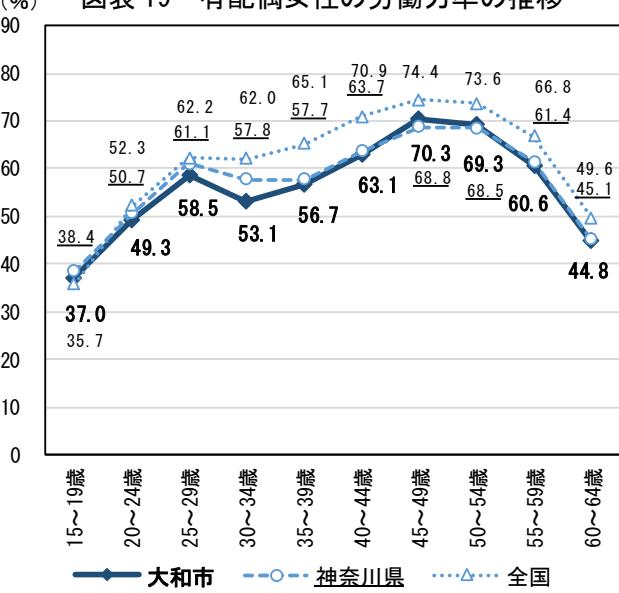
また、本市の有配偶者女性（配偶者のいる女性）の労働力率は、全国平均と比較して低い傾向にありますが、女性の活躍を支える環境づくりを国全体として推進していく方針であることから、女性の労働力率の上昇は今後も続くものと予想されます。

図表 18 女性の労働力率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

図表 19 有配偶女性の労働力率の推移



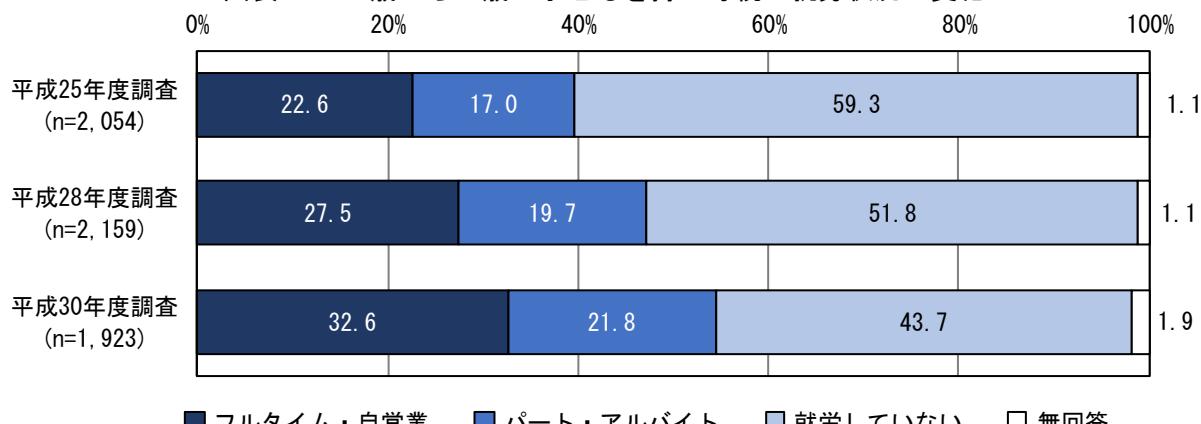
資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

### (3) 親の就労状況

平成 30 年度の本市ニーズ調査によれば、本市の0～5歳の子どもをもつ親の就労状況は、父親の9割以上がフルタイムで就労しており、母親の 32.6%がフルタイムで、21.8%がパート・アルバイトで就労（育児休業中を含む。）しています。5年前の調査と比較すると、就労する母親の比率は 14.8 ポイント増加しています。

また、現在未就労の母親の 63.0%が、将来の就労を希望しており、今後も共働き世帯が増加していくことが予測されます。

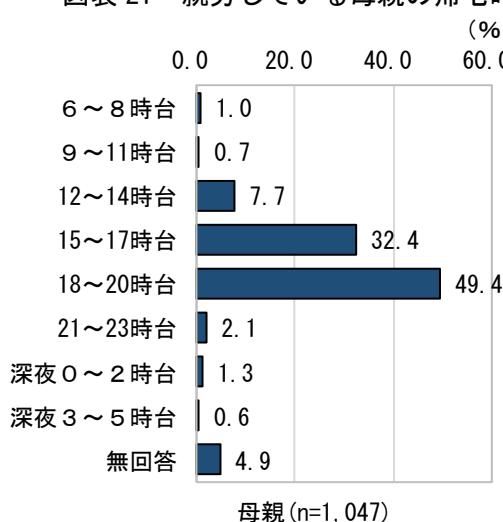
図表 20 0歳から5歳の子どもを持つ母親の就労状況の変化



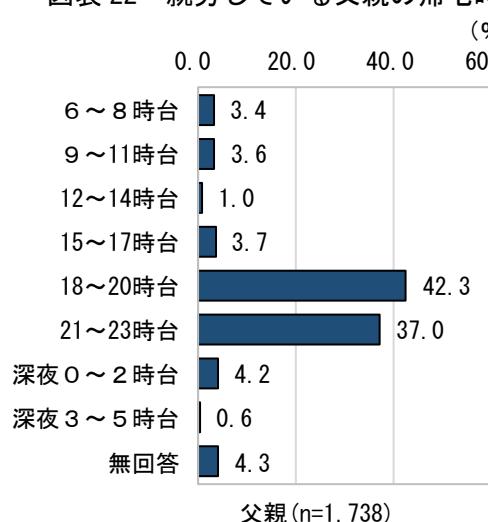
資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査（平成 25 年度、平成 28 年度、平成 30 年度）

また、就労している母親と父親の帰宅時間を見ると、母親の帰宅時間は 18～20 時台が最も多く 49.4%となっています。父親の帰宅時間は 18～20 時台が最も多く 42.3%となっていますが、18～23 時台で約8割を占めており、平日に父親が育児に関わることが難しい状況がうかがえます。

図表 21 就労している母親の帰宅時間



図表 22 就労している父親の帰宅時間

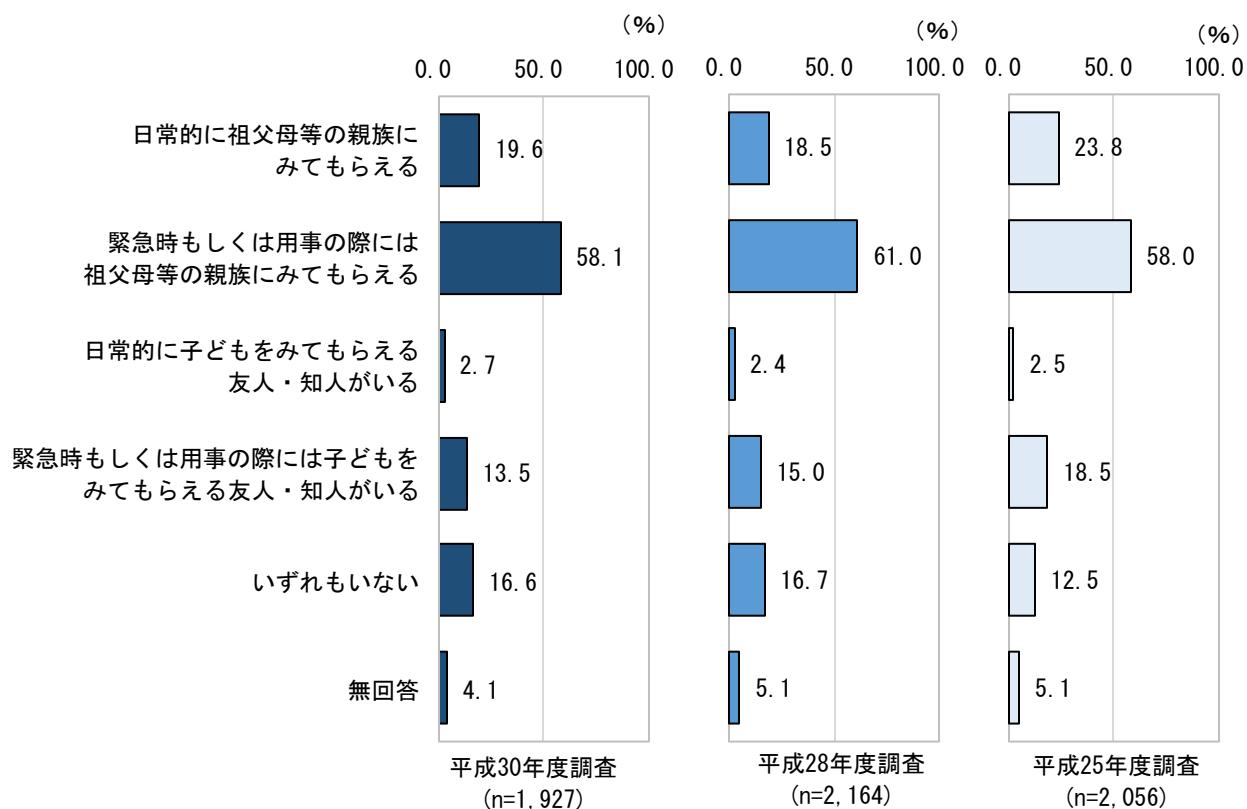


資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査（平成 30 年度）

#### (4) 子育ての不安感、負担感、孤立感

平成 30 年度の本市ニーズ調査によれば、子育てについて日常的に頼ることができる祖父母等の親族や友人・知人がいる方の割合は 22.3%で、4人に 1 人程度となっています。さらに、5年前の調査と比較すると、子どもをみてもらえる親族・知人がいないと回答した方の割合は 16.6%となっており、4.1 ポイント増加しています。また、7%の方は子育てをする上で気軽に相談できる人がいないと回答しています。このように、日々の子育てに対する助言や協力を得ることが難しく、孤立した状況で子育てしている家庭が存在していることがうかがえます。

図表 23 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査（平成 25 年度、平成 28 年度、平成 30 年度）

### 3 第二期子ども・子育て支援事業計画への課題

〇歳～5歳の子どもを持つ世帯への本市ニーズ調査、大和市子ども・子育て会議での検討から、次の課題（テーマ）が見えてきました。

#### 多様な働き方・ニーズに対応した幼児期の教育・保育の提供

- 本市ニーズ調査において、就労する母親が増加傾向にあることや共働き世帯が増加する見通しであることから、今後も教育・保育の提供体制については、「量」の確保と「質」の向上の両面から、ニーズが高まることが予想されます。
- 働き方が多様化していることから、保護者の保育ニーズに対応したさまざまなサービスの提供が求められます。

#### 家庭の子育て力を支え育てる支援

- 子育ての主体は家庭であることを基本としながらも、地域全体で子育て家庭を温かく見守り、子どもの成長はもとより、親としての成長も支援する社会づくりが求められます。
- 育児に関する悩みなど、子育ての不安感を和らげるため、身近な場所で話を聞く場、相談が出来る場や、地域のつながりを生み出す場が求められています。また、利用者のニーズに寄り添った相談や、分かりやすい情報発信が求められています。
- 共働き世帯が増加傾向にあり、親子の関わりを持つ時間が減少しています。本市ニーズ調査においても、父親の育児休業の取得率が低いことや帰宅時間が遅いことなどから、育児・家事への参加を難しくしている状況が伺えます。

#### 安心して産み育てることのできる支援

- 少子化が進む中、安心して子どもが産めるよう、子どもを授かりたいと願う人への支援や、安心して出産に臨めるための取組など、少子化対策の重要性が高まっています。
- 自身の子どもを持つまで赤ちゃんの世話をしたことがなく、知識や経験不足から、育児の悩みを抱えるケースがみられます。こうした子育て家庭に寄り添い、妊娠・出産・育児の不安を緩和することや、親子の健康と安全を守る取組が求められます。

## 放課後の子どもの居場所や多様な体験の場の提供

- 共働き世帯の増加や子育て環境の変化に伴い、放課後の子どもの居場所の確保が重要となります。また、放課後の過ごし方に係る選択肢が多様化したことから、それぞれの事業の連携と効果的な運用が求められます。
- 青少年の健全育成を図るため、多様な体験の場・機会の充実が必要です。

## 子どもや家庭の状況に応じた子育て支援

- 障がいのある子どもや外国につながりのある子ども、ひとり親家庭や経済的に困難な家庭の子ども等、配慮や支援が必要な子どもを含め、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、さまざまな家庭の状況に応じた子どもと家庭への支援が求められます。
- 児童虐待については、さらなる対策の強化等が求められます。
- 本市ニーズ調査において、子育てにおける経済的負担軽減を望む声が多く聞かれました。



ハートン（左側）とヤマトン（右側）  
(大和ゆとりの森)



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念



将来を担う子どもの健やかな成長は、私たちの心に夢と希望を与えます。また、子どもたちの明るい笑顔や笑い声はまちの元気の源です。そうした存在である子どもたちが心身ともに健やかに成長するため、また、「子どもを授かりたい」と思ったときから、安心して妊娠、出産に臨み、そして子育てすることができ、育てる喜びや生きがいを感じられるためには、すべての子どもと家庭が地域社会の中でさまざまなつながりを持ち、安心して子育てできるまちの実現が必要です。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景に、知識や経験が不足したまま子育てに直面することにより、育児の悩みを抱えてしまうケースがみられています。そうした子育て世代に寄り添い、子育ての不安感や孤立感を和らげるとともに、子育て家庭と地域が一緒になって、すべての子どもたちが生き生きと自分らしく育つこと、生きる力を育むことを支えていくことが必要です。

本計画では、すべての子どもたちが笑顔でのびやかに成長していくために、また、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びや生きがいを感じるために、家庭と地域が共に成長し、支えあうまちの実現を目指します。

## 2 基本目標

### 基本目標1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり

- 子育て世帯の働き方が多様化し、保護者の希望する幼児期の教育・保育のニーズもさまざまであることから、多様な選択肢を充実させていくことが必要です。保育所、認定こども園、小規模保育等の新設や、認可外保育施設の認可化等により保育の受け皿を確保し、希望する幼児期の教育・保育を受けることのできる環境づくりを進めるとともに、幼稚園における長時間預かり保育の支援など、保育ニーズに対する多様な選択肢を確保します。
- 教育・保育の「質」及び「安全性」の確保・向上を図るため、認可保育所をはじめ、私設保育施設や地域型保育事業所等への巡回訪問、助言、指導等を実施するとともに、保育・教育の基盤となる保育士等の人材確保と研修等を通じた人材育成に努めます。

### 基本目標2 親育ち・地域の子育て力を育む基盤づくり

- すべての子育て家庭が、子どもと向き合い喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの過程を支援していく必要があります。子育ての不安感や孤立感を和らげ、一人ひとりの状況に応じた最適なサポートを受けることができるよう、子育てに関するさまざまな情報を積極的かつ的確に発信するとともに、子育て中の悩みを気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。
- 子育て家庭が育児で孤立することなく子育てができるよう、地域の子育てに関する支援拠点の充実を図るとともに、親子のつながりが広がるよう、子育て家庭の身近な場所で気軽に相談や交流ができる環境の充実を図ります。
- 子育ての最も重要な主体は家庭であることを基本としながらも、地域社会全体で子育てを支えていくことが重要です。地域の人と人とのつながりを育て、子育て支援者の育成や、子育て支援活動を奨励し、地域の子育て力を高めます。また、父親と母親が共に子育てしながら安心して働くことができるよう、市民や市内事業者に対して、仕事と子育ての両立などについて啓発を行います。

### 基本目標3 安心して産み育てやすい環境づくり

- 安心して子どもを産み育て、子どもが心身ともに健やかに成長するためには、妊娠を考えた時から、妊娠や出産、子育て期間を通じて、切れ目のない支援を行うことが必要です。不妊症や不育症の助成を行い、子どもを授かりたい人への支援を行うとともに、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査の受診の推進、乳児家庭全戸訪問事業等の支援の充実を図ります。
- 子どもの心身の発達への不安の解消の観点から、さまざまな機会を活用して、育児相談や母子保健に関する情報提供を行い、幼児期から健やかな生活習慣を身につけ、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- 子どもの健やかな心身を育むために、子どもの発育・発達にあった食の重要性を学ぶ機会を提供し、乳幼児期からの食習慣づくりを支援します。
- 地域での安全・防犯の取組への関心が高まる中、すべての子どもが安心して生活ができ、地域の中で見守られ育てられるような安心・安全な環境づくりを進めます。

## **基本目標4 子どもの生きる力をのばす環境づくり**

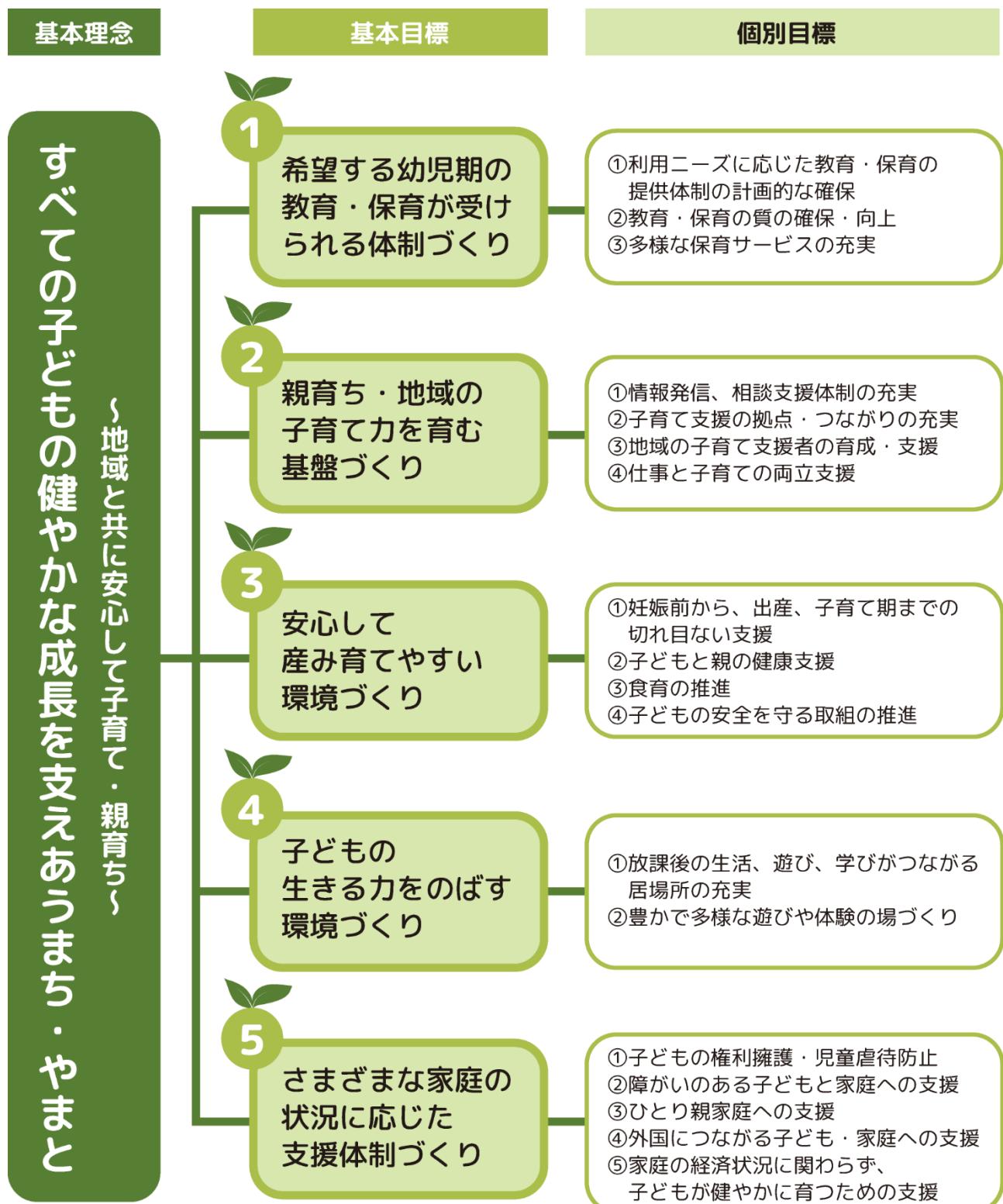
- 子育て環境の変化などに伴い、すべての子どもが安全で安心して放課後を過ごすことができる居場所の確保が求められています。発達段階に応じた適切な生活・遊び・学びの場を通して、子どもたちの「生きる力」を育み、豊かで快適な放課後を過ごせる環境づくりを目指します。また、関係機関の連携を図り、配慮が必要な子どもを含め一人ひとりの子どもに応じた適切な支援に努めます。
- 多様な体験や交流を通して、子どもや青少年の情操を高め、心豊かな人間性やリーダーシップを養うこと目的とし、自然体験、社会体験、運動・遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。

## **基本目標5 さまざまな家庭の状況に応じた支援体制づくり**

- 児童虐待は、子どもの健全な育成を阻害することはもとより、子どもの命をも脅かす深刻な問題であり、児童虐待の発生予防の観点から、親の孤立防止、声かけや親同士の交流の促進などの方策が必要です。児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のために、児童相談所や民生委員・児童委員など、関係機関との連携強化を図ります。
- 発達相談については、社会の変化に伴い相談ニーズが多様化しており、より高い専門性が求められています。児童発達支援などの障がい児支援サービスについては、市内の関係機関や県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援の充実を進めます。
- ひとり親家庭では、その多くが仕事と子育ての両方を一人で担う必要があり、さまざまな困難に直面している場合があります。生活の安定を図るために、社会的かつ経済的な自立に向けた支援を推進するとともに、相談体制の充実を図り、多面的な支援を進めます。
- 外国につながる子ども・家庭は、子育てをはじめ地域社会と接触するさまざまな場面で、言語、習慣、文化の違い等から、不安や不自由を感じることがあります。多様な文化を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりに努めます。
- 家庭の経済状況など、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されず、すべての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、幼児教育・保育の無償化や児童手当の支給をはじめ、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援などを進めます。

### 3 施策の体系

「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に安心して子育て・親育ち～」を理念とする本計画の体系を以下のとおり定めました。



## 個別事業一覧

本計画の施策体系として、各基本目標の中に、基本目標に関連づいた個別目標が設定されています。さらに、各個別目標の実現に向けて、本市で推進する子ども・子育て支援に関する主要な事業を個別事業として位置づけています。

本計画の個別事業を体系別に一覧にすると、次のとおりとなります。

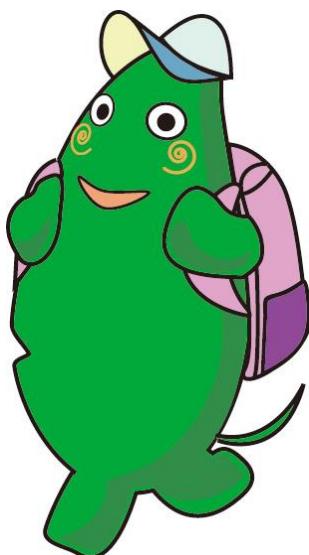
なお、個別事業の名称は、原則として市の事務事業名と一致させ、市の事務事業でない個別事業については、網掛けをしています。所管・窓口は令和2年3月時点の名称を記載しています。

基本目標	個別目標	事業名	所管・窓口	掲載頁
1 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり	①利用ニーズに応じた教育・保育の提供体制の計画的な確保	1 私立幼稚園等運営支援事業	ほいく課	60
		2 民間保育所建設・増設支援事業	ほいく課	60
		3 公私連携型保育所等整備事業	ほいく課	61
		4 認可保育所等運営事務	ほいく課	61
		5 保育事業（市立保育所）	ほいく課	61
		6 保育所等施設型給付事業	ほいく課	61
		7 子育て支援施設管理運営事業	ほいく課	61
	②教育・保育の質の確保・向上	8 認定保育施設運営費助成事業	ほいく課	62
		9 私設保育施設支援事業	ほいく課	62
		10 特定教育・保育施設等指導事務	ほいく課	63
		11 保育士等研修事務	ほいく課	63
		12 私設保育施設指導事務	ほいく課	63
		13 民間保育所等運営支援事業	ほいく課	63
		再掲 私立幼稚園等運営支援事業	ほいく課	63
	③多様な保育サービスの充実	再掲 民間保育所等運営支援事業	ほいく課	64
		14 病児保育事業	ほいく課	64
		15 ファミリーサポートセンター事業	すくすく子育て課	65
		再掲 私立幼稚園等運営支援事業	ほいく課	65
		再掲 公私連携型保育所等整備事業	ほいく課	65
		再掲 子育て支援施設管理運営事業	ほいく課	65

基本目標	個別目標	事業名	所管・窓口	掲載頁
2 親育ち・地域の子育て力を育む基盤づくり	①情報発信、相談支援体制の充実	16 子育て世代包括支援センター事業	すくすく子育て課	67
		再掲 認可保育所等運営事務	ほいく課	67
		17 母子保健相談指導事業	すくすく子育て課	67
		18 家庭児童相談事業	すくすく子育て課	67
		19 養育支援訪問事業	すくすく子育て課	68
		20 図書館管理運営事業	図書館	68
		21 子育て情報提供事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	68
		22 子育てに関する学習機会の提供事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	68
		23 子育てに関する相談・援助	社会福祉協議会 子育て支援センター	69
		24 子育ての仲間作りの機会提供事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	69
	②子育て支援の拠点・つながりの充実	25 子育て支援センター運営事業	こども総務課	70
		26 つどいの広場事業	こども総務課	70
		27 地域育児センター事業	ほいく課	71
		28 子育てサークルの育成支援事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	71
		再掲 家庭児童相談事業	すくすく子育て課	71
		29 生涯学習センター管理運営事業	生涯学習センター	71
	③地域の子育て支援者の育成・支援	30 青少年指導者育成支援事業	こども・青少年課	72
		31 大和市家庭・地域教育活性化会議支援事業	こども・青少年課	72
		再掲 図書館管理運営事業	図書館	73
		32 民生委員児童委員活動支援事業	健康福祉総務課	73
		33 ボランティアグループ活動支援	社会福祉協議会 子育て支援センター	73
		34 子育て支援ボランティア養成事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	73
	④仕事と子育ての両立支援	35 男女共同参画意識啓発事業	国際・男女共同参画課	74
		36 中高生保育入門講座	社会福祉協議会 ボランティア振興課	74

基本目標	個別目標	事業名	所管・窓口	掲載頁
3 安心して産み育てやすい環境づくり	①妊娠前から、出産、子育て期までの切れ目ない支援	再掲 子育て世代包括支援センター事業	すくすく子育て課	75
		37 助産・母子生活支援施設入所事業	こども総務課	76
		38 妊婦健康診査事業	すくすく子育て課	76
		39 妊産婦・新生児等訪問事業	すくすく子育て課	76
		40 不妊治療費助成事業	すくすく子育て課	76
		41 不育症治療費助成事業	すくすく子育て課	77
		42 出産費用助成事業	すくすく子育て課	77
		43 産後健康診査事業	すくすく子育て課	77
		44 産後ケア事業	すくすく子育て課	77
		45 出産育児一時金支給事業	保険年金課	77
		46 産科医等確保支援事業	健康づくり推進課	78
		47 小児医療費助成事業	こども総務課	79
		48 未熟児養育医療給付事業	こども総務課	79
		49 4か月児健康診査事業	すくすく子育て課	80
②子どもと親の健康支援	②子どもと親の健康支援	50 8か月児健康診査事業	すくすく子育て課	80
		51 1歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	80
		52 3歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	80
		53 経過検診事業	すくすく子育て課	81
		54 低体重児育児支援事業	すくすく子育て課	81
		55 保育所健康管理事業（市立保育所）	ほいく課	81
		56 予防接種事業	健康づくり推進課	81
		57 保育所給食事業（市立保育所）	ほいく課	82
		58 こども食堂支援事業	こども・青少年課	83
		59 赤ちゃんまもるくん	こども総務課	84
④子どもの安全を守る取組の推進	④子どもの安全を守る取組の推進	60 保育所等乳児見守り安全対策事業	ほいく課	84
		再掲 公私連携型保育所等整備事業	ほいく課	84
		61 大和市子ども見守り活動協議会	教育総務課	85
		62 地域防犯活動支援事業	生活あんしん課	85
		63 地域防犯活動推進事業	生活あんしん課	85

基本目標	個別目標	事業名	所管・窓口	掲載頁
4 子どもの生きる力をのばす環境づくり	①放課後の生活、遊び、学びがつながる居場所の充実	64 児童館管理運営事業	こども・青少年課	87
		65 放課後児童クラブ事業	こども・青少年課	87
		66 学力向上対策推進事業	指導室	87
		67 放課後寺子屋プログラミング教室	教育研究所	87
		68 放課後児童クラブ施設整備事業	こども・青少年課	88
		再掲 こども食堂支援事業	こども・青少年課	88
	②豊かで多様な遊びや体験の場づくり	69 緑野青空子ども広場管理運営事業	こども・青少年課	89
		70 青少年育成事業	こども・青少年課	89
		71 こども体験事業	こども・青少年課	90
		72 青少年キャンプ施設管理運営事業	こども・青少年課	90
		73 親子ふれあい推進事業	こども・青少年課	90
		74 青少年センター運営事業	こども・青少年課	90
		75 屋内こども広場管理運営事業	ほいく課	90
		76 既設公園等大規模改修事業	みどり公園課	91
		77 ゆとりの森管理運営事業	みどり公園課	91
		再掲 青少年指導者育成支援事業	こども・青少年課	91



基本目標	個別目標	事業名		所管・窓口	掲載頁
5 さまざま な家庭の 状況に 応じた 支援体制 づくり	①子どもの権利 擁護・児童虐待防止	再掲	妊産婦・新生児等訪問事業		すくすく子育て課 93
		再掲	家庭児童相談事業		すくすく子育て課 93
		再掲	養育支援訪問事業		すくすく子育て課 93
	②障がいのある 子どもと家庭 への支援	78	私立幼稚園等特別支援教育支援事業		ほいく課 94
		79	発達相談支援システム推進事業		すくすく子育て課 95
		80	児童発達支援事業		すくすく子育て課 95
		81	特別障害者手当等支給事業		障がい福祉課 95
		82	障がい児自立支援給付事業		すくすく子育て課 95
		83	障がい児地域生活支援事業		すくすく子育て課 96
		再掲	民間保育所等運営支援事業		ほいく課 96
	③ひとり親家庭 への支援	84	ひとり親家庭等医療費助成事業		こども総務課 98
		85	ひとり親家庭等家賃助成事業		こども総務課 98
		86	ひとり親家庭等相談事業		こども総務課 98
		87	児童扶養手当支給事業		こども総務課 98
		88	母子家庭等自立対策支援事業		こども総務課 98
		再掲	助産・母子生活支援施設入所事業		こども総務課 99
	④外国につなが る子ども・家 庭への支援	89	外国語通訳事業		国際化協会 100
		90	通訳・翻訳ボランティアによる通訳・翻訳サービス		国際化協会 100
		91	外国につながる子どもたちへの補習クラスの開催		国際化協会 100
		92	大和市プレスクール		指導室 101
	⑤家庭の経済状 況に 関わらず、 子どもが 健やかに育つ ための支援	93	保育サービス利用助成事業		ほいく課 103
		再掲	学力向上対策推進事業		指導室 103
		94	小・中学校学用品等就学援助事業		学校教育課 104
		95	小・中学校医療費等就学援助事業		保健給食課 104
		96	学校給食費助成事業		保健給食課 104
		97	奨学金給付事業		学校教育課 104
		98	青少年相談・街頭補導事業		青少年相談室 105
		再掲	ひとり親家庭等相談事業		こども総務課 105
		再掲	ひとり親家庭等家賃助成事業		こども総務課 105
		再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業		こども総務課 105
		再掲	母子家庭等自立対策支援事業		こども総務課 105
		99	児童手当支給事業		こども総務課 106
		再掲	児童扶養手当支給事業		こども総務課 106



## 第4章

# 子ども・子育て支援事業計画の基本的事項

## 1 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業

子ども・子育て支援法に基づき、本計画に具体的な実施計画を記載する事業は以下のとおりです。

図表 24 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項に該当する事業

(1) 子どものための教育・保育給付	(2) 地域子ども・子育て支援事業
<p><b>施設型給付</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>幼稚園</li><li>認定こども園</li><li>保育所</li></ul> <p><b>地域型保育給付</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>小規模保育</li><li>家庭的保育</li><li>居宅訪問型保育</li><li>事業所内保育</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①利用者支援事業</li><li>②地域子育て支援拠点事業</li><li>③一時預かり事業</li><li>④乳児家庭全戸訪問事業</li><li>⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業</li><li>⑥子育て援助活動支援事業</li><li>⑦子育て短期支援事業</li><li>⑧時間外保育事業</li><li>⑨病児保育事業</li><li>⑩放課後児童健全育成事業</li><li>⑪妊婦健康診査</li><li>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</li><li>⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li></ul>

## (1) 子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。本計画では、「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となる提供事業を「幼児期の教育・保育」と呼びます。

### ①施設型給付

施設型給付は、市町村の確認を受けた「幼稚園」「認定こども園」「保育所」の施設で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。

図表 25 施設型給付の対象施設

施設	施設・事業の概要
幼稚園	3～5歳の保育が必要ない子どもを対象とし、幼児教育を行う。標準的な利用時間は1日4時間。
認定こども園	0～5歳の保育が必要な子どもと保育が必要でない子どもの両方を対象とする。 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を一体的に行う。 定員20人以上の施設で、利用時間は1日4時間、8時間、11時間に分かれる。
保育所	0～5歳の保護者が仕事などのため保育が必要な子どもを対象とする。 定員20人以上の施設で、利用時間は1日8時間と11時間に分かれる。

### ②地域型保育給付

地域型保育給付は、市町村の確認を受けた「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つの地域型保育事業で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。地域型保育事業は、主に0～2歳の保育が必要な子どもを対象とし、少人数で保育する事業で、利用時間が1日8時間と11時間に分かれます。

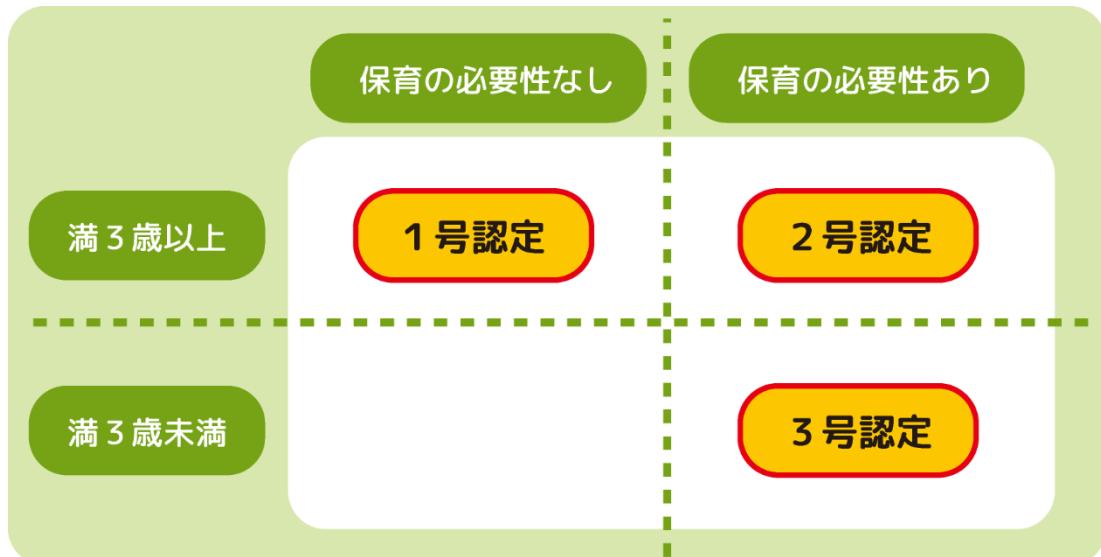
図表 26 地域型保育給付の対象施設

事業名	施設・事業の概要
小規模保育事業	定員6～19人を対象に、小規模保育施設で保育を提供する事業
家庭的保育事業	定員5人以下を対象に、家庭的保育者の自宅等で保育を提供する事業
居宅訪問型保育事業	特別なケアが必要な子どもや、保護者の夜間勤務等に対応し、子どもの居宅等で保育を1対1で提供する事業
事業所内保育事業	病院や企業が、主に従業員の子どもを預かるために運営する施設で、その地域において保育が必要な子どもを併せて預かり、保育を提供する事業

### ③幼児期の教育・保育の認定区分

「幼児期の教育・保育」の利用を希望する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、子どもの年齢と保育の必要性の事由の有無により次の3区分となります。

図表27 認定区分



図表28 認定区分別の対象者と対象施設・事業

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号認定	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園、認定こども園
2号認定	子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
3号認定	子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条各号に該当する以下の13事業を指します。

図表29 地域子ども・子育て支援事業

	法定13事業 (本市事業名)	事業の概要	実施状況
①	利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。	実施
②	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業、子育て支援センター運営事業)	公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。	実施
③	一時預かり事業 <sup>※1</sup>	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、主に昼間に子どもを保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。	実施
④	乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦・新生児等訪問事業)	生後4か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。	実施
⑤	養育支援訪問事業 その他要保護児童等の支援に資する事業 <sup>※2</sup>	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行っています。	実施
⑥	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方(依頼会員)、援助を行うことを希望する方(支援会員)、支援会員と依頼会員の両方に登録した方(両方会員)とが地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。	実施
⑦	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。	未実施
⑧	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育所の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。	実施
⑨	病児保育事業	病気中又は病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室などで看護師・保育士が一時的に預かる事業です。	実施
⑩	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。	実施
⑪	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	実施
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加、私学助成幼稚園については副食材料費に係る実費負担の全部又は一部を助成する事業です。	実施
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設へ民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。	実施

※1 一時預かり事業には、「幼稚園等における預かり保育」と、「保育所等における一時預かり」の2種類があります。

※2 事業の正式名称は、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

## 2 教育・保育提供区域の設定

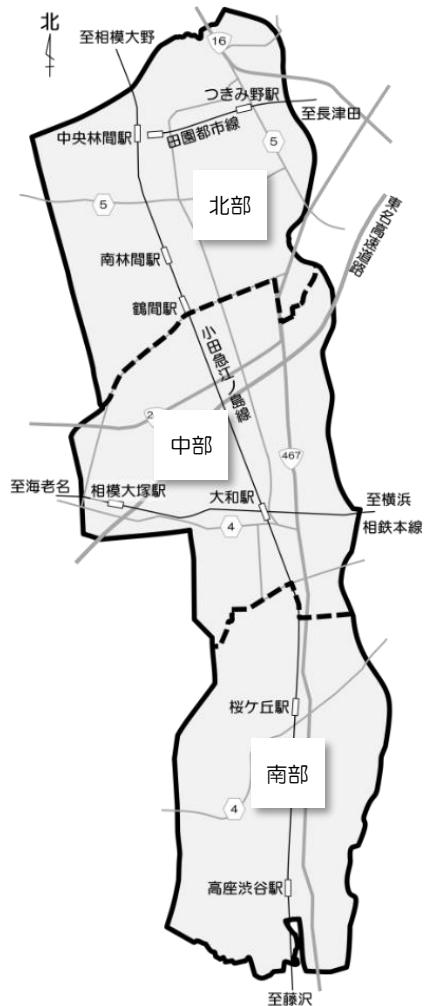
### (1) 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業計画に「教育・保育を提供する区域」を定め、区域ごとに「必要量の見込み（事業のニーズ量）」、「必要量の確保方策（事業の供給量）」、「実施時期」を記載するよう定めています。

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業の整備計画を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況などを総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

### (2) 教育・保育の提供区域の設定とその考え方

本市は、市街地開発の歴史、人口の推移や年齢構成等の特徴から、「北部」「中部」「南部」の3つの地域で地域特性が異なっています。幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的・継続的に利用する事業は、「北部」「中部」「南部」の3区域として設定しました。また、利用頻度がそれほど高くないか、市全体として事業運営を行うことが効果的である事業を1区域として設定しました。放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業）は、利用対象者が基本的に小学校単位であるため、19の市立小学校区域としました。



図表 30 事業別の教育・保育提供区域と設定の考え方

区域数	区域の定義	区域設定の考え方	対象となる本市事業
1 区域	大和市全域	<ul style="list-style-type: none"><li>市民の事業の利用が一時的か、利用頻度が低い事業</li><li>市全域を対象として事業運営を行うことが効果的である事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、④妊産婦・新生児等訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業、⑥ファミリーサポートセンター事業、⑦子育て短期支援事業、⑨病児保育事業、⑪妊婦健康診査、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑯多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li></ul>
3 区域	北部、中部、南部の3区域	<ul style="list-style-type: none"><li>幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的に利用する事業</li><li>幼児期の教育・保育と密接に関連する事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○幼児期の教育・保育（幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業）、③一時預かり事業、⑧延長保育事業</li></ul>
19 区域	小学校区域	<ul style="list-style-type: none"><li>事業の利用対象が、基本的に小学校単位である事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>⑩放課後児童クラブ事業</li></ul>

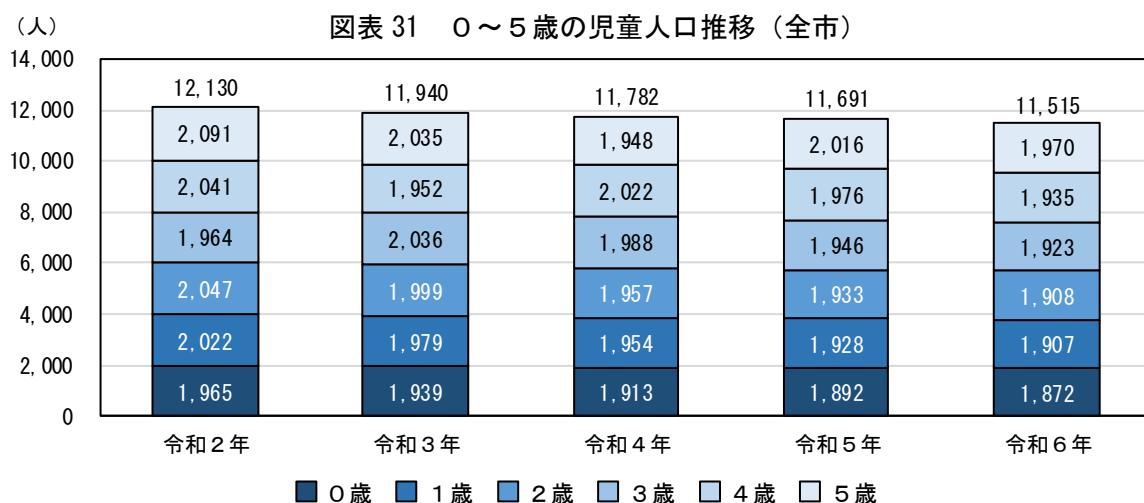
### 3 量の見込み（目標事業量）の算定に用いる児童人口推計

0～5歳における児童人口推計については、「健康都市やまと総合計画」で推計している将来人口を採用しました。なお、地域別の人口については、平成30年度の地域別人口の構成比が一定だと仮定して算出しています。

また、小学校区別の児童人口推計については、住民基本台帳データに基づき将来推計を行いました。

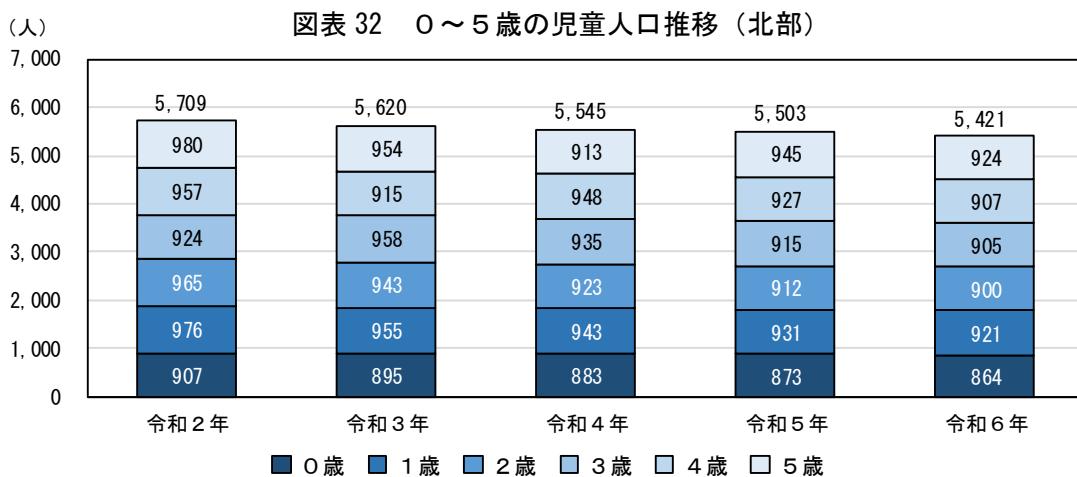
#### (1) 0～5歳の児童人口推計

##### ①全市（年齢別）



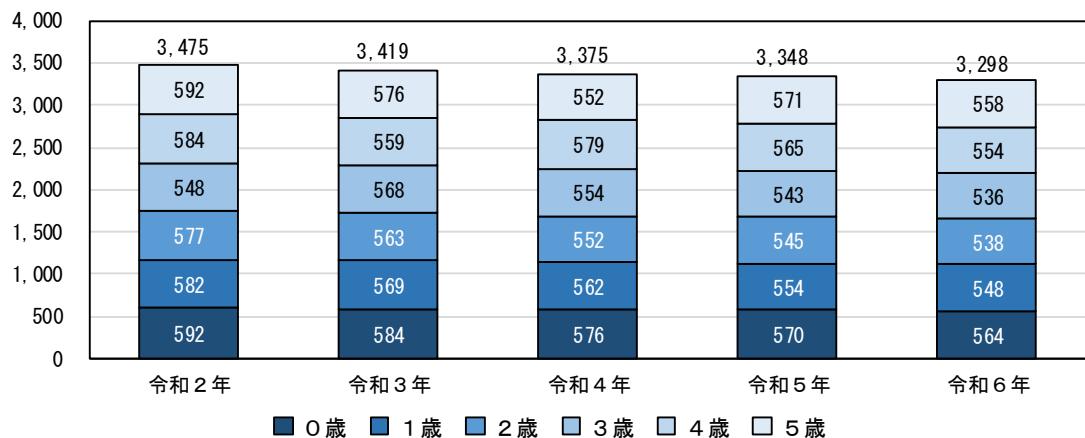
資料：健康都市やまと総合計画

##### ②3区域（年齢別）



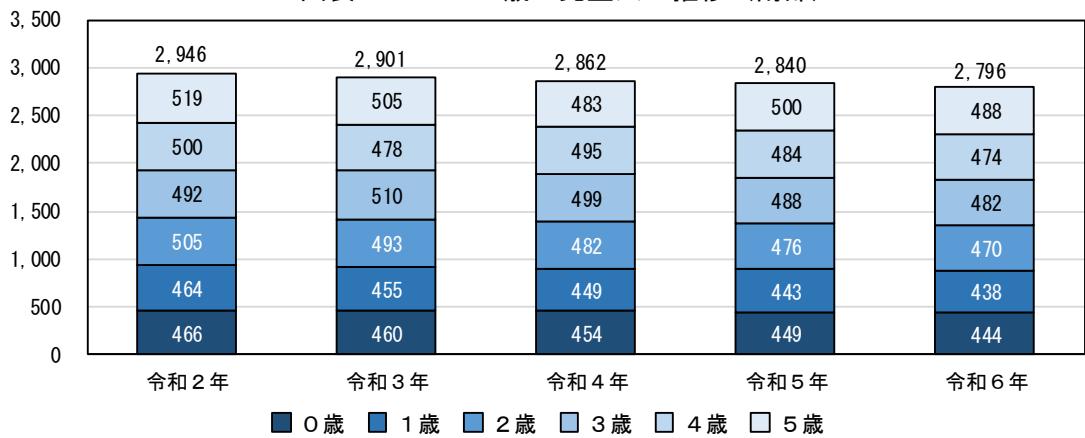
(人)

図表 33 0～5歳の児童人口推移（中部）



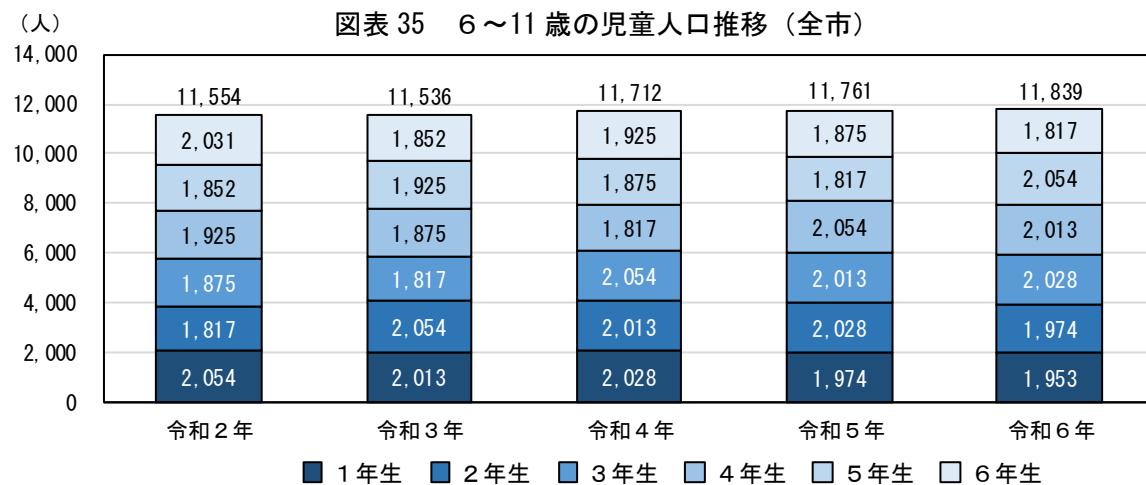
(人)

図表 34 0～5歳の児童人口推移（南部）



## (2) 6~11歳の児童人口推計

### ①全市（学年別）



資料：住民基本台帳に基づき作成・推計（各年4月1日現在）

### ②19区域（小学校区域）

図表 36 6~11歳の児童人口推移（小学校区域）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
北大和小学校	1,130	1,115	1,143	1,190	1,159
林間小学校	961	967	974	984	1,025
大和小学校	987	955	965	960	954
草柳小学校	397	383	376	369	360
深見小学校	502	491	499	486	489
桜丘小学校	429	433	458	469	477
渋谷小学校	614	634	639	649	671
西鶴間小学校	672	670	691	692	663
緑野小学校	799	836	869	860	898
上和田小学校	253	248	256	254	249
柳橋小学校	508	498	493	478	467
南林間小学校	585	577	566	545	533
福田小学校	605	614	630	634	644
大野原小学校	686	680	689	681	677
下福田小学校	482	466	462	459	439
大和東小学校	494	496	519	557	588
文ヶ岡小学校	464	475	472	454	448
中央林間小学校	633	671	695	717	766
引地台小学校	353	327	316	323	332
合計	11,554	11,536	11,712	11,761	11,839

資料：住民基本台帳に基づき作成・推計（各年4月1日現在）

## 4 幼児期の教育・保育

### (1) 幼児期の教育・保育の計画値と実績値の状況

平成 30 年度末時点における計画の供給量（確保方策）達成率と計画の最終年度（令和元年度）までの目標値に対する進捗状況は次のとおりです。なお、平成 31 年には4年連続で4月1日時点の待機児童数ゼロを達成しました。

図表 37 幼児期の教育・保育の計画値と実績値（平成 30 年度）

子どもの認定区分	供給量（確保方策）計画値（平成 30 年度）			令和元年度目標値（進捗率）
	計画値（A）	実績値（B）	達成率（B/A）	
1号+2号のうち教育利用	4,159 人	4,329 人	104.1%	4,159 人（104.1%）
2号（保育利用）	2,185 人	2,169 人	99.3%	2,509 人（86.4%）
3号（0歳）	397 人	397 人	100.0%	442 人（89.8%）
3号（1～2歳）	1,797 人	1,504 人	83.7%	2,105 人（71.4%）
合 計	8,538 人	8,399 人	98.4%	

### (2) 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等を基に保育ニーズを推計し、次に3歳から5歳の人口推計値から2号認定にかかる保育ニーズを差し引いた数値を教育ニーズと捉えました。

#### ①教育ニーズに対する確保方策

市内の私立幼稚園における在園児童数が認可定員を下回っていることから、ニーズを充足するものと考えられます。今後も、新制度への移行を希望する私立幼稚園に対しては、随時情報提供を行うなど、的確な対応に努めていきます。

#### ②保育ニーズに対する確保方策

幼児教育・保育の無償化に伴い、保育需要の増加が見込まれますが、保育所や小規模保育施設の整備を進め入所定員の拡大を図ります。また、保育の受け皿として幼稚園を活用するために、一時預かり事業の活用や送迎ステーション事業の充実を図るなど、さまざまな手法を組み合わせながら、待機児童数ゼロの継続に向けて取り組みます。

図表 38 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（全市）

全市	令和2年					令和3年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	3,340	368	2,388	366	1,940	3,107	368	2,548	378	2,081
確保方策合計 (b)		4,090	2,698	467	1,951		4,090	2,825	502	2,121
特定教育・保育施設 (給付対象)		2,258	2,436	357	1,357		2,236	2,523	377	1,460
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		1,464					1,486			
特定地域型保育事業 (給付対象)				69	335				84	415
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			44	29	102			44	29	102
その他の確保方策*		368	218	12	157		368	258	12	144
差引 (c=b-a)		382	310	101	11		615	277	124	40

全市	令和4年					令和5年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	2,859	368	2,731	385	2,068	2,717	368	2,853	398	2,070
確保方策合計 (b)		4,090	2,825	505	2,072		4,090	2,858	511	2,093
特定教育・保育施設 (給付対象)		2,236	2,523	377	1,460		2,236	2,556	383	1,481
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		1,486					1,486			
特定地域型保育事業 (給付対象)				87	431				87	431
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			44	29	102			44	29	102
その他の確保方策*		368	258	12	79		368	258	12	79
差引 (c=b-a)		863	94	120	4		1,005	5	113	23

全市	令和6年				
	1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	2,536	368	2,924	413	2,069
確保方策合計 (b)		4,090	2,924	523	2,135
特定教育・保育施設 (給付対象)		2,236	2,622	395	1,523
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		1,486			
特定地域型保育事業 (給付対象)				87	431
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			44	29	102
その他の確保方策*		368	258	12	79
差引 (c=b-a)		1,186	0	110	66

※幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業等

図表 39 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（北部）

北部	令和2年					令和3年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	1,484	129	1,248	186	997	1,368	129	1,330	191	1,069
確保方策合計 (b)		1,850	1,508	243	997		1,850	1,562	255	1,099
特定教育・保育施設 (給付対象)		1,050	1,366	204	763		1,050	1,420	210	793
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		671					671			
特定地域型保育事業 (給付対象)				28	141				34	173
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)				3	3	8			3	3
その他の確保方策		129	139	8	85		129	139	8	125
差引 (c=b-a)		237	260	57	0		353	232	64	30

北部	令和4年					令和5年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	1,170	129	1,497	201	1,138	1,099	129	1,559	205	1,131
確保方策合計 (b)		1,850	1,562	258	1,050		1,850	1,562	258	1,050
特定教育・保育施設 (給付対象)		1,050	1,420	210	793		1,050	1,420	210	793
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		671					671			
特定地域型保育事業 (給付対象)				37	189				37	189
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)				3	3	8			3	3
その他の確保方策		129	139	8	60		129	139	8	60
差引 (c=b-a)		550	65	57	-88		622	3	53	-81

北部	令和6年				
	1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	1,017	129	1,589	212	1,120
確保方策合計 (b)		1,850	1,595	264	1,071
特定教育・保育施設 (給付対象)		1,050	1,453	216	814
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		671			
特定地域型保育事業 (給付対象)				37	189
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)				3	3
その他の確保方策		129	139	8	60
差引 (c=b-a)		703	6	52	-49

図表 40 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（中部）

中部	令和2年					令和3年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	906	153	665	108	539	852	153	698	110	562
確保方策合計 (b)		1,230	695	147	550		1,230	735	155	602
特定教育・保育施設 (給付対象)		778	656	101	372		778	656	109	424
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		299					299			
特定地域型保育事業 (給付対象)				17	86				17	86
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			39	25	85			39	25	85
その他の確保方策		153	0	4	7		153	40	4	7
差引 (c=b-a)		171	30	39	11		225	37	45	40

中部	令和4年					令和5年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	865	153	667	106	496	827	153	699	111	501
確保方策合計 (b)		1,230	735	155	602		1,230	735	155	602
特定教育・保育施設 (給付対象)		778	656	109	424		778	656	109	424
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		299					299			
特定地域型保育事業 (給付対象)				17	86				17	86
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			39	25	85			39	25	85
その他の確保方策		153	40	4	7		153	40	4	7
差引 (c=b-a)		212	68	49	106		250	36	44	101

中部	令和6年				
	1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	775	153	720	116	507
確保方策合計 (b)		1,230	735	155	602
特定教育・保育施設 (給付対象)		778	656	109	424
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		299			
特定地域型保育事業 (給付対象)				17	86
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			39	25	85
その他の確保方策		153	40	4	7
差引 (c=b-a)		302	15	39	95

図表 41 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（南部）

南部	令和2年					令和3年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	950	86	475	72	404	887	86	520	77	450
確保方策合計 (b)		1,010	495	77	404		1,010	528	92	450
特定教育・保育施設 (給付対象)		430	414	52	222		408	447	58	243
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		494					516			
特定地域型保育事業 (給付対象)				24	108				33	156
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			2	1	9			2	1	9
その他の確保方策		86	79	0	65		86	79	0	12
差引 (c=b-a)		-26	20	5	0		37	8	15	-30

南部	令和4年					令和5年				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	824	86	567	78	434	791	86	595	82	438
確保方策合計 (b)		1,010	528	92	420		1,010	561	98	441
特定教育・保育施設 (給付対象)		408	447	58	243		408	480	64	264
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		516					516			
特定地域型保育事業 (給付対象)				33	156				33	156
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			2	1	9			2	1	9
その他の確保方策		86	79	0	12		86	79	0	12
差引 (c=b-a)		100	-39	14	-14		133	-34	16	3

南部	令和6年				
	1号	2号		3号	
		教育利用	保育利用	0歳	1・2歳
量の見込み (a)	744	86	615	85	442
確保方策合計 (b)		1,010	594	104	462
特定教育・保育施設 (給付対象)		408	513	70	285
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		516			
特定地域型保育事業 (給付対象)				33	156
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援を行っている施設)			2	1	9
その他の確保方策		86	79	0	12
差引 (c=b-a)		180	-21	19	20

## 5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、計画期間の目標事業量を設定します。さらに、目標事業量に対応するよう、各年度における事業の提供体制の確保の内容と実施時期（確保方策）を定めます。

### (1) 利用者支援事業

#### 事業の概要

子育て家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、保育コンシェルジュによる情報の提供や相談・助言などを行います。

また、妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの相談にかかるワンストップ相談機能として、平成29年度に「子育て何でも相談・応援センター」を保健福祉センターに設置しました。電話や来所相談に応じるとともに、母子健康手帳の交付時に全数の妊婦と保健師が面談を行い、支援を必要とする妊婦に対し支援プランを作成し、継続的な支援を実施しています。

#### 量の見込みと確保方策

##### (ア) 基本型・特定型

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に向けて、利用者の身近な場所で実施できるよう、市内3か所（保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」）に保育コンシェルジュを配置します。

※基本型：子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、子育て支援事業や保育所等にあたっての助言・支援を行うほか、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行う。

※特定型：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種のサービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。いわゆる保育コンシェルジュ。

図表42 利用者支援事業（基本型・特定型）の量の見込みと確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (か所)	3	3	3	3	3
確保方策 (b) (か所)	3	3	3	3	3
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

### (イ) 母子保健型

「子育て何でも相談・応援センター」を、子育て相談のワンストップ拠点として運営します。

※母子保健型：保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からのさまざまな相談に応じ、母子保健サービス等の情報提供や関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。

図表 43 利用者支援事業（母子保健型）の量の見込みと確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (b) (か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### 事業の概要

公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。主に0～2歳の子どもとその保護者を対象としています。

本市では、子育て支援センター、こどもーる中央林間、こどもーる鶴間、こどもーる高座渋谷の4か所で実施しています。平成30年度は、市内4か所の合計で月に延べ2,827人日の利用がありました。

図表 44 地域子育て支援拠点事業の利用実績の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用延べ日数 (人日/月)	2,690	2,999	2,637	2,827

### 量の見込みと確保方策

平成30年8月にこどもーるつきみ野が市民交流拠点ポラリスに移転（移転により名称をこどもーる中央林間に変更）したことを利用者が増加しています。今後も利用ニーズは増加することを見込み、計画最終年の令和6年度の月当たり利用延べ回数を3,186人日と推計しました。

市内4か所で実施していますが、より身近な地域で利用できることが望ましいことから、令和3年に開所予定の公私連携型保育所内において新たに開設することとし、計画期間中に5か所とします。

図表 45 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	3,061	3,092	3,123	3,154	3,186
確保方策 (b) (か所)	4	5	5	5	5

### (3) - 1 一時預かり事業（幼稚園等における預かり保育）

#### 事業の概要

保護者の用事や就労等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園（認定こども園の教育機能部分を含む。以下「幼稚園等」という。）の在園児について、主として幼稚園等の教育標準時間の前後に一時的に預かる事業です。

平成 26 年度から、市内すべての幼稚園等 17 園が預かり保育を実施しており、平成 30 年度における幼稚園預かり保育の利用実績は 83,953 人日となっています。

図表 46 幼稚園等における預かり保育の利用実績の推移

利用実績 (人日/年)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全市	59,878	72,008	83,963	83,953
北部	30,541	34,929	37,653	36,788
中部	10,300	12,307	18,828	19,872
南部	19,037	24,772	27,482	27,293

#### 量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率と、本市ニーズ調査に基づく幼児教育・保育の無償化後の利用意向の増加を見込み、計画期間の幼稚園における預かり保育の量の見込みを推計しました。計画最終年である令和 6 年度の利用延べ回数を 92,414 人日と推計しました。

希望する在園児が利用できるよう、幼稚園等の預かり保育の推進に努めています。

図表 47 幼稚園等における預かり保育の量の見込みと確保方策（全市）

全市	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み (a) (人日)	85,975	87,449	89,012	90,665	92,414
確保方策 (b) (人日)	85,975	87,449	89,012	90,665	92,414
(か所)	17	17	17	17	17
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 48 幼稚園等における預かり保育の量の見込みと確保方策（北部）

北部	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み (a) (人日)	35,804	35,469	35,153	34,855	34,575
確保方策 (b) (人日)	35,804	35,469	35,153	34,855	34,575
(か所)	8	8	8	8	8
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 49 幼稚園等における預かり保育の量の見込みと確保方策（中部）

中部	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	22,619	24,178	25,805	27,504	29,279
確保方策 (b) (人日)	22,619	24,178	25,805	27,504	29,279
(か所)	5	5	5	5	5
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 50 幼稚園等における預かり保育の量の見込みと確保方策（南部）

南部	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	27,552	27,802	28,054	28,306	28,560
確保方策 (b) (人日)	27,552	27,802	28,054	28,306	28,560
(か所)	4	4	4	4	4
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

### (3) - 2 一時預かり事業（保育所等における一時預かり、幼稚園型を除く）

#### 事業の概要

保育所等における一時預かりは、0～5歳児を対象としています。保護者の用事や就労等、家庭において保育を受けることが一時的又は断続的に困難となった乳幼児について、主として昼間に市内の保育所で一時的に預かる事業です。平成30年度末時点では、市内の保育所53園（北部31園、中部15園、南部7園）で実施しています。平成28年度以降、保育所等における一時預かりの利用実績は減少傾向にあり、平成30年度の年間利用実績は延べ10,902人日となっています。

平成30年4月に開所した中央林間東急スクエアの大和市子育て支援施設で実施している預ける理由を問わない託児事業や、幼稚園等の教育時間の前後に児童を預かる送迎ステーション事業についても本事業に該当し、平成30年度の年間利用実績合計は延べ5,704人日となっています。

図表 51 保育所等における預かり保育の利用実績の推移

利用実績 (人日/年)	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全市	10,631	11,989	11,818	16,606
北部	4,763	4,794	4,695	9,764
中部	5,511	6,779	6,471	6,415
南部	357	416	652	427

## 量の見込みと確保方策

各保育所における一時預かりと大和市子育て支援施設での託児事業及び送迎ステーション事業の直近の利用実績の推移から、量の見込みを推計しています。また、令和3年4月の開所に向けて、旧青少年センター跡地に公私連携型保育所等の整備を進めており、当該施設においても一時預かり事業及び送迎ステーション事業の実施を予定していることから、これによる利用ニーズの増加も見込み、計画最終年である令和6年度の利用延べ回数を34,043人日と推計しました。

認可保育所等の新設に伴い、一時預かりの受け入れ枠が増加するよう努めるとともに、公私連携型保育所の整備を着実に進めています。

図表 52 保育所等における預かり保育の量の見込みと確保方策（全市）

全市	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	20,938	26,641	30,377	34,143	34,043
確保方策 (b) (人日)	20,938	26,641	30,377	34,143	34,043
(か所)	67	75	76	77	79
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 53 保育所等における預かり保育の量の見込みと確保方策（北部）

北部	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	14,338	14,251	14,185	14,138	14,109
確保方策 (b) (人日)	14,338	14,251	14,185	14,138	14,109
(か所)	36	39	40	40	41
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 54 保育所等における預かり保育の量の見込みと確保方策（中部）

中部	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	6,073	11,804	15,541	19,282	19,131
確保方策 (b) (人日)	6,073	11,804	15,541	19,282	19,131
(か所)	22	23	23	23	23
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 55 保育所等における預かり保育の量の見込みと確保方策（南部）

南部	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人日)	527	586	651	723	803
確保方策 (b) (人日)	527	586	651	723	803
(か所)	9	13	13	14	15
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

## (4) 妊産婦・新生児等訪問事業

### 事業の概要

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師、保健師等が訪問し、育児環境の確認や乳児と母親、その家族に対する保健指導、育児支援、及び情報提供を行います。また、必要な子育て支援サービスにつなげます。

平成 30 年度の訪問人数は 1,858 人で、訪問率は 94.1% となっています。

なお、長期に里帰りしている家庭や入院している乳児については、里帰り先の市町村や医療機関とも連携し、状況把握に努めています。

図表 56 妊産婦・新生児等訪問事業の利用実績の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
訪問人数 (人数)	2,198	2,030	1,999	1,858
訪問率 (%)	100.2	97.2	99.6	94.1

### 量の見込みと確保方策

計画期間の 0 歳児の児童人口推計に基づき、妊産婦・新生児等訪問事業の量の見込みを推計し、計画最終年である令和 6 年度の訪問人数の見込みを 1,872 人と推計しました。

出生数の減少が見込まれますが、現行体制を維持し、特に育児不安が強い時期に訪問し、支援ができるよう対応します。引き続き、子育て家庭に必要な情報の提供や育児状況の確認を行うとともに、子育て支援が特に必要な家庭の早期把握と継続支援を行います。

図表 57 妊産婦・新生児等訪問事業の量の見込みと確保方策

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み (人数)	1,965	1,939	1,913	1,892	1,872
確保方策 実施体制 (人)	市常勤職員（保健師 13 名・管理栄養士 2 名）に加え、助産師等の非常勤職員を確保し、全戸訪問を行います。				
実施機関	市直営で実施します。				

## (5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

### 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。平成30年度の訪問延べ人数は893人でした。

また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、子どもの適切な保護・支援及び予防のために必要な情報共有を行うとともに、支援等の内容に関する会議を平成30年度には15回開催しました。

図表58 要支援児童数と要保護児童数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
要保護児童数（人数）	184	207	251	245
要支援児童数（人数）	30	73	98	102
訪問延べ人数（人数）	634	766	941	893

### 量の見込みと確保方策

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な訪問の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

今後は、産科医療機関との連携強化をさらに進め、産後うつの早期発見・早期支援体制の強化に取り組むとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談しやすい体制の整備に努めます。

また、各家庭の状況により必要とする支援が異なるため、要保護児童対策地域協議会の関係機関等と連携して家庭環境等の把握に努め、的確な支援を実施していきます。

※子ども家庭総合支援拠点：平成28年度の児童福祉法改正で設置が努力義務化された。支援拠点はソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う。

図表59 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（人数）	867	867	867	867	867
確保方策 実施体制	専門的相談支援は、市の職員（心理相談員、保育士等）、育児・家事援助については、訪問派遣事業所のヘルパー等の人員を確保し、訪問支援を行います。				
実施機関	市で実施します。				
委託団体等	大和市と契約締結している訪問員派遣事業所				

## (6) ファミリーサポートセンター事業

### 事業の概要

乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）、援助を行うことを希望する方（支援会員）、支援会員と依頼会員の両方に登録した方（両方会員）とが互いに助け合う活動です。市は活動に関する連絡、調整を行います。依頼会員の対象者は、生後〇日から小学校6年生までの子どもの保護者です。

平成31年3月末時点で、支援会員139人、依頼会員1868人、両方会員18人が会員登録し、平成30年度は年間で延べ11,314人の利用がありました。

図表60 ファミリーサポートセンター事業の利用実績の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用延べ日数（人日/年）	9,516	11,391	11,356	11,314

### 量の見込みと確保方策

幼稚園や保育所等の一時預かりなどの預かりサービスの多様化に伴い、本事業の利用実績は減少傾向となっています。一方で、令和元年10月以降の幼児教育・保育無償化に伴う利用増が見込まれるなど、減少要因と増加要因の両方が想定されることから、今後の量の見込みについては平成30年度実績と同数を見込みました。

支援会員が依頼会員に比べ少ないとから、支援会員を増やすため、ホームページやチラシ等による広報活動、地域の会員数の拡大に向け周知を行います。

図表61 ファミリーサポートセンター事業の量の見込みと確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み（a）（人日）	11,314	11,314	11,314	11,314	11,314
確保方策（b）（人日）	11,314	11,314	11,314	11,314	11,314
差引（c=b-a）	0	0	0	0	0

## (7) 子育て短期支援事業

### 事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。本市では実施していない事業です。

### 量の見込みと確保方策

本市ニーズ調査による子育て短期支援事業の利用実績に基づき推計しましたが、量の見込みはありませんでした。利用ニーズが生じた場合には、市内に活用可能な施設がないため、他市の既存施設の活用等を検討します。

## (8) 延長保育事業

### 事業の概要

保育所等の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

平成30年度末時点では、北部35園、中部15園、南部10園の保育所等で実施しています。延長保育事業の利用実績は増加傾向にあり、平成30年度の年間利用延べ回数は84,717人日、利用者数は2,017人となっています。

図表62 保育所における延長保育事業の利用実績の推移

利用実績（人）	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全市	1,617	1,642	1,847	2,017
北部	860	913	1,051	1,112
中部	495	504	551	599
南部	262	225	245	306

### 量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率に基づき量の見込みを推計し、計画最終年である令和6年度の利用人数を3,807人と推計しました。

延長保育を実施している保育所等の在園児童については、すべての世帯が保護者の就労時間等の要件に合わせて必要な延長保育を受けることができる状況にあり、今後も同様に継続される見込みです。認可保育所等の新設や、認可外保育施設の認可保育所等への移行に伴い、保育の受け皿が増えることから、延長保育を必要とする世帯が円滑に利用できるよう必要な支援に努めます。

図表63 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策（全市）

全市	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人)	2,487	2,764	3,072	3,419	3,807
確保方策 (b) (人)	2,487	2,764	3,072	3,419	3,807
(か所)	72	80	81	82	84
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表64 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策（北部）

北部	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人)	1,357	1,499	1,655	1,829	2,020
確保方策 (b) (人)	1,357	1,499	1,655	1,829	2,020
(か所)	39	42	43	43	44
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 65 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策（中部）

中部	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	712	776	846	922	1006
確保方策 (b) (人数)	712	776	846	922	1006
(か所)	22	23	23	23	23
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 66 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策（南部）

南部	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	418	489	571	668	781
確保方策 (b) (人数)	418	489	571	668	781
(か所)	11	15	15	16	17
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

## (9) 病児保育事業

### 事業の概要

病気中又は病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室などで看護師及び保育士が一時的に預かる事業です。

平成30年度末時点においては、市内2か所で実施していましたが、令和元年度からは、新たに1か所で事業を開始し、合計3か所で事業を実施するとともに、既存施設の定員拡大を図りました。なお、平成30年度は、年間で延べ1,235人の利用がありました。

図表 67 病児保育事業の利用実績の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用延べ日数 (人日/年)	1,220	1,305	1,276	1,235

### 量の見込みと確保方策

令和元年度からの施設数及び定員数の拡大を含め、病児保育事業に係る利用実績の推移をもとに、病児保育事業の量の見込みを推計しました。計画最終年である令和6年度の利用人数を1,896人と推計しました。地域や時期による必要量の違いを見極めつつ、ホームページ等の広報媒体や、利用者支援事業を通じて、利用促進のための周知を図っていきます

図表 68 病児保育事業の量の見込みと確保方策

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	2,075	2,028	1,983	1,939	1,896
確保方策 (b) (人数)	2,075	2,028	1,983	1,939	1,896
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

## (10) 放課後児童クラブ事業

### 事業の概要

保護者が就労や疾病等により放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。平成 30 年度末時点では、25 か所（公営 17 か所、民営委託 2 か所、民営補助 6 か所）で実施しており、令和元年 5 月 1 日現在の入会児童数は、民営クラブも含めて 1,807 人です。

図表 69 放課後児童クラブ事業の利用実績の推移（各年 5 月 1 日現在）

入会児童数（人）	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
全市	1,327	1,511	1,537	1,707	1,807
北大和小学校	148	163	172	200	221
林間小学校	115	129	126	118	117
大和小学校	98	100	106	112	130
草柳小学校	57	67	64	58	59
深見小学校	56	52	50	61	67
桜丘小学校	51	51	54	61	68
渋谷小学校	74	92	91	104	93
西鶴間小学校	98	112	109	121	124
緑野小学校	110	109	130	119	134
上和田小学校	37	41	32	43	38
柳橋小学校	53	53	68	82	93
南林間小学校	82	80	83	106	120
福田小学校	66	67	64	71	80
大野原小学校	77	75	80	107	111
下福田小学校	47	59	57	65	66
大和東小学校	44	64	61	80	76
文ヶ岡小学校	49	56	53	64	74
中央林間小学校	54	73	77	89	90
引地台小学校	56	68	60	46	46

## 量の見込みと確保方策

新・放課後子ども総合プランにおける放課後児童健全育成事業に係る量の見込みの算出等の考え方に基づき、各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、前年度における5歳児のうち、2号認定を受けることが見込まれる人数を勘案するととともに、小学校2年生以上の利用者については、放課後児童クラブ入会児童における、学年ごとの利用率の実績も考慮して、量の見込みを推計しました。

女性の就労意欲の高まりを受け、共働き世帯が増える中で、入会を希望する児童の増加が見込まれることから、今後も児童の居室の確保が必要であると考えられます。学校の余裕教室や民間活力を活用し、すべての児童の受け入れが可能となるよう、教育委員会をはじめとする関係機関等との連携、調整を密にし、居室の確保を図っていきます。

平成28年度からは、放課後児童クラブと放課後子ども教室、放課後寺子屋やまととの連携を開始しており、児童が充実した放課後の時間を過ごすことができるよう、これからも持続した連携強化に努めます。

図表70 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（全市）

全市		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)		1,930	2,046	2,154	2,240	2,310
	1年生	660	680	712	719	747
	2年生	531	584	600	628	632
	3年生	415	423	466	482	500
	4年生	199	233	232	259	264
	5年生	80	91	104	105	118
	6年生	45	35	40	47	49
確保方策 (b) (人数)		1,930	2,046	2,154	2,240	2,310
	(か所)	25	25	25	25	25
差引 (c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 71 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（北大和小学校）

北大和小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	238	255	271	288	291
確保方策 (b) (人数)	238	255	271	288	291
(か所)	4	4	4	4	4
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 72 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（林間小学校）

林間小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	129	137	138	142	147
確保方策 (b) (人数)	129	137	138	142	147
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 73 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（大和小学校）

大和小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	130	127	131	135	134
確保方策 (b) (人数)	130	127	131	135	134
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 74 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（草柳小学校）

草柳小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	57	56	55	52	49
確保方策 (b) (人数)	57	56	55	52	49
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 75 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（深見小学校）

深見小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	73	76	79	79	89
確保方策 (b) (人数)	73	76	79	79	89
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 76 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（桜丘小学校）

桜丘小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	71	78	91	100	102
確保方策 (b) (人数)	71	78	91	100	102
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 77 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（渋谷小学校）

渋谷小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	97	105	111	117	127
確保方策 (b) (人数)	97	105	111	117	127
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 78 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（西鶴間小学校）

西鶴間小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	126	129	136	137	135
確保方策 (b) (人数)	126	129	136	137	135
(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 79 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（緑野小学校）

緑野小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	126	128	136	142	144
確保方策 (b) (人数)	126	128	136	142	144
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 80 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（上和田小学校）

上和田小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	39	40	41	42	42
確保方策 (b) (人数)	39	40	41	42	42
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 81 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（柳橋小学校）

柳橋小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	103	107	109	108	112
確保方策 (b) (人数)	103	107	109	108	112
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 82 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（南林間小学校）

南林間小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	142	154	156	158	156
確保方策 (b) (人数)	142	154	156	158	156
(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 83 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（福田小学校）

福田小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	88	95	104	107	112
確保方策 (b) (人数)	88	95	104	107	112
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 84 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（大野原小学校）

大野原小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	121	125	133	137	145
確保方策 (b) (人数)	121	125	133	137	145
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 85 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（下福田小学校）

下福田小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	80	81	79	77	73
確保方策 (b) (人数)	80	81	79	77	73
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 86 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（大和東小学校）

大和東小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	83	89	97	109	118
確保方策 (b) (人数)	83	89	97	109	118
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 87 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（文ヶ岡小学校）

文ヶ岡小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	75	86	88	89	94
確保方策 (b) (人数)	75	86	88	89	94
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 88 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（中央林間小学校）

中央林間小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	111	141	164	186	207
確保方策 (b) (人数)	111	141	164	186	207
(か所)	2	2	2	2	2
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 89 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策（引地台小学校）

引地台小学校	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み (a) (人数)	41	37	35	35	33
確保方策 (b) (人数)	41	37	35	35	33
(か所)	1	1	1	1	1
差引 (c=b-a)	0	0	0	0	0

## (11) 妊婦健康診査

### 事業の概要

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊娠中に行われる医療機関や助産院での健康診査に対する費用の一部を公費助成するものです。

市では 14 回までの公費助成を行い、平成 29 年度には 1 人あたりの助成額を 68,000 円に増額するとともに、多胎妊娠については回数を追加し、1 人あたりの助成額を 17 回分、総額 80,000 円としました。平成 30 年度は 2,122 人を対象に、23,491 回の妊婦健康診査の公費助成を行いました。

また、平成 27 年度からは、妊娠中の歯と口腔の健康増進を目的に、妊娠中に歯科検診を公費で受診できる妊婦歯科検診を開始しました。

図表 90 妊婦健康診査の利用実績の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
受診者数 (人数)	2,232	2,187	2,285	2,122
延べ回数 (回数)	25,501	24,617	24,287	23,491

### 量の見込みと確保方策

直近の受診者数の推移と対象者 1 人あたりの平均公費助成回数から量の見込みを推計しました。計画最終年である令和 6 年度の妊婦健康診査の対象者数は 1,959 人、健診延回数は 21,516 回と推計しました。

妊娠中に定期健診を受けることにより、安心・安全な出産ができる体制を確保するため、標準的な妊婦健康診査回数である 14 回分の健診費用の一部を助成します。妊婦が健康診査を通じて健康づくりへの意識を高め、生まれてくる子どもの健康増進につながるよう、引き続き、母子健康手帳交付時の啓発や医療機関等の協力により、受診率の維持・向上を図っていきます。

図表 91 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み (人数)	2,066	2,039	2,012	1,985	1,959
(健診延べ回数)	22,696	22,395	22,098	21,805	21,516
確保方策 実施場所	妊婦健康診査が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				
実施体制	• 市が審査支払事務を委託している神奈川県産科婦人科医会を介して健診費用の支払が可能な医療機関 • 直接委託契約している助産院 • その他の医療機関や助産院は、受診者からの還付申請で対応				
検査項目	• 国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる • 市が定める健康診査の内容				
実施時期	• 妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで				

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、また私学助成幼稚園については副食材料費、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

# 6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、すべての子どもの健やかな成長を保障していくため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

そこで、本市では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進の推進に関する体制の確保の内容として、次のように取り組んでいきます。

## (1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化にも対応しやすいことから、保護者から高い関心を寄せられており、待機児童の解消にも有効な施策であると捉えています。そのため既存施設には、移行に向けて必要となる情報提供を行うとともに、施設設置者の意向や待機児童の状況及び保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園への移行について適宜働きかけていきます。

## (2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項

現在、市内の認可保育所及び私設保育施設の保育士を対象に研修会を年4回開催していることから、今後は幼稚園教諭と保育士の共通テーマを設定することで、幼稚園教諭も参加しやすい研修会を検討していきます。

## (3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めていきます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じていきます。

さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容に則り、各施設が適切な教育・保育を提供するよう、県と連携して必要な助言や支援を行うことで、質の高い教育・保育の確保に努めていきます。

#### (4) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

教育・保育施設の設置者に対して、地域型保育事業の実施内容等を周知していくことで制度について理解を深めていただくとともに、情報交換会等を開催することで、連携を図りやすい体制を構築していきます。

現在実施している幼保小連携連絡会を通じて、今後も子どもに対する情報の共有を図るとともに、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士が相互に施設を訪問できるような体制を構築していきます。また、保育所に通園している子どもが、円滑に児童クラブを利用できるよう、施設の事前見学の実施や、必要に応じて保育士と児童クラブ支援員との情報共有、子どもの生育情報の伝達等を行うことで、継続した支援を実施していきます。

### 7 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化により新たな給付（子育てのための施設等利用給付）の対象となった認可外保育施設や私学助成の幼稚園など（特定子ども・子育て支援施設）については、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便の増進を図るため、施設や事業者等による法定代理受領（現物給付）を進めることで、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

## 8 その他の事項

### (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

#### ■1・2歳の保育定員の増加

保護者が産後の休業や育児休業後の希望する時期に、保育所をはじめとする幼児期の教育・保育施設等を利用することができるよう特定教育・保育施設等の計画的な整備に取組ます。

#### ■保育所等の入所選考基準における配慮

産後の休業や育児休業からの職場復帰時に保育所等を円滑に利用することができるよう、保育所等の入所選考基準における優先順位を高く設定します。

#### ■利用者支援事業における相談体制の充実

保護者に対して特定教育・保育施設等に係る相談や情報提供を十分に行うために、保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」で、気軽に相談が行えるような環境を整備していきます。

#### ■市ホームページによる情報提供の充実

市ホームページの充実や子育て情報誌の発行により情報提供の充実に努めます。

### (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

#### ①児童虐待防止対策の充実

##### ■子どもの権利擁護

子育て何でも相談・応援センターや乳幼児健診、地域子育て支援拠点、保育所、学校等を活用して体罰によらない子育て等の普及啓発を行います。ネグレクトの防止についても母子健康手帳の交付や乳幼児健診の機会などを活用し周知します。

##### ■児童虐待の発生予防・早期発見

母子健康手帳の交付窓口を一本化することで、すべての妊婦が保健師と面談を行い妊娠期からの継続的な支援を行います。また、産後の初期段階の母子への支援、各種健診や乳児家庭への全戸訪問等の実施、健診未受診者、未就園・不就学の子どもへの定期的な安全確認などを通して、妊娠、出産及び育児において養育上支援を必要とする子どもや家庭を早期に把握します。

支援を要する妊婦、児童を発見した際に、関係機関と市が効果的に情報の提供及び共有を行うための連携体制の強化を図ります。また、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業など適切な支援につなげます。

### **■児童虐待発生時の迅速・的確な対応**

児童虐待のリスクのある家庭を把握した際には、子どもの安全の確保を最優先として、迅速かつ的確な初期対応と適切な支援を行います。より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク機能の充実を図るため、子ども家庭総合支援拠点を設置します。

### **■関係機関との連携強化**

要保護児童対策地域協議会が中心となり地域の関係機関と連携し、子どもに関する情報や対応方針の共有を図ります。また、定期的に県中央児童相談所の職員と情報交換を行うことで、県と連携して虐待対策に取り組みます。

転居ケース等における市町村間の転居情報の共有や引継ぎ、児童相談所との情報共有を密に行います。一時保護等の実施が必要と判断した場合など、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

### **■職員の人材確保・資質向上**

要保護児童対策地域協議会の調整機関及び子ども家庭総合支援拠点においては、専門的な知識や技術を有する職員の計画的な人材確保に努めるとともに、県が実施する講習会等への参加を通じて資質向上を図ります。

### **■県の実施する社会的養護施設との連携**

県が実施する里親の募集や支援の事業について、市の広報誌への掲載や啓発活動等による連携を図ります。

### **②ひとり親家庭の自立支援の推進**

#### **■県の実施するひとり親家庭の自立支援施策との連携**

県が所管する「母子・父子・寡婦福祉資金」について、市の広報誌で周知するとともに、母子・父子自立支援員が相談窓口において丁寧に制度内容を説明し、ひとり親家庭の生活支援及び子どもの福祉向上を促進します。

#### **■母子・父子自立支援員の資質向上**

県が実施する母子・父子自立支援員を対象とした講習会等に参加することで、相談員の資質向上に努めます。

### **③障がい児施策の充実等**

#### **■早期発見と早期支援に向けた取組**

健康診査は、障がいの原因となる疾病等を早期に発見し、早期の対応につなげる重要な機会です。妊婦や乳幼児に対する健康診査を推進するとともに、受診率の向上に努めます。さらに、市の専門スタッフによる保育所等への巡回相談を通して、発達障がい児の早期支援に努めます。

### **■年齢や障がいの特性等に応じた専門的な療育の提供**

障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、県との連携による自立支援医療（育成医療）給付のほか、市の専門スタッフや児童福祉法に基づく障害児通所給付により、年齢や障がい等に応じた専門的な療育の提供に努めます。

児童相談所、総合療育相談センター、発達障害者支援センターなど、県の機関と連携を取りながら、児童発達支援センターでの地域支援・専門的支援などを通して、地域の障がい児等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援を進めます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議を進めるとともに、関係機関の支援を調整するコーディネーターを配置します。

### **■教育・保育施設を利用しやすい環境づくり**

市児童発達支援センターの専門スタッフにより、特別な支援が必要な子どもが集団生活に適応するための専門的な支援を行います。また、幼稚園、認定こども園、保育所及び地域型保育事業並びに放課後児童クラブを運営する者に対して、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れについて働きかけます。

### **■共生社会の形成に向けた取組**

共生社会とは、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会です。発達の遅れや心配のある子どもについて、社会的な理解が進むよう、さまざまな機会を活用しながら広く周知・啓発を図ります。

## **(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携**

### **■仕事と子育ての両立支援に関する情報提供**

仕事と生活の調和を推進するために、子育て家庭をはじめとする地域住民に対して、市の広報誌での啓発を行います。さらに、保護者を対象とする講座、利用者支援事業などの相談・情報提供事業の機会を活用して、仕事と子育ての両立支援に関する情報提供に努めます。

### **■仕事と子育ての両立に関する事業所等への啓発**

仕事と生活の調和を実現するために働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、県や市内の事業所等と連携しながら、雇用環境の基盤整備に努めます。さらに、仕事と生活の調査を推進するため、子育て支援に取り組む企業や民間団体の事例を収集し、その情報の提供に努めます。

### **■多様な働き方に対応できる子育て支援の充実**

放課後児童クラブをはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることで、多様な働き方に対応できるような子育て支援施策に取り組みます。



## 第5章 施策の展開

各個別事業の内容を示す個別事業表の見方は次のとおりです。

計画書中に記載されている個別事業表の見方

		対象者・施設 事業の対象者の年齢又は関わりのある時期、対象となる施設を記載しています。	所管・窓口 事業を担当している窓口です。
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
1	私立幼稚園等運営支援事業	市内の認可された私立幼稚園設置者及び全園で構成する大和私立幼稚園協会	ほいく課
事業の概要		指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針
私立幼稚園協会に幼児教育研究・研修等のための補助金を交付し、私立幼稚園等に管理運営、預かり保育実施のための補助金を交付します。		●補助金交付件数：18件	幼児教育・保育の無償化に伴い、子を持つ保護者の働き方が多様化し、就学前児童の保育需要が高まる中で、幼稚園は教育機関としての役割に加え、保育の受け皿としても重要であるため、支援を強化して事業を進めます。

事業の概要  
事業の内容を記載しています。

指標  
事業を評価する際の指標となります。平成30年度の実績を記載しています。

今後の取組方針  
令和6年度までの事業の取組方針を記載しています。

※新規事業における指標値は、実績なしとしています。



## 基本目標 1

## 希望する幼児期の教育・保育が受けられる体制づくり

### 個別目標① 利用ニーズに応じた教育・保育の提供体制の計画的な確保

#### 現状と課題

- 近年、就労する母親の割合が大きく増加しており、これに伴い、保育所の申請率は、平成 27 年 4 月の 22.5%から平成 31 年 4 月には 35.2%まで増加しています。
- 増加する保育ニーズに対応するため、本市では保育所等の積極的な整備を進め、平成 27 年度以降、32 施設 1,561 人分の定員拡大を行ったことにより、平成 31 年には 4 年連続で 4 月 1 日時点の待機児童数ゼロを達成しました。
- 共働き世帯は今後も増加する見通しであり、また、幼児教育・保育の無償化や大規模なマンション開発などの影響から、引き続き、保育ニーズの増加が見込まれます。
- 子育て世帯の働き方が多様化し、保護者の希望する乳幼児期の教育・保育のニーズもさまざまであることから、多様な選択肢を充実させていくことが必要です。

#### 施策の方向性

- 保育所、認定こども園、小規模保育等の新設や、認可外保育施設の認可化等により保育の受け皿を確保し、引き続き、希望する幼児期の教育・保育を受けることのできる環境づくりを計画的に進め、待機児童数ゼロの継続を目指します。
- 幼稚園における長時間預かり保育の支援や、幼稚園を対象とした本市独自の送迎ステーション事業を増設するなど、保育ニーズに対する多様な選択肢を確保します。

#### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
1	私立幼稚園等運営支援事業	市内の認可された私立幼稚園設置者及び全園で構成する大和私立幼稚園協会	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
私立幼稚園協会に幼児教育研究・研修等のための補助金を交付し、私立幼稚園等に管理運営、預かり保育実施のための補助金を交付します。	●補助金交付件数：18 件	幼児教育・保育の無償化に伴い、子を持つ保護者の働き方が多様化し、就学前児童の保育需要が高まる中で、幼稚園は教育機関としての役割に加え、保育の受け皿としても重要であるため、支援を強化して事業を進めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
2	民間保育所建設・増設支援事業	児童福祉法に規定される保育所等を市内に設置する社会福祉法人等	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
社会福祉法人等の保育所設置認可申請等の手続きを支援します。	●新設保育所：3箇所 ●既存保育所：2箇所 ●地域型保育事業所：5箇所	保育所入所待機児童等の状況を踏まえ、保育所等の新設、既設保育所の増設並びに定員拡大などを図ることにより、引き続き待機児童の解消に努めています。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
3	公私連携型保育所等整備事業	公募型プロポーザル方式により決定する整備事業者	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
送迎ステーション事業、一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業、育儿相談事業、地域子育て支援拠点事業等を実施する低年齢児型保育所等を設置するため、民間事業者が整備する施設をリースします。	実績なし（令和 2 年度新規事業）	整備事業者、運営法人、市の 3 者で調整しながら建物の整備を進め、令和 3 年 1 月に建物完成、2 月から賃貸借開始、4 月に開所予定です。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
4	認可保育所等運営事務	認可保育所等の利用を希望する児童、利用する児童	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
・入所の申込受付・入所決定を行った後、保育料の賦課、徴収を行います。 ・保育コンシェルジュが保育を希望する保護者の相談に応じ、保育所等の施設や保育サービスの情報提供を行います。	●申込者数：3,993 人 ●入所決定児童数：3,787 人 ●待機児童数：0 人	マイナンバー制度や子育てワンストップサービス実施に伴う業務を計画的に行い、引き続き、事務の効率化に努めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
5	保育事業（市立保育所）	市立保育所	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
保育士等の体制整備や災害共済給付制度の加入などにより、適切に児童を受け入れるための環境を確保します。	●派遣看護師数：1 人 ●災害共済給付制度加入児童数：493 人	現状のまま継続します。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
6	保育所等施設型給付事業	本市の児童が利用する市内公立を除く保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
本市の児童が利用する市内公立を除く保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業の設置者等に対して、施設型給付費等を支給します。	●施設型給付費等を支給した市内施設数：61 箇所	子ども・子育て支援法の規定等に基づき、適切に支給します。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
7	子育て支援施設管理運営事業	市内に在住する就学前児童及び保護者等	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
幼稚園児等を対象とした送迎ステーション事業を実施し、これまで幼稚園を利用できなかった方のニーズに対応することで、定員に余裕のある幼稚園の利用を促進します。	●送迎ステーション事業の利用人数：15 人	指定管理者制度を活用し、管理・運営を行っていきます。（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）	

## 個別目標② 教育・保育の質の確保・向上

### 現状と課題

- 幼児教育・保育の量の拡大と合わせて、質の向上についても同時に取り組む必要があります。
- 乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、子どもの健やかな発達につなげるため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供が求められています。
- 全国的に保育施設の整備が進む中で、保育の担い手となる保育士の有効求人倍率は高い水準で推移しており、人材の確保が課題となっています。

### 施策の方向性

- 教育・保育の「質」及び「安全性」の確保・向上を図るため、教育・保育施設の自己評価や第三者評価を進めます。また、認可保育所をはじめ、地域型保育事業所や私設保育施設などに対して、定期的に監査を実施するとともに、巡回訪問などによる助言、指導等を行います。
- 保育の基盤となる保育士の人材確保に向け、保育施設に対し雇用経費等の補助などをを行うほか、潜在保育士を活用するための取組も行います。また、保育士を対象とした研修会を定期的に開催するほか、幼稚園に対しては職員の資質向上を目的とした研修の費用を補助するなど、保育士・幼稚園教諭の人材育成に努めます。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
8	認定保育施設運営費助成事業	本市の児童が入所する市内及び市外の認定保育施設	ほいく課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
認定保育施設に入所している保育を必要とする児童の福祉の向上を図るために、施設の設置者等に補助金を交付します。	●市内認定保育施設（認可化移行支援）：1箇所 ●市内認定保育施設入所者数（認可化移行支援）：219人	子ども・子育て支援新制度の動向に合わせて、引き続き利用者が安心して保育を受けられるよう、事業を行っていきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
9	私設保育施設支援事業	市内の私設保育施設	ほいく課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
私設保育施設からの請求を受け、内容を審査後、助成金を交付します。	●保菌検査実施職員数：424人 ●健康診断受診児数：241人	県の「届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱」に基づく助成であり、現状のまま継続します。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
10	特定教育・保育施設等指導事務	特定教育・保育施設等	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>市が事業の認可を行った施設に対して、施設監査を実施し、給付の対象となる施設に対しては、確認監査を実施します。</li> <li>必要に応じて、対象施設に指導監督を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●確認監査の実施件数：55 件</li> <li>●施設監査の実施件数：13 件</li> </ul>	市が事業の確認を行った施設に対して施設監査を実施し、給付の対象となる施設に対しては確認監査を実施します。また、必要に応じて指導監督を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
11	保育士等研修事務	市内認可保育所（市立・私立）及び私設保育施設の保育士等	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
テーマや講師を決め、講演会や研修を企画・実施するほか、各種研修に参加します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修実施回数：4 回</li> <li>●研修参加人数：452 人</li> </ul>	現状のまま継続します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
12	私設保育施設指導事務	市内の私設保育施設及び地域型保育事業所等	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>私設保育施設及び地域型保育事業所等を定期的に訪問し、保育の質の向上に向けた助言のほか、県と連携して監督指導を行います。</li> <li>市内を 4 地域に区分し、公立保育園の保育士と連携して、私設保育施設及び地域型保育事業所等の訪問を行い、保育の質の向上に向けた助言を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●私設保育施設に対する調査実施数：24 件</li> <li>●私設保育施設に対する訪問指導：72 回</li> </ul>	平成 29 年度から本実施している公立保育園保育士と連携を図った訪問について、今後も継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
13	民間保育所等運営支援事業	民間認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業者	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
市内施設における職員体制の充実等を図るために補助金を交付します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金の交付を受けた市内施設数：53 箇所</li> </ul>	国の子育て支援策の動向に注視しつつ、施設に対する適切な支援を続けていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	私立幼稚園等運営支援事業	市内の認可された私立幼稚園設置者及び全園で構成する大和私立幼稚園協会	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
私立幼稚園協会に幼児教育研究・研修等のための補助金を交付します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●補助金交付件数：18 件</li> </ul>	幼児教育・保育の無償化に伴い、就労形態の多様化が進行する中で、幼稚園は教育機関としての役割に加え、保育の受け皿としても重要であるため、職員の資質向上を図る支援を強化しながら事業を進めます。

### 個別目標③ 多様な保育サービスの充実

#### 現状と課題

- 共働き世帯の増加など子育て家庭を取り巻く状況の変化や、子育てに関する価値観の多様化に伴い保育サービスへのニーズが多様化しています。
- 本市ニーズ調査では、私用やりフレッシュ、親の通院、不定期の就労等の目的での「一時預かり事業」や「幼稚園の預かり保育」などの利用希望が増加傾向にあります。また、「延長保育」や「病児保育」など働きながら子育てができる環境の充実が求められています。
- 本市では平成30年度から子育て支援施設きらきらぼしにおいて送迎ステーション事業や理由を問わない託児事業を開始したほか、令和元年度には病児保育事業の大幅な定員拡大を実施するなど、多様な保育サービスの充実を図っており、引き続き、利用者が自分のニーズに合った保育サービスを選択できるよう、提供体制の整備に努める必要があります。

#### 施策の方向性

- 一時預かりや延長保育など、子育て家庭の状況に合わせて必要な保育サービスを選択しやすい環境づくりを推進します。具体的には、幼稚園や保育所等への補助を継続していくとともに、新たに設置される保育所等においても、一時預かりや延長保育が提供されるよう支援を行います。
- 令和3年度に開設予定の公私連携型保育所では、送迎ステーション事業、一時預かり事業、休日保育事業など多様な保育ニーズを一体的に提供できるよう整備を進めています。
- ファミリーサポートセンター事業は、一時預かりニーズの受け皿であると同時に、地域住民のつながりをつくることで育児不安を和らげ、仕事と子育ての両立を支える側面があります。利用促進のための周知を行うとともに、サービスの担い手となる支援会員の確保にも取り組みます。
- 本市3か所で実施している病児保育事業の周知を行い、利用者のニーズに即した事業実施に努めます。

#### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	民間保育所等運営支援事業	民間認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業者	ほいく課
事業の概要		指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針
市内施設の円滑な運営及び地域における子育て支援の充実を図るために補助金を交付します。		●補助金の交付を受けた市内施設数：65箇所	国の子育て支援策の動向に注視しつつ、施設に対する適切な支援を続けていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
14	病児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な当面の症状の急変は認められないが回復期に至っていない病児	ほいく課
事業の概要		指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針
市内の民間病児保育施設に補助金を交付するほか、市立病院の敷地内に設置する病児保育施設において病児保育を実施します。		●実績延べ人数：1,235人	今後も、利用実績を見ながら、開所時間や実施施設等について検討とともに、利用促進のための広報活動を行い、周知を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
15	ファミリーサポートセンター事業	子育て家庭	すくすく子育て課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
地域において育児の援助を行うことを希望する者と育児の援助を受けることを希望する者により構成される会員相互間の援助活動を支援します。	●利用件数：11,314 件	支援会員不足が懸念されることから、支援会員増加に向けた取組を拡大させていきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	私立幼稚園等運営支援事業	市内の認可された私立幼稚園設置者及び全園で構成する大和私立幼稚園協会	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
私立幼稚園協会に幼児教育研究・研修等のための補助金を交付し、私立幼稚園等に管理運営、預かり保育実施のための補助金を交付します。	●補助金交付件数：18 件	幼児教育・保育の無償化に伴い、就労形態の多様化が進行する中で、幼稚園は教育機関としての役割に加え、保育の受け皿としても重要であるため、支援を強化して事業を進めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	公私連携型保育所等整備事業	公募型プロポーザル方式により決定する整備事業者	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
送迎ステーション事業、一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業、育児相談事業、地域子育て支援拠点事業等を実施する低年齢児型保育所等を設置するため、民間事業者が整備する施設をリースします。	実績なし（令和 2 年度新規事業）	整備事業者、運営法人、市の 3 者で調整しながら建物の整備を進め、令和 3 年 1 月に建物完成、2 月から賃貸借開始、4 月に開所予定です。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	子育て支援施設管理運営事業	市内に在住する就学前児童及び保護者等	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
子育て中の親の育児負担を軽減するため、託児サービスを提供します。	●託児事業の延べ人数：2,746 人	指定管理者制度を活用し、管理・運営を行っていきます。（平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）	

## 基本目標2 親育ち・地域の子育て力を育む基盤づくり

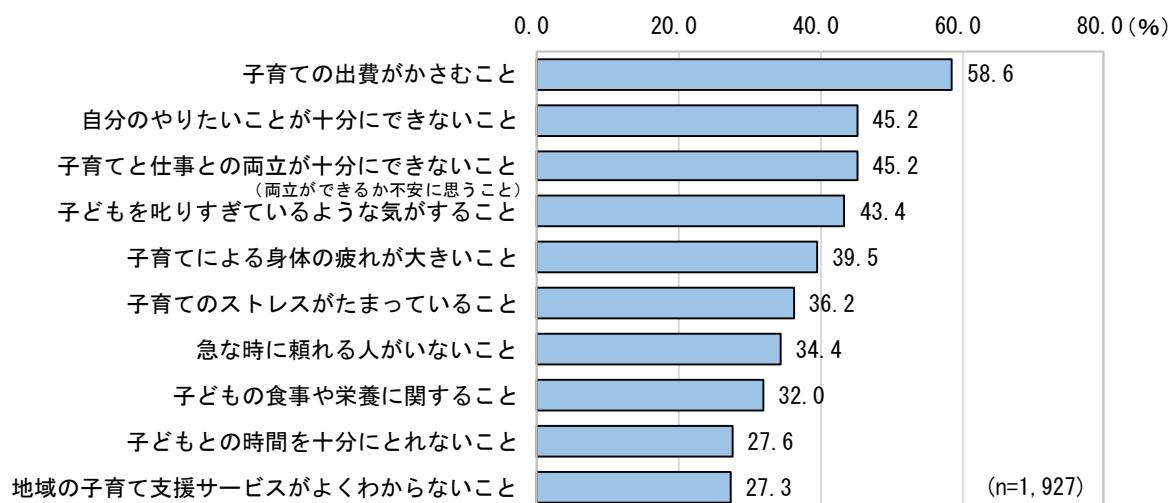
### 個別目標① 情報発信、相談支援体制の充実

#### 現状と課題

- 家庭は子どもの育ちを支える出発点であることから、家庭の子育て力を高め、親が子育てに喜びや生きがいを感じられる環境を整えることが、健やかな子どもの成長を支える基盤となります。すべての子育て家庭が、子どもと向き合い喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの過程を支援していくことが必要です。
- 本市ニーズ調査の自由意見では、子育ての悩みを気軽に相談できる窓口や、子育て支援の情報の分かりやすい提供が求められています。また、子育て家庭が、子育てに関しさまざまな困りごとを感じていることが明らかになりました。
- 本市では、平成29年度から、子育てに関するワンストップの相談窓口として「子育て何でも相談・応援センター」を開設したほか、子育て何でも応援メールなど子育て情報の積極的な提供に努めており、引き続き保護者の目線に立ったきめの細かい対応を行っていく必要があります。

図表92 子育てをしていて感じる困りごと（上位10位）

※「とても困っている」と「やや困っている」の合計



資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査（平成30年度）

#### 施策の方向性

- 子育ての不安感や孤立感を和らげ、一人ひとりの状況に応じた最適なサポートを受けることができるよう、ホームページの充実をはじめＩＴの活用などにより子育てに関するさまざまな情報を積極的かつ的確に発信するとともに、子育て中の悩みを気軽に相談できるよう相談支援体制の充実を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた子育てに関する講座、母親父親教室等の学びの機会を作り、親育ちの過程を支えることができるよう支援を目指します。
- 子育てに困難を抱えるなど、特に支援が必要な子育て家庭に対して、養育支援訪問事業や家庭児童相談事業により、それぞれの状況や課題に応じたサポートを行います。

## 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
16	子育て世代包括支援センター事業	妊娠を考えている家庭、子育てをしている保護者等及び子育て支援にかかる関係機関	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
子育て相談におけるワンストップ機能をもった相談機関として、保健福祉センター内に「子育て何でも相談・応援センター」を開設し、電話・来所相談に対応します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て何でも相談・応援センターでの相談受付数：3,525 件</li> <li>●母子健康手帳交付時面接件数：1,978 件</li> </ul>	平成 30 年 4 月から、母子健康手帳の交付を子育て何でも相談・応援センター 1 か所とすることにより、すべての妊婦に面接し、妊娠初期からの支援開始に努めています。引き続き、事業の周知や配置職員の資質向上に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	認可保育所等運営事業	認可保育所等の利用を希望する児童、利用する児童	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所の申込受付・入所決定を行った後、保育料の賦課、徴収を行います。</li> <li>・保育コンシェルジュが保育を希望する保護者の相談に応じ、保育所等の施設や保育サービスの情報提供を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●申込者数：3,993 人</li> <li>●入所決定児童数：3,787 人</li> <li>●待機児童数：0 人</li> </ul>	マイナンバー制度や子育てワンストップサービス実施に伴う業務を計画的に行い、引き続き、事務の効率化に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
17	母子保健相談指導事業	妊婦とその夫及び乳幼児とその保護者	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付します。</li> <li>・妊娠・出産に向けた知識の普及啓発のための「プレママ・パパ教室」「イクメン講座」、乳幼児期の育児教室として「もぐもぐ教室」「おべんとう教室」「1歳児育児教室」等を開催します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●プレママ・パパ教室、イクメン講座 参加者延べ数：1,447 人</li> <li>●もぐもぐ教室参加者数：585 人</li> <li>●1歳児育児教室参加利用者数：471 人</li> <li>●2歳児歯科相談利用者数：236 人</li> </ul>	子育て情報の提供方法として「らくらく予防接種」サイトに電子母子手帳機能を付加した子育て支援ツールの登録者数の増加に向け、引き続き周知を進めています。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
18	家庭児童相談事業	児童（0歳から 18 歳に満たない者）、妊産婦及びその家庭等で相談を希望する者、児童虐待（疑いを含む）の対象家庭	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じます。</li> <li>・児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話・面接・訪問などによる相談件数：9,190 件</li> <li>●児童虐待に関する相談対応世帯数：244 世帯</li> </ul>	平成 28 年度児童福祉法改正により設置が努力義務化された市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援機能の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
19	養育支援訪問事業	産後うつ病等により子育てに対して不安や孤立感を持つ家庭や、保護者の精神疾患等により養育に問題のある家庭等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>出産後間もない時期の家庭へ心理相談員などを派遣し育児に関する専門的な援助を行います。</li> <li>対人接触を図ろうとしない等、育児に問題のある家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を支援することで、安定した児童養育を支援します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門職の訪問件数：760 件</li> <li>●育児・家事支援派遣回数：199 回</li> </ul>	引き続き本事業を継続するとともに、個々の利用状況を踏まえ適切なコーディネートを行い、児童虐待防止に努めています。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
20	図書館管理運営事業	市民及び広域利用協定対象者	図書館
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度を活用し、図書館の管理運営を行います。</li> <li>図書館の運営に必要なインフラの管理をします。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ブックスタートの開催数：36 回</li> <li>●ブックスタートでの本の配布数：3,839 冊</li> <li>●ブックスタートでの本の配布人数：1,920 人</li> </ul>	図書館を管理運営する指定管理者と調整を図り、講座等の適切な開催に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
21	子育て情報提供事業	未就学児とその保護者及び妊婦	社会福祉協議会 子育て支援センター
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
子育てに関する情報を冊子類やホームページで提供します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て情報誌（冊子）の発行部数：5,000 部</li> <li>●子育て情報誌（電子書籍）の発行回数：1 回</li> <li>●機関誌の発行部数：14,400 部</li> </ul>	隔年を目途に子育て情報誌を発行し、ネット上でも閲覧できるようにしていきます。さらに、FM やまとやタウン紙での情報提供を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
22	子育てに関する学習機会の提供事業	未就学児とその保護者及び妊婦	社会福祉協議会 子育て支援センター
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
子育てに不安や戸惑いを感じている親に対し、子育てに関する知識を提供することで、不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう支援します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座「お家の中の事故防止・体調変化時の対応」参加者数：64 組</li> <li>●講座「ワーキングママのつどい」参加者数：59 組</li> <li>●幼児安全法短期講習会参加者数：37 組</li> </ul>	開催している各講座について、それぞれのニーズにあった内容の講座を加えていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
23	子育てに関する相談・援助	未就学児とその保護者及び妊婦	社会福祉協議会 子育て支援センター
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
サロン来所者や電話、地域の子育てサロン訪問等にて個別相談に応じています。子育て家庭の孤立を解消し、育児不安の軽減を図るために、講座や催しを開催します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育てなんでも相談件数:1,852 件</li> <li>●育児支援母親支援事業「ちえりー・かふえ」参加者数：19 組</li> <li>●ふたごみつごのつどい参加者数：15 組</li> <li>●産後の育児不安軽減事業「ほや*ほや」参加者数：168 組</li> </ul>	母子保健係や家庭こども相談係等との情報共有を図る場を作っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
24	子育ての仲間作りの機会提供事業	未就学児とその保護者及び妊婦	社会福祉協議会 子育て支援センター
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
同じ月齢の子と親が集まり、親子のコミュニケーションを深めるとともに、子育ての仲間を見つけることで、子育て家庭の孤立を防ぎます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●月齢別講座「バブちゃんとあそぼ！（4～6か月）」参加者数：317 組</li> <li>●月齢別講座「ボニヨ∞ボニヨ（7～9か月）」参加者数：278 組</li> <li>●月齢別講座「ほや*ほや（産後すぐ）」参加者数：168 組</li> </ul>	地域の子育てサロンにスタッフ派遣を行うとともに、子育て支援センターの事業との連携を図っていきます。



## 個別目標② 子育て支援の拠点・つながりの充実

### 現状と課題

- 子育てを取り巻く環境の変化に伴い、身近な地域に育児の相談を気軽にできる相手がないなど、孤立した状況で子育てをしている家庭が増加していると言われています。本市ニーズ調査では、約7%の方が子育てする上で気軽に相談できる人がいないと回答しており、その割合は少しづつ増加しています。
- 子育て家庭が孤立することがないよう、身近な場所で相談ができる場、地域のつながりを生み出す場が求められています。地域の子育てに関する支援拠点や、ネットワークを充実し、同世代の親子や世代を超えたつながりをつくる環境を整備していくことが必要です。

### 施策の方向性

- 子育て家庭がより身近な場所で気軽に相談や交流ができる環境を整備するため、地域子育支援拠点事業の開設箇所数を増やすとともに、親子のつながりがより一層広がるよう事業内容の充実を図ります。
- 地域の子育てネットワークを拡大していくために、子育てサークルの育成支援や地域育児センター事業を推進します。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
25	子育て支援センター運営事業	0歳から就学前児童並びにその親、子育て支援者等	こども総務課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
子育て家庭の育児不安等の解消を図り、地域での育児支援を推進します。また、地域の中でゆとりをもって育児が楽しめる環境をつくります。	●子育て支援センター利用者数：14,934人 ●子育て相談：1,852件	利用者の利便性が向上されるよう、講座やイベントの内容を検討し、事業の更なる充実を図ります。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
26	つどいの広場事業	乳幼児（0～3歳未満児）とその保護者	こども総務課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備するとともに、地域の子育ての輪をつくります。	●「こどもーる」来場者数：57,131人 ●「こどもーる」相談件数：4,074件	各種講座やイベントの開催により、地域子育て支援機能の一層の充実を図ります。利用者の利便性が向上するよう、設置箇所の増加について検討します。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
27	地域育児センター事業	地域の子育て世代	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
保育所入所児童と地域の児童との交流保育、お年寄りや青少年との世代間交流、地域育児講座や育児相談などを行います。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●開放保育実施回数：828 回</li> <li>●開放保育参加者数：3,314 人</li> <li>●地域との交流事業回数：349 回</li> <li>●育児相談件数：1,352 件</li> </ul>	地域子育て連絡会を通じて、地域のサークルや民生委員主催のサロン等に出向き、各団体と連携強化を図り、さらなる事業の充実に取り組んでいきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
28	子育てサークルの育成支援事業	子育てサークル設立中及び設立希望の人	社会福祉協議会 子育て支援センター
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
子育てサークルの設立支援や既設サークルへの運営・活動相談、物品の貸し出しなどを行うほか、サークル相互の連携を図るため代表者の会議を開催します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●代表者会開催数：3 回</li> <li>●代表者研修開催数：4 回</li> </ul>	子育て支援センター主催の講座受講者の組織化を図り、課題別の子育てサークルの支援を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	家庭児童相談事業	児童（0歳から 18 歳に満たない者）、妊産婦及びその家庭等で相談を希望する者、児童虐待（疑いを含む）の対象家庭	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じます。</li> <li>・児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話・面接・訪問などによる相談件数：9,190 件</li> <li>●児童虐待に関する相談対応世帯数：244 世帯</li> </ul>	平成 28 年度児童福祉法改正により設置が努力義務化された市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援機能の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
29	生涯学習センター管理運営事業	市民	生涯学習センター
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
生涯学習センターの円滑な管理運営を行います。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●学習センターの開館日数           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習センター：363 日</li> <li>・つきみ野学習センター：304 日</li> <li>・市民交流拠点ボラリス：359 日</li> <li>・桜丘学習センター：308 日</li> <li>・渋谷学習センター：346 日</li> </ul> </li> </ul>	生涯学習センターを管理運営する指定管理者と調整を図り、各学習センターを円滑に運営し、子育て中の親子が集い、相互交流の場として保育室等を開放します。

## 個別目標③ 地域の子育て支援者の育成・支援

### 現状と課題

- 核家族化や地域のつながりが希薄となる中で、地域の身近な人から子育ての協力を得ることが難しくなっています。本市ニーズ調査においても、日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無について、日常的に子どもを見てもらえる親族がいるという回答や、用事の際などに子どもを見てもらえる友人・知人がいるという回答が減少しています。
- 子育ての最も重要な主体は家庭であることを基本としながらも、地域社会全体で子育てを支えていくことが重要です。地域の人と人とのつながりを育て、子育て支援者の育成や、子育て支援活動を奨励し、地域の子育て力を高めていくことが求められています。

### 施策の方向性

- 地域ぐるみの子育て支援や青少年活動を活性化するために、地域自治会の民生委員・児童委員や青少年育成団体などの活動を支援します。
- 子育てを支援するボランティアを育成するために、子育てボランティア養成講座の開催や、ボランティアグループの活動支援を推進します。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
30	青少年指導者育成支援事業	大和市青少年指導員連絡協議会、 大和市子ども会連絡協議会、 大和市母親クラブ連絡協議会	こども・青少年課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
地域で青少年健全育成を進める団体の協議会活動を支援するとともに、指導者を養成します。また、団体が主体となり、青少年を対象としたイベントを開催します。	●青少年指導員年間活動数：443 回 ●市子ども会連絡協議会加入数： 30 団体 ●母親クラブ年間活動数：140 回	事務局として各団体が効果的、効率的な運営ができるよう、助言等の支援をしていきます。また、外遊び条例に基づいた事業を実施していきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
31	大和市家庭・地域教育活性化会議支援事業	大和市家庭・地域教育活性化会議推進委員会 ほか3団体	こども・青少年課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
活性化会議は、地域の連帯感を高め、各種団体との連携を図り、地域ぐるみの青少年健全育成活動を推進していく、推進委員会は地区の活動を総合的に支援します。	●推進委員会開催回数：4 回 ●研修会等への役員参加地区数： 9 地区 ●環境浄化活動の実施地区数：8 地区	事務局として事業内容を精査するとともに、指導室、図書・学び交流課との連携を図り、地区の実情に合わせた効果的な運営方法、活動手法について引き続き検討し提案していきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	図書館管理運営事業	市民及び広域利用協定対象者	図書館
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
・指定管理者制度を活用し、図書館の管理運営を行います。 ・図書館の運営に必要なインフラの管理をします。	●ボランティア養成講座の実施： 11 回 ●ボランティア養成講座への参加： 240 人	図書館を管理運営する指定管理者と調整を図り、講座等の適切な開催に努めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
32	民生委員児童委員活動支援事業	民生委員・児童委員、大和市民生委員児童委員協議会	健康福祉総務課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
市民の地域における相談相手・支援者として、民生委員児童委員活動の円滑な推進体制を確保します。	●市民生委員児童委員協議会 児童委員部会開催回数：8 回 ●子育てサロン開催回数：192 回 ●子育てガイド発行部数：5,200 部	市内 11 地区の民生委員児童委員が関係機関と連携できるよう、児童委員部会の内容充実や委員の知識等の共有化を図ります。各地区の「子育てサロン」について、地域住民への周知などの支援をしていきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
33	ボランティアグループ活動支援	ボランティアグループ及び保育活動する団体	社会福祉協議会 子育て支援センター
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
保育ボランティア団体から寄せられる相談への助言や、各団体が実施する講座等の調整を行います。	●子育て関連の活動支援ボランティア等の団体数：17 団体	子育て支援センターと連携を図りながら、引き続き子育て関連ボランティアへの支援を行っていきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
34	子育て支援ボランティア養成事業	子育て支援ボランティアとして活動を希望する人	社会福祉協議会 子育て支援センター
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
子育てについての理解を広め、市内の子育て支援活動の運営をサポートする人材の養成を目的に講座を開催します。	●講座参加者数：30 人	子育て支援に係るボランティア養成の関係者と情報交換会を実施し、情報共有と相互連携を図っていきます。	

## 個別目標④ 仕事と子育ての両立支援

### 現状と課題

- 本市ニーズ調査では、就労している母親の割合が年々上昇しており、育児休業を取得した母親の割合も増加しています。一方で、男性の育児休業の取得率は依然として低水準となっています。また、「子育てと仕事との両立ができないこと（両立ができるか不安に思うこと）」について45.2%の方が困りごとを感じており、父親と母親が共に子育てをしながら安心して働くことができるよう、仕事と家庭生活の両立を支援する取組が求められています。
- 次代の親を育成する観点から、子育てや家庭の大切さなどについて若い世代に対する啓発をしていくことが重要です。

### 施策の方向性

- 市民や市内事業者に対して、仕事と子育ての両立などをテーマとした啓発活動を実施するとともに、男女がともに働きやすい労働環境づくりを支援するため、取組を進める市内事業所を表彰します。
- 次代の親を育成する観点などから、中高生を対象とした保育所での保育体験実習を実施します。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
35	男女共同参画意識啓発事業	市民・市職員	国際・男女共同参画課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
・男女共同参画に係る意識を効果的に浸透、向上させることができる場と機会をより多く提供します。 ・行政と市民が一体となり、市民の視点を取り入れた、男女共同参画意識啓発事業の展開を図ります。		●啓発事業の開催回数：6回 ●情報誌の年間発行部数：10,000部 ●表彰した事業者数：1事業者  「男女共同参画社会の実現」に向けて策定した第3次やまと男女共同参画プランの実施計画に従って新たな課題の解決に取り組んでいきます。そのために、より効果的に多くの市民へ啓発すべく、「やまと男女共同参画啓発事業企画運営委員」とともに事業内容や実施時期を検討しつつ、市民ニーズに合った事業を実施していきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
36	中高生保育入門講座	市内在住学の中高生	社会福祉協議会 ボランティア振興課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
保育所での体験学習や保育に携わる人たちの話を聞くことにより、児童福祉問題の理解とボランティア活動参加のきっかけづくりを目的に講座を開催します。	●参加者数：25人	市内各学校等に、事業の周知を図り、参加者の増加を目指していきます。	

## 基本目標3

## 安心して産み育てやすい環境づくり

### 個別目標① 妊娠前から、出産、子育て期までの切れ目ない支援

#### 現状と課題

- 子どもを希望しながらも不妊や不育の悩みを抱える方が増えており、妊娠を望んだ時からの相談支援が求められています。
- 核家族化や少子化などにより、妊娠婦や子どもと身近にふれあう機会がないまま妊娠・出産し、親になることも少なくありません。また、晚婚化・晚産化などを背景に妊娠のライフスタイルや必要な支援にも変化が生じています。妊娠中の健康管理や妊娠の不安解消など安心して産み育てるための体制の充実の重要性が一層高まっています。
- 出産後における母親の不安は特に強く、産後うつ等によりその後の子育てに困難を抱えることがあります。医療機関や保健福祉事務所などの関係機関と連携しながら、妊娠、出産、産後にかけて、切れ目のない支援を提供できる体制の強化が求められています。

#### 施策の方向性

- 「子育て何でも相談・応援センター」において、妊娠を考えた時から、妊娠・出産・子育て期までの切れ目のない相談支援を行います。
- 子どもを希望する方の経済的な負担を緩和するために、不妊症や不育症に対する治療費、出産費用に関する助成を行います。
- 安心した出産、育児を支えるために、すべての妊娠婦が保健師と直接面接を行うとともに、妊娠に対する健康診査、妊娠婦等への保健指導、産科医への分娩費用の一部助成を行います。
- 妊娠婦・新生児等の家庭を訪問し、母子の心身の情報を的確に把握するとともに、子育ての相談や情報提供を行います。また、産後うつの予防や新生児期の虐待予防を図るための産後健康診査事業と、出産直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業を実施します。

#### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	子育て世代包括支援センター事業	妊娠を考えている家庭、子育てをしている保護者等及び子育て支援にかかる関係機関	すくすく子育て課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
子育て相談におけるワンストップ機能をもった相談機関として、保健福祉センター内に「子育て何でも相談・応援センター」を開設し、電話・来所相談に対応します。	<ul style="list-style-type: none"><li>●子育て何でも相談・応援センターでの相談受付数：3,525件</li><li>●母子健康手帳交付時面接件数：1,978件</li></ul>	平成30年4月から、母子健康手帳の交付を子育て何でも相談・応援センター1か所とすることにより、すべての妊娠婦に面接し、妊娠初期からの支援開始に努めています。引き続き、事業の周知や配置職員の資質向上に努めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
37	助産・母子生活支援施設入所事業	妊娠婦で助産費の負担が困難と認められる者、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的に困窮し、助産費用を支払うことが困難な妊娠婦の助産費用を負担します。</li> <li>自立支援が必要と判断された母子を母子生活支援施設へ入所措置します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●助産措置件数：1 件</li> <li>●母子生活支援施設入所措置件数：1 件</li> </ul>	制度を必要とする世帯があることから現状のまま継続し、各関係機関との連携を更に図っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
38	妊婦健康診査事業	本市の住民基本台帳に記録されている妊婦	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付時に、妊娠中の医療機関への定期受診を促すために、妊婦健康診査費用補助券 14 回分（多胎児妊娠は 17 回分）、妊婦歯科健康診査受診券を妊娠期間中に 1 回分交付し、公費助成します。</li> <li>受診結果に基づいて、事後指導を行います。</li> <li>定期的に受診できるよう、随時 PR 活動を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●周知方法（PR回数）：1,978 回</li> <li>●妊婦健康診査受診率：97.1%</li> <li>●妊婦歯科健康診査受診者数：599 人</li> </ul>	妊婦健康診査受診の必要性を啓発するとともに、各妊婦の受診状況の把握に努め、安心して出産できるよう支援します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
39	妊産婦・新生児等訪問事業	おおむね生後 4 か月までの乳児がいる全家庭及び家庭訪問の必要性がある妊産婦、新生児、乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね生後 4 か月までの乳児がいる家庭を助産師・保健師・管理栄養士・看護師が訪問し、育児環境の確認や育児支援及び情報提供を行います。</li> <li>各種健康診査において、継続支援が必要な妊婦や乳幼児を対象に保健師や管理栄養士が訪問し、必要な支援を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問指導数(全数・継続支援)：5,317 人</li> <li>●生後 4 か月までの乳児家庭訪問：1,858 件</li> <li>●赤ちゃん訪問プラス訪問指導人数：117 人</li> <li>●助産師何でも相談支援件数：1,265 件</li> </ul>	妊娠期や産後間もない方の不安軽減に向けて助産師による専門相談の回数を増やし、産前・産後サポートの充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
40	不妊治療費助成事業	不妊治療が必要と診断され、治療を行っている夫婦（所得要件等あり）	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
一般不妊治療（タイミング法、薬物療法、人工授精等）、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）に要した医療費の一部を助成します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般不妊治療費助成件数：124 件</li> <li>●特定不妊治療費助成件数：201 件</li> </ul>	引き続きホームページや広報に掲載するほか、医療機関へポスター掲示を依頼するなど、情報提供に努めています。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
41	不育症治療費助成事業	不育症治療が必要と診断され、治療を行っている夫婦（所得要件等あり）	すくすく子育て課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
専門の医療機関で受けた不育症の保険診療対象外の治療及びその治療に係る検査に要した費用の自己負担額の一部（年度あたり上限 30 万円）を助成します。	●不育症治療費助成件数：3 件	不育症という病態についての周知を図り、必要な方が適切な検査治療を受けられるよう、また、家族の理解が深まるよう努めます。	

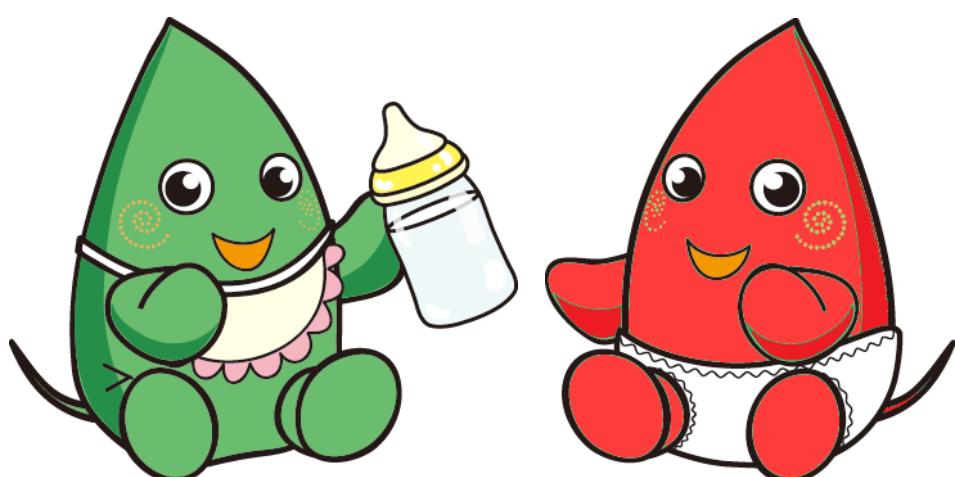
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
42	出産費用助成事業	大和市内に居住し、第 3 子以降を出産した夫婦に対し、出産費用の一部を助成します。	すくすく子育て課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
出産費用（分娩及び入院費）から、加入している健康保険組合が助成した出産育児一時金などを控除した額の 2 分の 1（上限 5 万円）を助成します。	●出産費用助成件数：96 件	乳児家庭全戸訪問事業や 4 か月児健診時の周知に加え、申請期限が迫っている対象者に電話・手紙送付による申請勧奨を実施しています。今後は第 3 子以降の出産を考えているご夫婦に対しても制度の周知に努めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
43	産後健康診査事業	本市の住民基本台帳に記録されている産婦	すくすく子育て課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
産後 2 週間、1 か月に実施する産婦健康診査の費用（上限 5 千円）を助成します。	実績なし（令和 2 年度新規事業）	産後うつ予防等を図るため、産後まもない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後うつ等のリスクが高い産婦の早期把握と支援に努めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
44	産後ケア事業	産後 4 か月までの母子	すくすく子育て課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
市内産科医療機関で産後ケア事業（デイサービス型）を実施し、産婦の心身のケア、授乳に関するケア、育児の手技への指導や相談を実施するとともに、食事や休養の場を提供します。	実績なし（令和 2 年度新規事業）	産後うつのリスクが高い産婦やサポートが得られない産婦等に対し、心身のケアや育児のサポートを行い、産後まもない時期の支援に努めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
45	出産育児一時金支給事業	妊娠 85 日以上で出産をした大和市国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	保険年金課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
出産にかかる費用の一部を負担することで、経済的負担を減らし、出産しやすい環境をつくります。	●支給件数：191 件	社会状況を見据えながら現状の存続を図ります。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
46	産科医等確保支援事業	分娩に係る一般的な費用が 55 万円未満の市内産科医療機関	健康づくり推進課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
産科医療機関の分娩実績に基づき、分娩手当に係る経費の一部を助成します。		●補助対象医療機関数：1 箇所 ●補助対象分娩件数：344 件  今後も、要綱に基づき適正に補助金を交付します。	



## 個別目標② 子どもと親の健康支援

### 現状と課題

- 子どもの発育や健康に関する基礎的な知識が不足することで、子どもが病気の時などに特に子育ての不安が強くなる傾向にあります。本市ニーズ調査では、「子どもの健康や発育・発達・行動」について 25.5%の方が、「子どもが病気がありであること」について 12.4%の方が困りごとを感じています。
- 子育ての不安の緩和や子どもの健やかな成長のために、子どもの成長段階に応じた乳幼児健康診査、予防接種、発達相談等の提供が必要です。
- 本市の平成 30 年度における 1 歳 6 か月児健康診査の受診率は 94.5%、3 歳 6 か月児健康診査の受診率は 95.9% となっています。

### 施策の方向性

- 出産から子育ての時期においては、乳幼児健康診査、予防接種、乳幼児保健指導のほか、中学校卒業時までの小児医療費助成等を通じて、子どもと親の健康支援に努めます。
- 子どもの心身の発達への不安の解消の観点から、さまざまな機会を活用して、育児相談や母子保健に関する情報提供を行い、幼児期から健やかな生活習慣を身につけ、生涯を通じた健康づくりを推進します。
- 広報等を活用して健康診査受診率の向上に努めるとともに、一人ひとりの子どもの発達状況に応じた丁寧な育児支援を行っていきます。また、未受診児の把握に努めています。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
47	小児医療費助成事業	0歳児から中学校卒業まで（1歳児以上は保護者の所得制限あり）	こども総務課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
受給対象者の認定、医療証の交付、医療費の助成を行います。	●医療証交付児童数：24,797 人 ●受診件数：392,464 件	保険医療制度や県の制度改革等を除き、現状のまま継続していきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
48	未熟児養育医療給付事業	市内に住所を有し、出生体重 2,000 グラム以下又は諸機能が特に未熟な乳児（最長で満 1 歳の誕生日まで）	こども総務課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
入院が必要な未熟児に対し、養育に必要な医療を給付することで、子どもの健やかな成長を支援します。	●審査支払件数：167 件	養育医療の対象となる子は、病院で案内されるため、遗漏なく申請につながっていると思われます。引き続き公正に審査し、適正に事務手続きを進めていく必要があります。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
49	4か月児健康診査事業	生後3か月～4か月の乳児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
集団健診により月3回実施します。疾病の有無や心身の発育発達の状況について診察し、健診の結果を踏まえ、必要な育児支援を行います。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●受診案内件数：1,950 件</li> <li>●受診児数：1,909 人</li> <li>●受診率：97.9%</li> </ul>	健診による子どもの発育・発達の評価や疾病の早期発見にとどまらず、虐待を未然に防ぐため、養育環境のさらなる把握に努めます。また、スムーズな健診の運営と、健診の満足度が向上するよう検討していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
50	8か月児健康診査事業	生後8か月から 10 カ月の乳児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
協力医療機関で随時、個別健診を実施します。疾病ならびに心身の発育発達の状況について診察し、健診の結果を踏まえ、必要な支援を行います。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●受診案内件数：1,947 件</li> <li>●受診児数：1,887 人</li> <li>●受診率：96.9%</li> </ul>	個別通知のほか子育て支援メールなどを活用し、受診率の向上に努めます。引き続き、未受診児への家庭訪問等を行い、未受診児把握に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
51	1歳6か月児健康診査事業	1歳6か月から1歳8か月の幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般健康診査を協力医療機関で随時、個別実施します。</li> <li>・歯科健康診査を地域医療センターで月2回実施し、歯の疾病、口腔内異常の有無の診査や歯みがき指導、育児相談、栄養相談、歯科相談、こども（心理）相談を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●受診案内件数：1,973 件</li> <li>●一般健康診査受診児数：1,865 人</li> <li>●一般健康診査受診率：94.5%</li> <li>●歯科健康診査受診児数：1,773 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法の改善や健診従事者の研鑽、健診の周知に努め、受診者の満足度向上と受診率アップを目指します。</li> <li>・養育者への育児不安の解消など、育児支援に重点をおき実施します。未受診者については早期に訪問等で状況確認を行い、必要な育児支援につなげます。</li> </ul>

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
52	3歳6か月児健康診査事業	3歳6か月から3歳8か月の幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診により月2回実施します。一般健康診査では心身の発育発達や疾病の有無について診察し、歯科健康診査では、むし歯や口腔内の異常等を診察します。</li> <li>・視聴覚検査は専門機関に委託し精度管理を図ります。</li> <li>・健康診査の中では育児、栄養、歯科、こども（心理）相談を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●受診案内件数：2,055 件</li> <li>●受診児数：1,970 人</li> <li>●受診率：95.9%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、健診時間の短縮や保護者のニーズに対応し、受診者の満足度と受診率の向上に努めます。</li> <li>・就学前健診までの最後の乳幼児健診となるため、幼稚園・保育所へも周知を行います。また、未受診家庭に対して対象児全数の状況把握に努めます。</li> </ul>

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
53	経過検診事業	発育・発達面で経過観察、保健指導を行う必要がある乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
・保健福祉センターで月1回実施します。小児科医により発育・発達面の再確認を行い、必要に応じて、保健師、管理栄養士による相談、保健指導を行います。 ・心理相談員によるこども相談（発達相談）は、月2回実施します。	●経過検診（小児科医による）回数：12回 ●受診者数：137人 ●こども相談（発達相談）回数：24回 ●こども相談（発達相談）利用者数：63人	発達面での経過観察を要する乳幼児が多く、適切な時期での支援が行えなことがあります。心理相談員による相談枠を増加するなど適切な時期に支援ができるよう配慮し、乳幼児の健やかな成長と保護者の育児不安の解消に努めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
54	低体重児育児支援事業	出生時体重が2,500g未満の子どもとその保護者	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
母子保健法の「低出生体重児の届出」に基づき、訪問指導（全数訪問）を実施します。	●低体重児訪問指導者数：197人 ●低体重児経過検診受診者数：127人 ●低体重児経過検診（こども相談）相談者数：34人 ●低体重児育児教室参加者数：70人	低出生体重児を早期に把握し、対象となる乳幼児が必要な支援を受け、発育発達を促し、健やかに成長していくよう、周産期医療の専門病院や市内医療機関との連携を図ります。また、親の育児不安に寄り添い、さまざまな事業と連携しながら継続的に支援します。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
55	保育所健康管理事業（市立保育所）	市立保育所入所児童	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
年2回、内科医、歯科医による健康診断を行うほか、尿検査を受検させるとともに、日常の保育の中でも健康状態を適切に把握します。	●健康診断実施回数：16回 ●尿検査実施回数：1回 ●健康診断受診児童数：1,936人 ●尿検査受診数：162人	現状のまま継続します。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
56	予防接種事業	予防接種法に基づく対象者及び成人風しん予防接種費用助成対象者	健康づくり推進課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
・予防接種法に基づく予防接種を実施します。 ・特定の任意予防接種の接種費用に対し、助成を行います。	●個別通知・広報等での周知回数：1,012回 ●協力医療機関：163施設	・市民が予防接種について正しく理解し、対象者が適正に予防接種を受けることができるよう、正しい情報提供や協力医療機関の精度管理を行っていきます。 ・成人風しん予防接種の費用助成について、母子手帳交付時にチラシを配布する等、周知方法を検討していきます。	

## 個別目標③ 食育の推進

### 現状と課題

- 乳幼児期は、栄養のバランスのとれた食習慣を身につけ、楽しく食べるなどの豊かな食経験を重ねることが重要です。本市ニーズ調査では、「子どもの食事や栄養」について 31.9%の方が困りごととして感じており、離乳食や幼児食に関する情報提供や支援が求められています。
- 家族のあり方やライフスタイルの変化とともに、子どもの「食」をめぐる環境が変化し、野菜摂取の不足、朝食の欠食、孤食など、食生活の乱れが指摘されており、子どもの健やかな心身を育むために食育を支援していく環境づくりが必要です。

### 施策の方向性

- 子どもの健やかな心身を育むため、母親父親教室、育児教室、育児相談、保育所等での給食提供などを通して、子どもの発育・発達にあった食の重要性を学ぶ機会を提供し、乳幼児期からの食習慣づくりを支援します。
- 子どもの孤食を減らす取組や、保護者への子育て支援のため子ども食堂の運営団体へ補助金を交付します。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	母子保健相談指導事業	妊婦とその夫及び乳幼児とその保護者	すくすく子育て課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
・妊娠届を受理し、母子健康手帳を交付します。 ・妊娠・出産に向けた知識の普及啓発のための「プレママ・パパ教室」「イクメン講座」、乳幼児期の育児教室として「もぐもぐ教室」等を開催します。	●プレママ・パパ教室、イクメン講座 参加者延べ数：1,447 人 ●もぐもぐ教室参加者数：585 人 ●1歳児育児教室参加利用者数： 471 人 ●2歳児歯科相談利用者数：236 人	各種教室や相談の場について、保護者の不安解消となるよう、適宜、開催方法や内容の見直しを行い、引き続き、事業内容の充実を図ります。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
57	保育所給食事業（市立保育所）	市立保育所の入所児童及び一時預かりで受け入れた児童、職員、保育実習生	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
所管課の管理栄養士が立案した献立に基づき調理員が調理し、通常保育における昼食、おやつ（0歳から2歳児は午前のおやつも）及び延長保育における補食の提供を行います。	●年間総給食数：137,985 食 ●一日あたりの平均給食数：551 食	当面は現状のまま維持します。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
58	こども食堂支援事業	こども食堂を実施する団体	こども・青少年課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
こども食堂を実施する団体に対して補助金を交付します。		●補助金交付団体数：4 団体	補助金の交付のほか、実施団体間の連携や食材等の寄附を行う団体との連携を支援することで、事業内容の充実を図ります。



## 個別目標④ 子どもの安全を守る取組の推進

### 現状と課題

- 子どもの健やかな成長のための基盤として、安全で安心な環境が確保されているということは重要なことです。事件や事故、災害など不測の事態から子どもの命や安全を守るしくみや、地域社会全体で子どもを見守る取組などが必要です。

### 施策の方向性

- 乳幼児など、小さな子どもの命を守る観点から、保護者の安否確認や保育施設等における安全対策のほか、災害時に出産後間もない母子が避難する場所の確保などを進めます。
- 地域での安全・防犯の取組への関心が高まる中、すべての子どもが安心して生活ができ、地域の中で見守られ育てられるような安心・安全な環境づくりを進めます。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
59	赤ちゃんまもるくん	乳幼児（0～3歳未満児）とその保護者等	こども総務課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
3歳未満の乳幼児を抱える保護者が不測の事態で死亡した場合など、子どもの命に危険が及びリスクを低減するため、メールで保護者の安否を確認します。	●登録人数：4人	より多くの方に利用してもらえるよう、引き続き施策の推進を図ります。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
60	保育所等乳児見守り安全対策事業	保育所等に通園している0歳児児童	ほいく課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
赤ちゃんまもるくん2として、体動センサを購入し、各施設の0歳児保育に必要な数を配付します。	●体動センサ配付台数：478台	配付後に公立保育士が定期的に各保育所等を訪問し、機器を活用しながら乳児の突然死等を防ぐための安全対策が実施されているか確認し、必要に応じて助言や指導などを実施します。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	公私連携型保育所等整備事業	公募型プロポーザル方式により決定する整備事業者	ほいく課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
送迎ステーション事業や一時預かり事業等を実施するとともに、災害時には乳児やその保護者に特化した避難所（赤ちゃんまもるくん3）として活用する機能を有した低年齢児型保育所等を設置するため、民間事業者が整備する施設をリースします。	実績なし（令和2年度新規事業）	整備事業者、運営法人、市の3者で調整しながら建物の整備を進め、令和3年1月に建物完成、2月から賃貸借開始、4月に開所予定です。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
61	大和市子ども見守り活動協議会	大和市内の公立小学校に通学する児童	教育総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>市全域の教職員、児童の保護者、自治会やPTA、交通安全関連団体の代表者等の間で、登下校の見守り活動に関する情報共有を図ります。</li> <li>見守り活動を行う多くのボランティアを「大和市子ども見守り隊」として組織し、見守り活動を実施します。</li> </ul>		実績なし（令和元年度新規事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯や交通安全の観点から、各ボランティア団体で組織横断的に情報やノウハウを共有し、市内全体の登下校時の見守り活動の充実を図ります。</li> <li>事件などの緊急情報を迅速に共有するとともに、見守り活動に関する課題については、各組織が協力して解決できるよう努めます。</li> </ul>

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
62	地域防犯活動支援事業	市民全体、大和市防犯協会、自主防犯活動団体	生活あんしん課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯協会、自主防犯活動団体に対し、補助金を交付するなど活動支援をします。</li> <li>大和警察署、防犯協会、自治会、防犯ボランティア団体などと連携し、防犯活動を実施します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●重点地区防犯キャンペーン等参加人数：771人</li> <li>●大和市防犯協会ニュース配布枚数：4,000枚</li> <li>●地域安全活動重点地区事業数：8回</li> <li>●子ども向け防犯教室開催数：8回</li> </ul>	今後も警察、防犯活動団体と連携し、防犯対策、啓発事業を多角的、継続的に行い、市民一人ひとりの防犯意識の高揚につなげます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
63	地域防犯活動推進事業	市民、市民団体、事業者など	生活あんしん課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>警察署と連携し、防犯キャンペーン、防犯教室を実施します。</li> <li>市民との協働事業による防犯活動を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯教室の実施回数：11回</li> <li>●協働事業実施回数：58回</li> </ul>	警察、防犯協会等の団体と連携し、「やまと PS メール」や「やまと SOS 支援アプリ」など各種媒体で防犯情報を発信するとともに、「安全安心センター」等の事業を通じて市民の防犯意識の醸成を図ります。

## 基本目標4 子どもの生きる力をのばす環境づくり

### 個別目標① 放課後の生活、遊び、学びがつながる居場所の充実

#### 現状と課題

- 子育て環境の変化などに伴い、すべての子どもが安全で安心して放課後を過ごすことができる居場所の確保が求められています。本市ニーズ調査においても「子育てに関して、もっと充実してほしい大和市のサービス（複数回答）」では、「放課後児童クラブ・放課後子ども教室など、放課後に子どもが安心して過ごせる居場所」を選択した人が48.2%と最も多くなっています。
- 保護者の就労等により放課後に子どもを預かる「放課後児童クラブ」は、対象年齢の拡大や共働き家庭の増加により、入会児童数が増加しています。学校の余裕教室等の活用などを進めた結果、入会を希望するすべての児童の受け入れを行っていますが、今後もニーズの増加が見込まれることから、引き続き、計画的な受け入れ体制の整備が必要です。
- 放課後児童クラブでは、発達の課題など配慮が必要な児童が増加しています。一人ひとりの入会児童が安心して放課後の時間を過ごせるよう、対応の充実が求められています。
- 本市ではすべての公立小学校で、児童の安全安心な遊びの場として「放課後子ども教室」を、学びの場として「放課後寺子屋やまと」と「放課後寺子屋プログラミング教室」を開催しています。これらの事業には放課後児童クラブに通う児童も参加することができ、すべての小学校において新・放課後子ども総合プランにおける一体型又は連携型の運営を行っています。今後も各事業を継続しつつ、一層の連携と効果的な実施に取り組むことが重要です。

#### 施策の方向性

- 子どもの主体性を尊重し、発達段階に応じた適切な生活・遊び・学びの場の提供を通して、子どもたちの「生きる力」を育み、豊かで快適な放課後を過ごせる環境づくりを目指します。
- 学校内における放課後の児童を対象とした事業の実施にあたっては、運用や使用教室等について学校や教育委員会との協議、調整を行うとともに、各事業が発行するたより等を通じて、児童や保護者等に事業の周知を図ります。
- 放課後児童クラブについては、学校施設の活用などを通じて、引き続き、入会を希望するすべての児童の受け入れが行えるよう定員数の拡大を図るとともに、放課後児童支援員の人材の確保を図ります。また、開所時間はじめとした、多様化する保護者のニーズを把握し、適切な事業運営を図ります。
- 配慮が必要な子どもを含め一人ひとりの子どもに応じた適切な支援を行うため、関係機関の連携を図るとともに、研修等を通じて放課後児童支援員等の資質の向上を図ります。

## 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
64	児童館管理運営事業	市内在住6歳以上 16 歳未満の者、市内居住の付添人のある6歳未満の者、児童の育成に関する事業を行う団体	こども・青少年課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
指定管理者が地域に密着した管理運営を行うとともに、さまざまな季節の事業を通し健全で情操豊かな児童等の育成を図ります。		●利用人数：118,749 人 ●1 館あたりの行事実施回数：12 回	来館者数や利用者ニーズを考慮し、来館者数の増加や質の向上につながる事業の充実を図ります

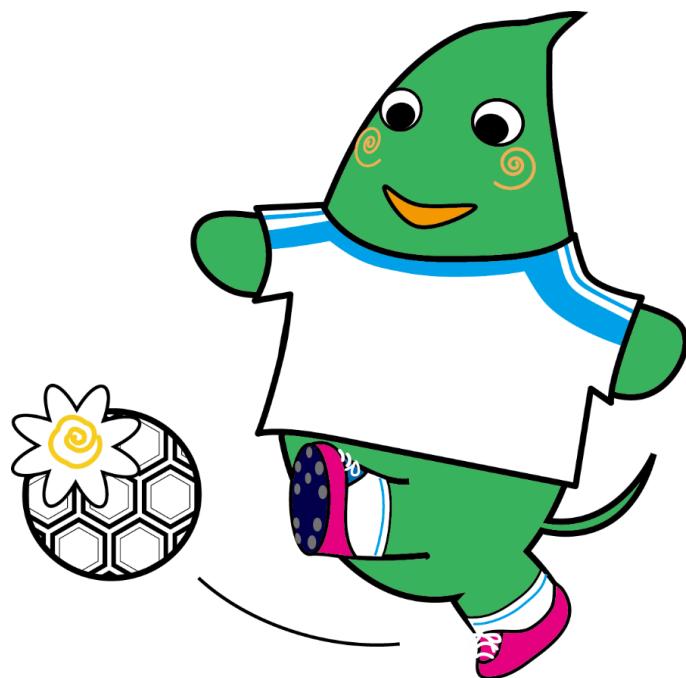
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
65	放課後児童クラブ事業	放課後帰宅しても、保護者の就労や疾病等により、健全な育成を受けられない児童	こども・青少年課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
放課後に保護者が就労等により健全な育成を受けられない児童に対し、学校の余裕教室等を活用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。		●入所児童数（公営）：1,356 人 ●入所児童数（民営委託）：125 人 ●入所児童数（民営補助）：226 人	今後も入会希望児童数の増加が想定されることから居室や人材を確保するとともに、保育の質を高める人材育成に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
66	学力向上対策推進事業	放課後寺子屋やまとは、小学校の全児童、中学校の全生徒。放課後子ども教室は、小学校の全児童。	指導室
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
・放課後寺子屋やまとは、教職員経験者による学習支援等を行い、考える力を育みます。 ・放課後子ども教室は、異なる学年や地域の方々との交流や遊びを中心としたさまざまな体験を通して、児童の健全育成を図ります。		●放課後寺子屋やまとを開催した校数：小学校 19 校、中学校 9 校 ●放課後子ども教室を開催した校数：小学校 19 校	すべての児童生徒が参加しやすい環境・人員を整え、より細やかな指導を目指します。また、効果的な事業運営を行うため、放課後児童クラブ等との継続した連携を図るなど、放課後の居場所の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
67	放課後寺子屋プログラミング教室	小学校の全児童・中学校の全生徒	教育研究所
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
プログラミングへの興味・関心を持つ児童生徒のすそ野を広げるため、各学校の PC ルームを会場とし開催します。		実績なし（令和元年度新規事業）	令和2年度から開催日を増やし、児童生徒のプログラミングに対する興味・関心をより高めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
68	放課後児童クラブ施設整備事業	放課後児童クラブ	こども・青少年課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
放課後児童クラブへの入会希望児童数が、既存施設の定員を超えると予測される小学校について、放課後児童クラブの受け入れ体制の整備を行います。	●放課後児童クラブ整備施設数：1 件	入会児童数の増加により、既存の施設では受入れが困難な小学校区については、小学校敷地内も含めた新たな施設整備を進めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	こども食堂支援事業	こども食堂を実施する団体	こども・青少年課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
こども食堂を実施する団体に対して補助金を交付します。	●補助金交付団体数：4 団体	補助金の交付のほか、実施団体間の連携や食材等の寄附を行う団体との連携を支援することで、事業内容の充実を図ります。	



## 個別目標② 豊かで多様な遊びや体験の場づくり

### 現状と課題

- 小学校就学後の学童期以降は、「生きる力」を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。学校教育の場に加えて、野外活動や世代間交流などの多様な体験の機会を提供し、子どもの豊かな社会性や人間性を育むことが重要です。
- 子どもがのびのびと遊べる場、安全に利用できる居場所が身近な地域に少なくなっています。本市ニーズ調査でも、小さな子どもでも安心して遊べる場所やボールを使った遊びができる場所、雨の日でも室内で遊べる場所を求める声など、遊び場や公園に関する意見が多く寄せられました。
- 本市では、平成28年度に文化創造拠点シリウス内の屋内こども広場を、平成30年度に市民交流拠点ポラリス内のプレイルームなど屋内の遊び場を整備し、運営しています。また、子ども心身の健全な育成における外遊びの重要性から平成29年度には「大和市子どもの外遊びに関する基本条例」を制定しており、同条例に基づく施策の充実が求められています。

### 施策の方向性

- 多様な体験や交流を通して、子どもや青少年の情操を高め、心豊かな人間性やリーダーシップを養うことを目的とし、自然体験、社会体験、運動、遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。
- 屋内こども広場の運営などを通して、幼児から学齢の子どもまで、安心してのびのびと遊ぶことができる場を提供します。また、外遊びの機会を創出するため、「ボール遊びもできる公園」など環境の整備に努めるほか、外遊びに関する地域イベントの開催など、「大和市子どもの外遊びに関する基本条例」に基づく施策を進めます。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
69	緑野青空子ども広場管理運営事業	市民	子ども・青少年課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
緑野青空子ども広場を、地域の方との協働事業として、管理運営します。	●利用可能日数：145日 ●イベント開催回数：2回	誰もが安全で安心に施設を使用できるよう、運営委員会とともに遊具のあり方、管理方法などについて、継続した検討を行うとともに、情報共有を行います。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
70	青少年育成事業	学校高学年から青年まで	子ども・青少年課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
大和ユースクラブに青少年に関わる事業を委託し、自主企画・自主運営を促進します。	●ユースクラブ活動日数：92日	大和ユースクラブについて、事業の周知方法等を継続して検討していきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
71	こども体験事業	小学5・6年生 20人及び中学生 10人	こども・青少年課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
東日本大震災の被災地において、地域の人達との交流や被災地体験プログラムなどを行います。		●公募による実行委員数：8人 ●実行委員会開催回数：4回	新たな交流活動として民泊を実施し、今後も継続して新しい活動内容を検討していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
72	青少年キャンプ施設管理運営事業	青少年、青少年育成団体、親子等	こども・青少年課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
泉の森ふれあいキャンプ場を開設し、青少年団体や親子等に提供します。		●開設日数（泉の森ふれあいキャンプ場）：302日	施設の維持管理を適切に行い、利用者の安全を確保するとともに、利用率の向上を目指します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
73	親子ふれあい推進事業	市民	こども・青少年課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
・ふれあい広場推進委員会に委託し、市内 15箇所でふれあい広場を実施実施します。 ・青少年指導員連絡協議会に委託し、親子ナイトウォークラリーを実施します。		●ふれあい広場開催回数：15回 ●親子ナイトウォークラリーコース数：3本	事務局として、さらに効果的、効率的な運営手法について、委託先と検討を重ねて、効率化を図っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
74	青少年センター運営事業	市内在住、在勤、在学の青少年、青少年団体、青少年育成関係者等	こども・青少年課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
・青少年健全育成の立場から、青少年や青少年団体等へ施設を提供します。 ・青少年センターまつりや母と子のブレイルームを実施します。		●年間利用者数の累計：3,596人 ●青少年センターまつり参加団体数：3団体 ●母と子のブレイルーム参加者数：74人	より多くの青少年、青少年団体、青少年育成関係者等が利用するよう、効果的な周知方法を検討するとともに、青少年団体等に引き続き利用を促します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
75	屋内こども広場管理運営事業	0歳からおおむね小学校低学年までの児童とその保護者等	ほいく課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
親子が天候に関わらず安全に安心して過ごせる空間を提供します。		●実績延べ人数：69,569人	指定管理者制度を活用し、実施する各事業のニーズ把握に努め、市民の子育て・子育ちを支援していきます（平成28年11月3日～令和3年3月31日）。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
76	既設公園等大規模改修事業	市民	みどり公園課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園内の老朽化及び破損した遊具、設備等を撤去・新設します。</li> <li>利用者の要望等により、既設公園内に新たな遊具、設備などを設置します。なお、軽微な補修については、維持管理事業において対応しています。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>改修又は新設した施設数：24 箇所</li> <li>改修又は新設した遊具等の数：6 箇所</li> <li>公園施設長寿命化計画に伴い改築した遊具の数：3 基</li> </ul>	公園施設の長寿命化計画に基づき、遊具等の修繕、更新を計画的に行い、利用者の安全を確保するとともに、外遊び条例に伴うボール遊びもできる環境の充実に努めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
77	ゆとりの森管理運営事業	大和ゆとりの森を利用する市民	みどり公園課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
ゆとりの森をスポーツとレクリエーションの場として、安全で快適に利用できるよう管理運営します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>管理日数：365 日</li> </ul>	引き続き指定管理者制度による管理運営を行うため、園内の新たな供用施設を含め適切な施設管理運営を継続します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	青少年指導者育成支援事業	大和市青少年指導員連絡協議会、大和市子ども会連絡協議会、大和市母親クラブ連絡協議会	こども・青少年課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
地域で青少年健全育成を進める団体の協議会活動を支援するとともに、指導者を養成します。また、団体が主体となり、青少年を対象としたイベントを開催します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年指導員年間活動数：443 回</li> <li>市子ども会連絡協議会加入数：30 団体</li> <li>母親クラブ年間活動数：140 回</li> </ul>	事務局として各団体が効果的、効率的な運営ができるよう、助言等の支援をしていきます。また、外遊び条例に基づいた事業を実施していきます。



## 基本目標5 さまざまな家庭の状況に応じた支援体制づくり

### 個別目標① 子どもの権利擁護・児童虐待防止

#### 現状と課題

- すべての子どもが、個性や能力を發揮できるよう、一人ひとりを権利の主体として尊重するとともに、子どもの最善の利益を保証する取組が求められています。
- 児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、いのちをも脅かす深刻な問題です。児童虐待問題に対する意識の高まりなどにより、神奈川県の児童相談所で受け付けた児童虐待相談受付件数は増加しています。
- 虐待の発生予防、早期発見・早期対応のためには、妊娠・出産・子育て期を通して、切れ目のないきめ細やかな相談支援と関係するさまざまな関係機関との連携を強化することが重要です。
- 平成28年の児童福祉法改正では（平成28年法律第63号）、市町村は基礎的な地方公共団体として、身近な場所における児童の相談業務を適切に行なうことが明記されるとともに、児童虐待発生時の迅速・的確な対応のため、支援体制の強化に努めることなどが定められており、市町村が果たす役割はますます高まっています。

図表93 神奈川県所管の児童虐待相談受付件数の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
相談受付件数（件数）	2,707	3,135	3,514	4,190	5,348

#### 施策の方向性

- 児童虐待の発生予防の観点から、子育てに関する不安の軽減や、親の孤立防止、親同士の交流の促進などを進めることができます。「子育て何でも相談・応援センター」による妊娠期から、出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や、出産後間もない時期の家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問」などにより、子育てなどの悩みの相談や情報提供を行います。
- 家庭相談員等が、電話、面接、訪問等を行い、子育て等の悩みの相談に応じることにより相談者の抱える問題の解消を図ります。また、より専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク機能の充実を図るため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、支援体制の強化を図ります。
- 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のために、児童相談所や民生委員・児童委員などの関係機関の連携を強化するほか、産後うつの早期発見・早期支援を行うため産科医療機関ともより一層の連携を進めます。

## 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	妊産婦・新生児等訪問事業	おおむね生後4か月までの乳児がいる全家庭 及び家庭訪問の必要性がある妊産婦、新生児、乳幼児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね生後4か月までの乳児がいる家庭を助産師・保健師・管理栄養士・看護師が訪問し、育児環境の確認や育児支援及び情報提供を行います。</li> <li>各種健康診査において、継続支援が必要な妊婦や乳幼児を対象に保健師や管理栄養士が訪問し、必要な支援を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問指導数(全数・継続支援)：5,317 人</li> <li>●生後4か月までの乳児家庭訪問：1,858 件</li> <li>●赤ちゃん訪問プラス訪問指導人数：117 人</li> <li>●助産師何でも相談支援件数：1,265 件</li> </ul>	今後も訪問に充実する専門職を確保し、訪問稼働率を高め、訪問件数の増加を目指すとともに、育児不安の強い時期に支援できるよう努めます。また、助産師による専門相談の回数を増やし、産前・産後サポートの充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	家庭児童相談事業	児童（0歳から18歳に満たない者）、妊産婦及びその家庭等で相談を希望する者、児童虐待（疑いを含む）の対象家庭	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭相談員等が電話、面接、訪問等により、子育て等の悩みの相談に応じます。</li> <li>児童虐待通告を受けたときは職員が訪問し、児童の安全を確認するとともに、必要に応じて保護者に対して注意喚起を行います。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話・面接・訪問などによる相談件数：9,190 件</li> <li>●児童虐待に関する相談対応世帯数：244 世帯</li> </ul>	平成 28 年度児童福祉法改正により設置が努力義務化された市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置し、相談・支援機能の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	養育支援訪問事業	産後うつ病等により子育てに対して不安や孤立感を持つ家庭や、保護者の精神疾患等により養育に問題のある家庭等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>出産後間もない時期の家庭へ心理相談員などを派遣し、育児に関する専門的な援助を行います。</li> <li>対人接触を図ろうとしない等、育児に問題のある家庭にヘルパーを派遣し、育児や家事を支援することで、安定した児童養育を支援します。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●専門職の訪問件数：760 件</li> <li>●育児・家事支援派遣回数：199 回</li> </ul>	引き続き本事業を継続するとともに、個々の利用状況を踏まえ適切なコーディネートを行い、児童虐待防止に努めていきます。

## 個別目標② 障がいのある子どもと家庭への支援

### 現状と課題

- 乳児期から学齢期までの発達は、その後の成長にとって大変重要な時期です。障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの障がいの状態などに応じた、きめ細やかな教育・保育を行う必要があります。
- 障がいの可能性や発達に不安がある場合、早期に状況を把握し、適切な支援につなげることが重要になります。また、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に、また関係機関が連携して一貫した支援を提供できる体制の充実が望まれます。
- 発達や障がいに関する相談・支援については、社会の変化に伴いニーズが多様化しており、医療的ケアが必要な児童の対応なども含め、より高い専門性が求められています。
- 本市の障がい児の状況は、平成30年度末時点で18歳未満の身体障害者手帳所持者数は130人、18歳未満の療育手帳所持者数は637人となっています。

### 施策の方向性

- 障がい児とその家族の支援については、児童発達支援、自立支援給付、地域生活支援事業などの事業によりサービスを提供するほか、市内の関係機関や県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行います。
- 医療的ケア児とその保護者が地域で安心して生活ができるよう、重度障がい児メディカルショートステイ事業の実施のほか、コーディネーターの配置による相談支援機能の強化など支援体制の整備を進めます。
- 子どもの発達状況の悩みなどに対して、専門スタッフによる相談・支援等を行います。
- 障がい児などの受け入れを進めるために、幼児期の教育・保育施設等に対する支援の充実に努めます。

### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
78	私立幼稚園等特別支援教育支援事業	心身に障がいのある幼児が在籍し、その教育を積極的かつ継続的に行っている私立幼稚園等設置者	ほいく課
事業の概要	指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針	
統合保育実施私立幼稚園等に対して補助金を交付します。	●補助金交付件数：16件	障がい児教育の充実に対する支援の必要性は大きいことから、現状どおり事業を進めます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
79	発達相談支援システム推進事業	発達に支援を要する乳幼児・障がい児	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
就学前の乳幼児に対して、相談員、心理士、言語聴覚士、保育士、理学療法士、作業療法士などの専門スタッフが、専門的見地から相談・支援等を行います。また、軽度・中等度の難聴児に補聴器購入費を助成します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●発達相談件数：546 件</li> <li>●発達相談個別指導回数：2,381 回</li> <li>●発達相談グループ参加延べ人数：866 人</li> <li>●幼稚園・保育所への巡回相談機関数：65 園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児や発達に不安のある子どもへの早期療育・早期支援のため、乳幼児健診事業や児童発達支援などの療育サービス等と一体的に発達相談を行います。</li> <li>・一人ひとりの子どもの状態に合わせた、きめ細やかな教育や保育が行われるよう、専門スタッフによる、幼稚園、保育所等への支援のさらなる強化を図ります。</li> </ul>

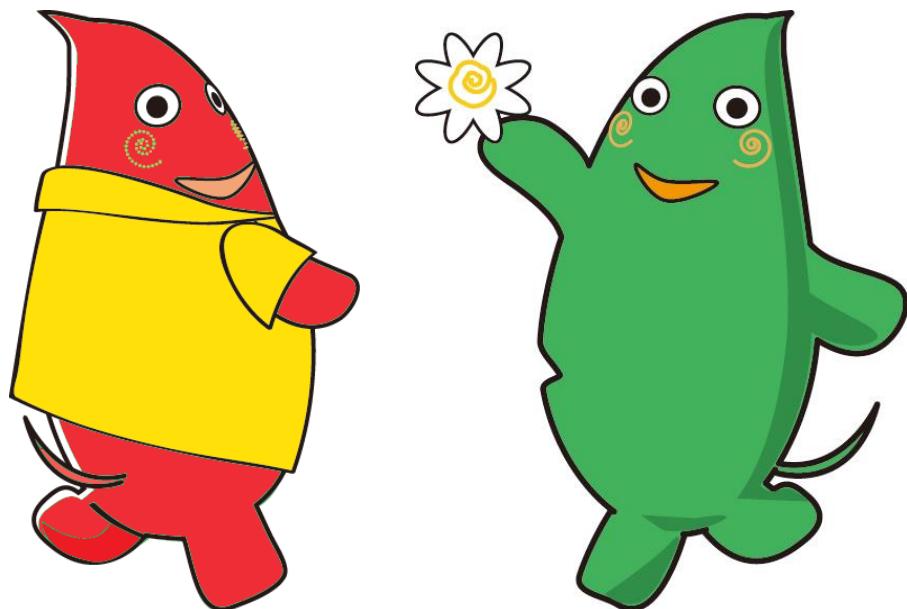
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
80	児童発達支援事業	18 歳未満の障がい児等	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
障がい児の保護者からの申請を受け、障害児通所給付費の支給を行います。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援支給決定者数：184 人</li> <li>●放課後等デイサービス支給決定者数：745 人</li> <li>●保育所等訪問支援支給決定者数：17 人</li> <li>●サービス利用計画作成支給決定者数：930 人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりがニーズに応じた支援を受けることができるよう、事業者に対しサービス提供体制の拡充を促します。</li> <li>・障がい児や発達に不安のある子どもへの支援のさらなる向上のため、関係機関での連携を強化し、支援の充実を図ります。</li> </ul>

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
81	特別障害者手当等支給事業	常時介護を必要とする重度の在宅障がい児者	障がい福祉課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、重度の在宅障がい児者に手当を年4回支給します（特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当）。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児福祉手当受給者数（延べ）：1,323 人</li> </ul>	国制度に基づき、継続して事業を進めます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
82	障がい児自立支援給付事業	障がい児及び難病等の児童のうち、日常生活において支援が必要であり、自立支援給付の利用を希望する児童	すくすく子育て課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
障がい児及び難病等の児童の保護者からの申請を受け、自立支援給付費を支給します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームヘルプ支給決定者数：11 人</li> <li>●短期入所支給決定者数：72 人</li> </ul>	障がい児とその家族のニーズが多様化する傾向にあることから、ニーズに応じた支援を受けることができるよう、事業者に対しサービス提供体制の拡充を促します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
83	障がい児地域生活支援事業	障がい児及び難病等の児童のうち、日常生活において支援が必要であり、地域生活支援事業の利用を希望する児童	すくすく子育て課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
障がい児及び難病等の児童の保護者からの申請を受け、地域生活支援事業を行います。	●移動支援支給決定者数：105 人 ●日中一時支援支給決定者数：134 人	医療的ケア児のためのコーディネーターの配置による相談支援機能強化など、多様化する傾向にある地域のニーズに合わせた支援を行います。	

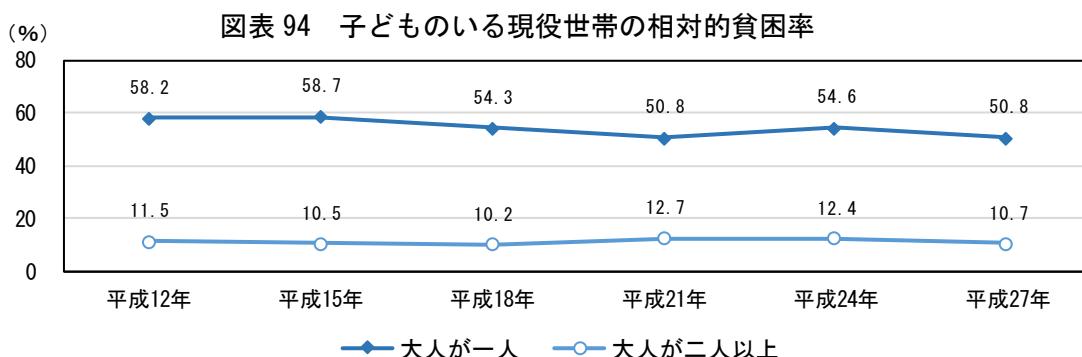
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	民間保育所等運営支援事業	民間認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業者	ほいく課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
市内施設における職員体制の充実を図るために補助金を交付します。	●補助金の交付を受けた市内施設数：39 箇所	国の子育て支援策の動向に注視しつつ、施設に対する適切な支援を続けていきます。	



## 個別目標③ ひとり親家庭への支援

### 現状と課題

- 厚生労働省の「平成 28 年国民生活基礎調査」によると、平成 27 年度の子どもがいる現役世帯の貧困率は、大人二人以上の世帯が 10.7% であったのに対し、大人が一人の世帯は、50.8% で半数以上が相対的な貧困状態にあります。



資料：厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査」

- 本市における平成 30 年度末の児童扶養手当受給者は 1,569 人となっており、近年減少傾向にあります。ひとり親家庭では、その多くが仕事と子育ての両方を一人で担う必要があり、収入、就職、住まい、病気の対応等さまざまな課題を抱える傾向があるため、多面的な支援に取り組む必要があります。

図表 95 児童扶養手当受給者数の推移

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
受給者数 (人数)	1,665	1,651	1,590	1,569

### 施策の方向性

- ひとり親家庭のさまざまな相談にきめ細やかな対応ができるよう母子・父子自立支援員を配置するとともに、ひとり親家庭等を対象としたセミナーの開催やハローワークの出張相談を開催するなど、相談や情報提供の機会を充実します。
- ひとり親家庭が安心して仕事と子育てを両立することができるよう、保育や放課後児童クラブの利用への配慮、就業に向けた教育訓練の支援、生活支援の充実を図ります。
- 児童扶養手当、医療費助成、家賃助成など、ひとり親家庭の生活の安定を図るための経済的支援を行います。

## 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
84	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母（もしくは養育者）とその児童	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
•申請により、認定を行い、医療証を交付します。 •保険診療の医療費のうち自己負担額を助成します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者数：3,836 人</li> <li>●受診件数：54,513 件</li> </ul>	保険医療制度改正や県の制度改正などを除き、現状のまま継続していきます。

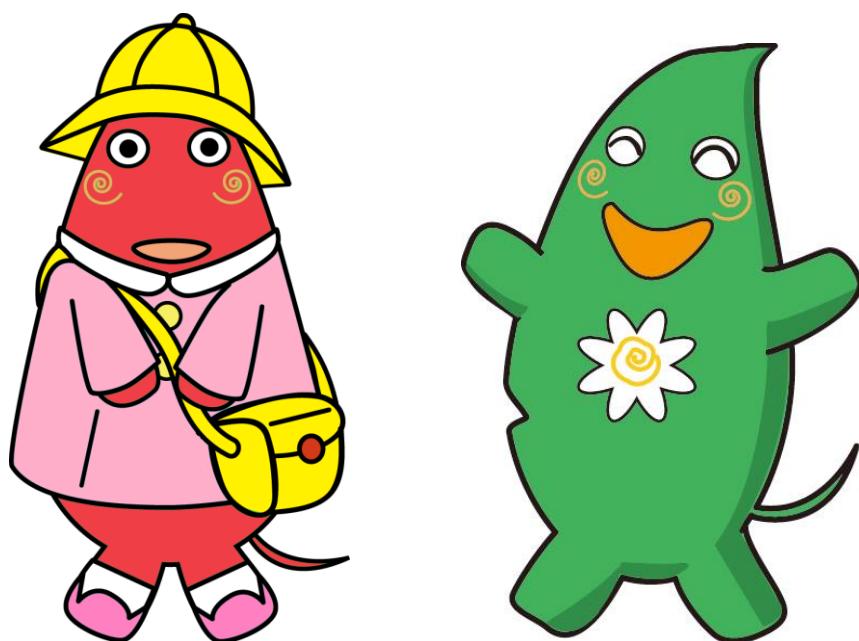
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
85	ひとり親家庭等家賃助成事業	住居として住宅を借り受けているひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
ひとり親家庭等の住居に係る費用の負担を軽減します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●助成世帯数：854 世帯</li> </ul>	経済状況が厳しい中、ひとり親家庭等を支援していく必要があることから、現状のまま継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
86	ひとり親家庭等相談事業	生活上の問題を抱えるひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
生活上の問題等さまざまな相談に対応できるよう母子・父子自立支援員を配置し、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、相談業務を行います。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談件数：1,730 件</li> </ul>	支援員の資質向上に努め、相談業務の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
87	児童扶養手当支給事業	母子世帯・父子世帯等	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
申請に基づき、戸籍・所得等の書類を審査し、認定後、申請者に手当証書を交付し、手当を支給します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●受給者数：1,569 人</li> </ul>	受給者資格異動（新規、喪失、額改定など）や制度改正に的確に対応し、手当の適正な支給に努めていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
88	母子家庭等自立対策支援事業	ひとり親家庭の父又は母等	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
就職の促進のため、国の事業実施要綱に基づき資格取得や教育訓練、高等学 校卒業程度認定試験合格に向けた講 座の受講者に対して、申請を基に給付 金を支給します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援教育訓練給付金申請者数：4 人</li> <li>●高等職業訓練促進給付金申請者数：4 人</li> <li>●高等学校卒業程度認定試験合格支 援給付金の申請者数：〇人</li> </ul>	ひとり親家庭の父及び母の自立をさ らに促進するために、必要な施策の推 進を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	助産・母子生活支援施設入所事業	妊娠婦で助産費の負担が困難と認められる者、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	こども総務課
事業の概要	指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的に困窮し、助産費用を支払うことが困難な妊娠婦の助産費用を負担します。</li> <li>自立支援が必要と判断された母子を母子生活支援施設へ入所措置します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●助産措置件数：1 件</li> <li>●母子生活支援施設入所措置件数：1 件</li> </ul>	制度を必要とする世帯があることから現状のまま継続し、各関係機関との連携を更に図っていきます。	



## 個別目標④ 外国につながる子ども・家庭への支援

### 現状と課題

- 国際化の進展により、外国人市民のほか、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚の子どもなどいわゆる外国につながる子ども・家庭が増えています。本市における外国人市民の人数は平成31年3月31日現在で78の国と地域の6,716人となり、微増を続けています。
- 外国につながる子ども・家庭は、子育てをはじめ地域社会と接触するさまざまな場面で、言語、習慣、文化の違い等から、不安や不自由を感じることがあります。多様な文化を持った子どもと家庭が暮らしやすい環境づくりが求められています。

### 施策の方向性

- 本市の国際化協会と連携し、外国語通訳窓口における外国語通訳事業や、通訳・翻訳サービスなどを実施します。また、これらのサービスを活用することで、外国につながる子どもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者などへの支援を行います。
- 外国につながる子どもに対して、日本語・学習支援ボランティア等による学習支援を行います。

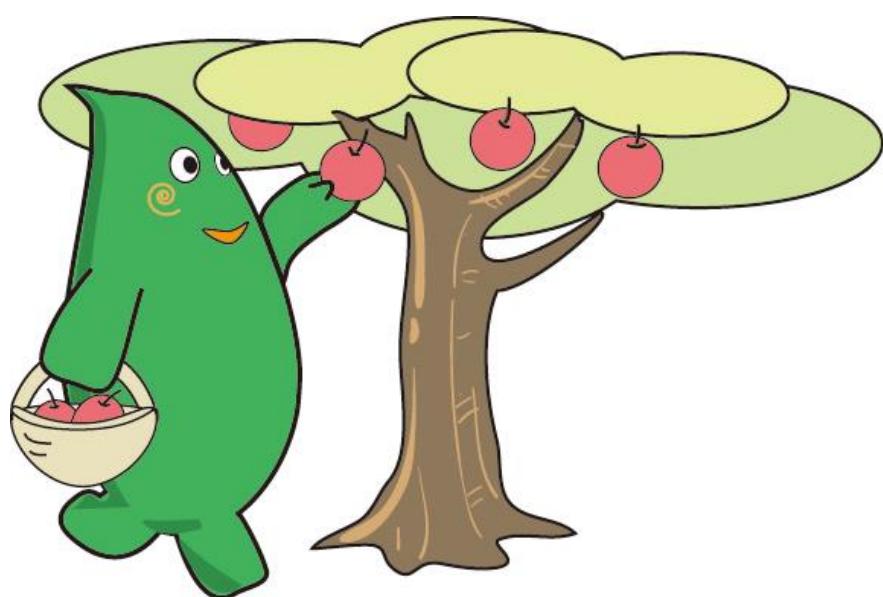
### 具体的な事業

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
89	外国語通訳事業	外国人市民	国際化協会
国際化協会に通訳員（5言語）を設置し、市民からのさまざまな問い合わせに直接、電話、Emailで対応します。	●通訳件数：1,751件	外国人市民のニーズを汲み取りながら、母国語での的確な情報提供を行っていきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
90	通訳・翻訳ボランティアによる通訳・翻訳サービス	市民	国際化協会
行政文書や届出申請の際に必要な公文書等の翻訳を行うほか、病院、公的機関、学校等へ通訳を派遣します。	●通訳件数：172件 ●翻訳件数：307件	通訳・翻訳ボランティア研修会を開催しスキルアップ図っていきます。	

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
91	外国につながる子どもたちへの補習クラスの開催	外国につながる子ども	国際化協会
登録ボランティアが夏休み期間や放課後に日本語や教科の個別指導を行います。	●夏休み子ども教室の参加者数：146人 ●特別支援の参加者数：170人 ●にほんごひろばの参加者数：39人	小中学校や教育委員会、NPOなど関係機関と連携を図り事業の充実を図っていきます。	

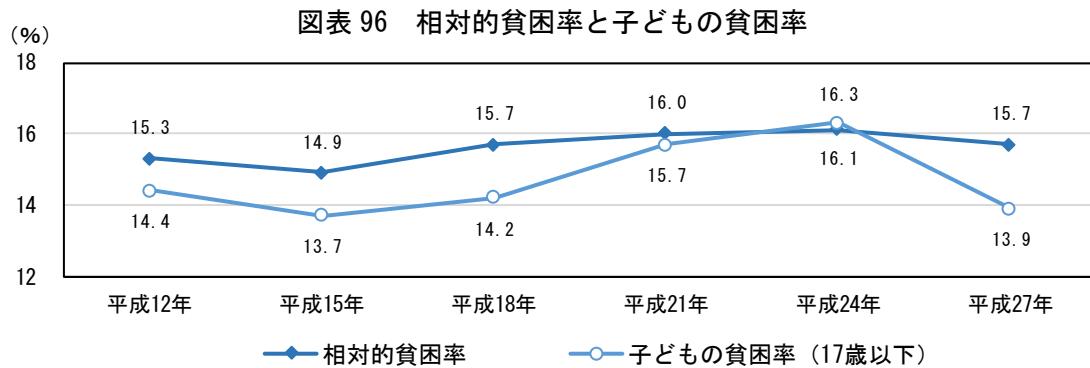
番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
92	大和市プレスクール	小学校入学を控える外国につながる未就学児	指導室
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
簡単な日本語、集団生活のルールを紹介し、学校生活をスタートするための準備を支援します。		●実施回数：30 回	未就学児を対象とした日本語指導を国際化協会と協力して開催します。



## 個別目標⑤ 家庭の経済状況に関わらず、子どもが健やかに育つための支援

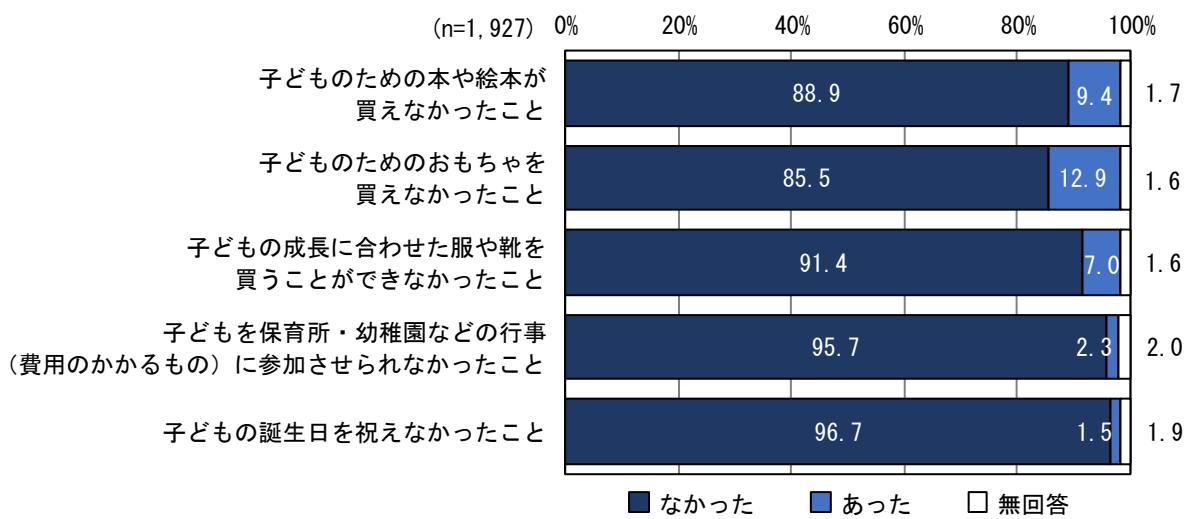
### 現状と課題

- 本市ニーズ調査では、子育てをしていて感じる困りごととして「子育ての出費がかさむこと」が最も多く、58.6%の方が困りごとを感じています。また、「子育てに関して、もっと充実してほしい大和市のサービス（複数回答）」では、「児童手当の支給・教育費の軽減等経済的援助」を選択した人が42.2%と、子育てに関する経済的な負担の軽減が求められています。
- 厚生労働省の「平成28年国民生活基礎調査」によると、「子どもの貧困率」は13.9%で、約7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあります。また、本市ニーズ調査では、経済的な理由でできなかったことの質問に一定数の回答がありました。



資料：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

図表 97 経済的な理由でできなかったこと（子どもの関係）



資料：大和市子ども・子育て支援に関する調査（平成30年度）

- 子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され（令和元年法律第41号）、市町村が子どもの貧困対策について計画を定めるよう努める旨が規定されるなど、市町村が積極的に役割を果たすことが求められています。

- 家庭の経済状況など、生活を取り巻く環境に左右されず、すべての子どもが心身ともに健やかに成長するために、子どもとその家庭に対する支援が必要です。

### 施策の方向性

- 子育て家庭にとって、子どもの教育費等にかかる費用が課題となっています。総合的な少子化対策を推進する一環としての幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当の支給など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- 子どもの貧困対策については、国の「子供の貧困対策に関する大綱」及び「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえ、『教育の支援』、『生活の安定に資するための支援』、『保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援』、『経済的支援』などの観点から、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう取り組みます。
- 本計画においては、この個別目標のほか、生活の安定に資するための支援として、保育等の確保（基本目標1個別目標①及び基本目標4個別目標①）、保護者の健康確保（基本目標3個別目標①）食育の支援（基本目標3個別目標③）と併せて包括的な支援を行います。

### 具体的な事業

#### ＜教育の支援＞

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
93	保育サービス利用助成事業	私学助成の幼稚園、預かり保育を実施する幼稚園、認可外保育施設等を利用する子どもの保護者	ほいく課
事業の概要		指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針
私学助成の幼稚園、預かり保育を実施する幼稚園、認可外保育施設等を利用する子どもの保護者に対して、利用料の助成を行います。		実績なし（令和元年度新規事業）	子ども・子育て支援法の規定に基づき、保護者の利便の増進を図りながら適切に給付します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	学力向上対策推進事業	放課後寺子屋やまとは、小学校の全児童、中学校の全生徒。放課後子ども教室は、小学校の全児童。	指導室
事業の概要		指標値（平成30年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後寺子屋やまとは、教職員経験者による学習支援等を行い、考える力を育みます。</li> <li>放課後子ども教室は、異なる学年や地域の方々との交流や遊びを中心としたさまざまな体験を通して、児童の健全育成を図ります。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後寺子屋やまとを開催した校数：小学校19校、中学校9校</li> <li>放課後子ども教室を開催した校数：小学校19校</li> </ul>	すべての児童生徒が参加しやすい環境・人員を整え、より細やかな指導を目指します。また、効果的な事業運営を行うため、放課後児童クラブ等との継続した連携を図るなど、放課後の居場所の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
94	小・中学校学用品等就学援助事業	大和市立の小・中学校に通う児童・生徒の保護者で、限度額以下の所得者	学校教育課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>経済的理由により、小学校への就学が困難な家庭の負担を軽減します。</li> <li>保護者からの申請をもとに審査し、認定者に対して給食費や学用品費等の援助を行います。</li> </ul>		●就学援助の認定・支給件数 小学校：2,714 件 中学校：1,311 件	認定者の推移や国の動向等を隨時把握しながら、適かつ迅速に事業を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
95	小・中学校医療費等就学援助事業	大和市立の小学校に通う児童の保護者で、認定のめやす金額以下の所得者	保健給食課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>児童・生徒が学校の健康診断等において、特定の疾病について治療が必要と判断された場合、保護者の申請により、医療費を補助します。</li> <li>学校で実施する視力検査の結果、めがねが必要とされた児童・生徒について、保護者の申請により、検眼料及びめがね購入費を補助します。</li> </ul>		●就学援助の認定・支給件数 小学校：2,714 件 中学校：1,311 件	引き続き医療費等の支払事務を適正かつ迅速に行います。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
96	学校給食費助成事業	市内在住で同一世帯にある市立小中学校及び特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒を同時に3人以上養育する者	保健給食課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降の児童生徒に係る学校給食費を助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</li> <li>保護者の申請に基づき、支払った学校給食費実費を年2回に分けて助成します。</li> </ul>		●補助金交付決定件数：230 件	今後も保護者の経済的負担軽減のため、継続して実施します。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
97	奨学生給付事業	選考基準に基づく校長の推薦者（中学3年生）	学校教育課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
経済的理由により、高等学校等への就学希望があるにも関わらず、学資の支弁が困難な家庭の負担を軽減し、生徒の高校進学を支援します。		●奨学生給付人数：117 人	中学校長会議、進路担当者会議における事業内容の説明のほか、全中学校の生徒へ案内チラシを配布するなど、一層の周知を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
98	青少年相談・街頭補導事業	市内の青少年及びその保護者	青少年相談室
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
•電話や来室で相談を受け、課題解消に向けた支援を行います。 •スクールソーシャルワーカー、心理カウンセラーを中心に家庭環境の改善等の支援を行います。		●年間の電話・来室新規相談件数の合計：657 件	•学校と青少年相談室がより密に情報を共有し、学校におけるケースの初期対応に努めます。 •相談員の研修や会議を充実させ、相談員の資質と能力の向上に努めます。

＜生活の安定に資するための支援＞

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	ひとり親家庭等相談事業	生活上の問題を抱えるひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
生活上の問題等さまざまな相談に対応できるよう母子・父子自立支援員を配置し、福祉事務所等の関係機関と連携を図り、相談業務を行います。		●相談件数：1,730 件	支援員の資質向上に努め、相談業務の充実を図ります。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	ひとり親家庭等家賃助成事業	住居として住宅を借り受けているひとり親家庭等	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
ひとり親家庭等の住居に係る費用の負担を軽減します。		●助成世帯数：854 世帯	経済状況が厳しい中、ひとり親家庭等を支援していく必要があることから、現状のまま継続していきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭の父又は母（もしくは養育者）とその児童	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
•申請により、認定を行い、医療証を交付します。 •保険診療の医療費のうち自己負担額を助成します。		●対象者数：3,836 人 ●受診件数：54,513 件	保険医療制度改革や県の制度改革などを除き、現状のまま継続していきます。

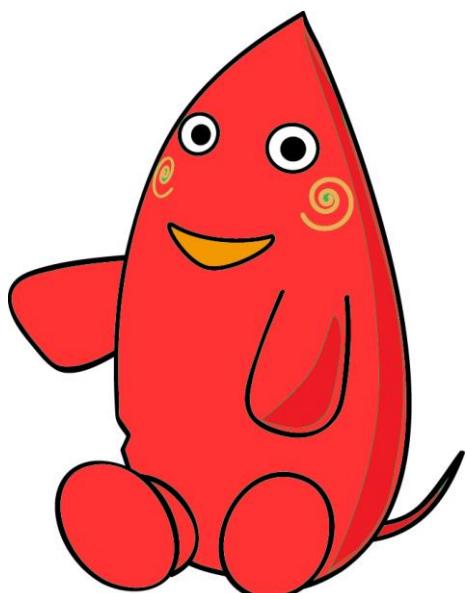
＜保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援＞

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	母子家庭等自立対策支援事業	ひとり親家庭の父又は母等	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
就職の促進のため、国の事業実施要綱に基づき資格取得や教育訓練、高等学 校卒業程度認定試験合格に向けた講 座の受講者に対して、申請を基に給付 金を支給します。		●自立支援教育訓練給付金申請者数：4 人 ●高等職業訓練促進給付金申請者数：4 人 ●高等学校卒業程度認定試験合格支 援給付金の申請者数：〇人	ひとり親家庭の父及び母の自立をさ らに促進するために、必要な施策の推 進を図ります。

＜経済的支援＞

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
99	児童手当支給事業	市内に住所を有し、中学校修了までの児童を監護する父又は母など	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
中学校修了までの児童を監護する父母等を対象に、児童手当を支給します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象児童数：28,607 人</li> <li>●受給者数：18,038 人</li> </ul>	国の制度改正等にも適切に対応し、適正に執行管理を行っていきます。

番号	事業名	対象者・施設	所管・窓口
再掲	児童扶養手当支給事業	母子世帯・父子世帯等	こども総務課
事業の概要		指標値（平成 30 年度実績値）	今後の取組方針
申請に基づき、戸籍・所得等の書類を審査し、認定後、申請者に手当証書を交付し、手当を支給します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>●受給者数：1,569 人</li> </ul>	受給者資格異動（新規、喪失、額改定など）や制度改正に的確に対応し、手当の適正な支給に努めていきます。





## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制及び進行管理

子ども・子育て支援事業の推進は、「こども部」が中心となって行います。推進にあたっては、庁内関係各課と連携して取り組むとともに、幼稚園や保育所などをはじめとする子ども・子育て支援事業者、学校、地域の関係者や関係機関などと連携・協働して取り組みます。

また、計画の進行管理は、毎年度「こども部」が行いますが、「大和市子ども・子育て会議」においても事業の実施状況について審議します。

本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間ですが、国の制度改革、社会経済状況の変化、市民ニーズ、子育て支援事業者の意向の変化などが生じた場合、必要に応じて柔軟に見直しを行います。

### 2 個別事業の点検・評価

本計画は、PDCAサイクル（計画、実施、点検、改善）を着実に実行するため、事務事業評価の結果なども活用しながら点検を行っていきます。

また、個別事業の評価結果を基に、課題の整理や改善に努めます。

### 3 情報公開

毎年度計画の点検結果等を本市のホームページ等で公表します。

# 附属資料

## 1 本計画の策定経過

### (1) 0～5歳の子どもを持つ世帯へのニーズ調査

#### 調査概要

本計画を策定にするにあたり、幼児期の教育・保育等に関するニーズや子育てに関する実態を把握するため、「大和市子ども・子育て支援に関する調査」を実施しました。

#### 調査期間

平成30年11月9日（金）～11月30日（金）

#### 調査対象者

大和市に在住する就学前児童（0～5歳）のいる3,000世帯（外国人世帯を含む）

#### 回収結果

配布票数	回収数（集計対象）	回収率
3,000	1,927	64.2%

### (2) 大和市子ども・子育て会議の開催

#### 所掌事務

- (1) 子ども・子育て支援法の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (3) その他本市における子ども・子育て支援に関し必要な事項

#### 開催状況

- ・第1回 令和元年 5月21日（火）
- ・第2回 令和元年 6月25日（火）
- ・第3回 令和元年 7月30日（火）
- ・第4回 令和元年 8月26日（月）
- ・第5回 令和元年 10月15日（火）
- ・第6回 令和元年 11月25日（月）
- ・第7回 令和2年 1月27日（月）
- ・第8回 令和2年 2月25日（火）

### (3) やまと市民討議会の実施

#### 実施概要

第二期大和市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、これまでの子育て支援施策の成果や課題を確認し、市民の子育て施策のアイデアを今後の計画策定につなげる。

#### 実施日

令和元年8月3日（土） 10：00～16：30

#### 参加人数

35人

#### 場所

市民交流拠点ポラリス 1階 Room7、Room8

### (4) 意見公募（パブリック・コメント）の実施

#### 件名

「第二期大和市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について

#### 意見提出方法

大和市こども部こども総務課宛てに、意見書を直接持参、FAX、郵送、電子申請のいずれかの方法により提出

#### 募集期間

令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）

#### 募集結果

6人・17件

## 2 大和市子ども・子育て会議規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）により設置された大和市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (3) その他本市における子ども・子育て支援に関し必要な事項

### (委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 教育、保育、保健福祉等の事業に従事する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市長が行う公募に応じた市民
- (8) その他市長が必要と認めた者

### (会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

### (会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第7条 子ども・子育て会議に、別に定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属するべき委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員から会長が指名する。
  - 4 部会長は、当該部会の会務を総理する。
  - 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員からあらかじめ部会長の指定する者がその職務を代理する。
  - 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

(意見等の聴取)

- 第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(秘密の保持)

- 第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援主管課において処理する。

(委任)

- 第11条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

### 3 大和市子ども・子育て会議委員名簿

(令和元年6月1日現在)

	区分	氏名	所属等
1	教育、保育、保健 福祉等の事業に 従事する者	小学校代表	杉山 由美 市立下福田小学校 校長
2		幼稚園代表	下田 知美 やなぎ幼稚園 副園長
3		認可保育所代表	原田 留里子 南林間保育園 園長
4		認定こども園代表	鈴木 裕美 認定こども園 高座みどり幼稚園 園長
5		厚木保健福祉事務所 大和センター代表	小野 聰枝 厚木保健福祉事務所大和センター 保健福祉課長
6		大和市医師会 小児科医代表	村田 要一 むらた小児科 院長
7	子ども・子育て支 援に関する事業 に従事する者	民生委員・児童委員 協議会代表	村瀬 てる代 下鶴間地区民生委員・ 児童委員協議会 地区副会長
8		子育て支援NPO 法人代表	永井 圭子 特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ チャイルドケア 理事長
9		放課後児童クラブ代表	本多 青葉 大和市学童保育連絡協議会 副会長
10		母親クラブ代表	村上 洋子 大和市母親クラブ連絡協議会 副会長
11		子ども会代表	小川 陽子 大和市子ども会連絡協議会 会長
12	学識経験者	学識経験者	聖セシリ亞女子短期大学 幼児教育学科 准教授
13	事業主代表	事業主代表	村松 令隆 水研化学工業株式会社 取締役会長
14	労働者代表	労働組合代表	中尾 隆徳 県中央地域連合 事務局長
15	関係行政機関の 職員	児童相談所代表	大澤 弘美 神奈川県中央児童相談所 子ども支援課長
16	市民公募	子どもが幼稚園に通園 しているまたは子ども を保育所に預けている 保護者代表	小菅 恭子 市民公募委員
17			金児 ゆり 市民公募委員

## 大和市子ども・子育て事業計画 50 音順個別事業一覧

(令和2年3月現在)

50音	事業名	所管・窓口	掲載頁
あ行	赤ちゃんまもるくん	こども総務課	84
	1歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	80
	屋内こども広場管理運営事業	ほいく課	90
	親子ふれあい推進事業	こども・青少年課	90
か行	外国語通訳事業	国際化協会	100
	外国につながる子どもたちへの補習クラスの開催	国際化協会	100
	学力向上対策推進事業	指導室	87
	学校給食費助成事業	保健給食課	104
	家庭児童相談事業	すくすく子育て課	67
	既設公園等大規模改修事業	みどり公園課	90
	経過検診事業	すくすく子育て課	81
	公私連携型保育所等整備事業	ほいく課	61
	子育てサークルの育成支援事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	71
	子育て支援施設管理運営事業	ほいく課	61
	子育て支援センター運営事業	こども総務課	70
	子育て支援ボランティア養成事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	73
	子育て情報提供事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	68
	子育て世代包括支援センター事業	すくすく子育て課	67
	子育てに関する学習機会の提供事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	68
さ行	子育てに関する相談・援助	社会福祉協議会 子育て支援センター	69
	子育ての仲間作りの機会提供事業	社会福祉協議会 子育て支援センター	69
	こども食堂支援事業	こども・青少年課	83
	こども体験事業	こども・青少年課	90
	産科医等確保支援事業	健康づくり推進課	78
	産後ケア事業	すくすく子育て課	77
	産後健康診査事業	すくすく子育て課	77
	3歳6か月児健康診査事業	すくすく子育て課	80
	私設保育施設支援事業	ほいく課	62
	私設保育施設指導事務	ほいく課	63
	児童館管理運営事業	こども・青少年課	87
	児童手当支給事業	こども総務課	106
	児童発達支援事業	すくすく子育て課	95
	児童扶養手当支給事業	こども総務課	98
	出産育児一時金支給事業	保険年金課	77

50 音	事業名	所管・窓口	掲載頁
さ行	出産費用助成事業	すぐすく子育て課	77
	小・中学校医療費等就学援助事業	保健給食課	104
	小・中学校学用品等就学援助事業	学校教育課	104
	生涯学習センター管理運営事業	生涯学習センター	71
	障がい児自立支援給付事業	すぐすく子育て課	95
	障がい児地域生活支援事業	すぐすく子育て課	96
	奨学金給付事業	学校教育課	104
	小児医療費助成事業	こども総務課	79
	私立幼稚園等運営支援事業	ほいく課	60
	私立幼稚園等特別支援教育支援事業	ほいく課	94
	助産・母子生活支援施設入所事業	こども総務課	76
	青少年育成事業	こども・青少年課	89
	青少年キャンプ施設管理運営事業	こども・青少年課	90
	青少年指導者育成支援事業	こども・青少年課	72
	青少年センター運営事業	こども・青少年課	90
	青少年相談・街頭補導事業	青少年相談室	105
た行	男女共同参画意識啓発事業	国際・男女共同参画課	74
	地域育児センター事業	ほいく課	71
	地域防犯活動支援事業	生活あんしん課	85
	地域防犯活動推進事業	生活あんしん課	85
	中高生保育入門講座	社会福祉協議会 ボランティア振興課	74
	通訳・翻訳ボランティアによる通訳・翻訳サービス	国際化協会	100
	つどいの広場事業	こども総務課	70
	低体重児育児支援事業	すぐすく子育て課	81
	特定教育・保育施設等指導事務	ほいく課	63
	特別障害者手当等支給事業	障がい福祉課	95
	図書館管理運営事業	図書館	68
な行	認可保育所等運営事業	ほいく課	61
	妊娠婦・新生児等訪問事業	すぐすく子育て課	76
	認定保育施設運営費助成事業	ほいく課	62
	妊婦健康診査事業	すぐすく子育て課	76
は行	8か月児健康診査事業	すぐすく子育て課	80
	発達相談支援システム推進事業	すぐすく子育て課	95
	ひとり親家庭等医療費助成事業	こども総務課	98
	ひとり親家庭等家賃助成事業	こども総務課	98
	ひとり親家庭等相談事業	こども総務課	98
	病児保育事業	ほいく課	64

50 音	事業名	所管・窓口	掲載頁
は行	ファミリーサポートセンター事業	すぐすく子育て課	65
	不育症治療費助成事業	すぐすく子育て課	77
	不妊治療費助成事業	すぐすく子育て課	76
	保育サービス利用助成事業	ほいく課	103
	保育事業（市立保育所）	ほいく課	61
	保育士等研修事務	ほいく課	63
	保育所給食事業（市立保育所）	ほいく課	82
	保育所健康管理事業（市立保育所）	ほいく課	81
	保育所等施設型給付事業	ほいく課	61
	保育所等乳児見守り安全対策事業	ほいく課	84
	放課後児童クラブ事業	こども・青少年課	87
	放課後児童クラブ施設整備事業	こども・青少年課	88
	放課後寺子屋プログラミング教室	教育研究所	87
	母子家庭等自立対策支援事業	こども総務課	98
ま行	母子保健相談指導事業	すぐすく子育て課	67
	ボランティアグループ活動支援	社会福祉協議会 子育て支援センター	73
	未熟児養育医療給付事業	こども総務課	79
	緑野青空子ども広場管理運営事業	こども・青少年課	89
	民間保育所建設・増設支援事業	ほいく課	60
や行	民間保育所等運営支援事業	ほいく課	63
	民生委員児童委員活動支援事業	健康福祉総務課	73
	大和市家庭・地域教育活性化会議支援事業	こども・青少年課	72
	大和市子ども見守り活動協議会	教育総務課	85
	大和市プレスクール	指導室	101
	ゆとりの森管理運営事業	みどり公園課	91
	養育支援訪問事業	すぐすく子育て課	68
よ行	予防接種事業	健康づくり推進課	81
	4か月児健康診査事業	すぐすく子育て課	80



【表紙イラスト】

ほやの あやこ HOYANO AYAKO

(「第5回YAMATOイラストレーションデザインコンペ」優秀賞受賞)



第二期大和市子ども・子育て支援事業計画

**ハートンプラン**

発行日／令和2(2020)年3月  
編集発行／大和市こども部こども総務課

大和市保健福祉センター  
〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号  
電話 046-260-5606  
ホームページ <http://www.city.yamato.lg.jp/>